

平成24年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成24年6月11日開会

平成24年6月27日閉会

宿毛市議会事務局

平成24年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成24年6月11日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
(諸般の報告)	
○日程第3 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会中間報告	4
○日程第4 議案第1号から議案第11号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前10時33分)	
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (平成24年6月12日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成24年6月13日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成24年6月14日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成24年6月15日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成24年6月16日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成24年6月17日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成24年6月18日 月曜日)	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11

出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 松浦英夫議員	1 3
市 長	1 6
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 1
2 山上庄一議員	2 1
市 長	2 4
山上庄一議員	2 6
市 長	2 7
山上庄一議員	2 8
3 浅木 敏議員	2 8
市 長	3 2
教 育 長	3 4
浅木 敏議員	3 5
浅木 敏議員	3 8
市 長	3 8
福祉事務所長	3 9
浅木 敏議員	3 9
市 長	4 0
浅木 敏議員	4 0
4 山戸 寛議員	4 0
市 長	4 2
山戸 寛議員	4 3
市 長	4 3
山戸 寛議員	4 3
市 長	4 3
山戸 寛議員	4 3
市 長	4 4
山戸 寛議員	4 4
市 長	4 5
山戸 寛議員	4 5

市 長	4 6
山戸 寛議員	4 6
市 長	4 6
山戸 寛議員	4 6
市 長	4 7
山戸 寛議員	4 7
市 長	4 7
山戸 寛議員	4 7
市 長	4 8
山戸 寛議員	4 8
市 長	4 8
山戸 寛議員	4 8
市 長	4 9
山戸 寛議員	4 9
市 長	5 0
山戸 寛議員	5 0
市 長	5 0
山戸 寛議員	5 1
延 会 (午後 4 時 3 5 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 4 年 6 月 1 9 日 火曜日)

議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 3
欠席議員	5 3
事務局職員出席者	5 3
出席要求による出席者	5 3
開 議 (午前 1 0 時 0 8 分)	
○日程第 1 一般質問	5 5
1 野々下昌文議員	5 5
市 長	5 5
野々下昌文議員	5 5
市 長	5 6
野々下昌文議員	5 6
市 長	5 6
野々下昌文議員	5 6
市 長	5 6

野々下昌文議員	5 7
市 長	5 7
野々下昌文議員	5 7
市 長	5 7
野々下昌文議員	5 7
市 長	5 8
野々下昌文議員	5 8
教 育 長	5 8
野々下昌文議員	5 9
教 育 長	5 9
野々下昌文議員	6 0
市 長	6 0
野々下昌文議員	6 1
市 長	6 1
野々下昌文議員	6 1
市 長	6 2
野々下昌文議員	6 2
市 長	6 2
野々下昌文議員	6 3
2 岡崎利久議員	6 3
市 長	6 3
岡崎利久議員	6 4
市 長	6 4
岡崎利久議員	6 4
市 長	6 4
岡崎利久議員	6 5
市 長	6 5
岡崎利久議員	6 5
市 長	6 5
岡崎利久議員	6 5
市 長	6 5
総務課長	6 5
岡崎利久議員	6 5
総務課長	6 6
岡崎利久議員	6 6
市 長	6 6
岡崎利久議員	6 6

市 長	6 6
岡崎利久議員	6 7
市 長	6 7
岡崎利久議員	6 7
市 長	6 7
岡崎利久議員	6 7
市 長	6 8
岡崎利久議員	6 8
市 長	6 8
岡崎利久議員	6 8
市 長	6 8
岡崎利久議員	6 8
延 会 (午前 1 1 時 3 6 分)	

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (平成 2 4 年 6 月 2 0 日 水曜日)

議事日程	7 1
本日の会議に付した事件	7 1
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
事務局職員出席者	7 1
出席要求による出席者	7 1
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	7 3
1 寺田公一議員	7 3
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
副 市 長	7 3
寺田公一議員	7 4
市 長	7 4
寺田公一議員	7 4
市 長	7 4
環境課長	7 5
寺田公一議員	7 5
環境課長	7 5
寺田公一議員	7 5

環境課長	7 5
寺田公一議員	7 5
市 長	7 6
寺田公一議員	7 6
市 長	7 7
寺田公一議員	7 7
市 長	7 7
寺田公一議員	7 7
市 長	7 8
寺田公一議員	7 8
市 長	7 9
寺田公一議員	7 9
市 長	7 9
寺田公一議員	8 0
市 長	8 0
寺田公一議員	8 1
教 育 長	8 1
寺田公一議員	8 2
教 育 長	8 2
寺田公一議員	8 2
教 育 長	8 3
寺田公一議員	8 4
教 育 長	8 4
教 育 長	8 4
教 育 長	8 5
寺田公一議員	8 5
教 育 長	8 5
寺田公一議員	8 6
教 育 長	8 6
寺田公一議員	8 7
教 育 長	8 7
寺田公一議員	8 7
教 育 長	8 7
寺田公一議員	8 7
教 育 長	8 8
寺田公一議員	8 8
寺田公一議員	8 9

○日程第2 議案第1号から議案第11号まで	89
質疑	89
1 寺田公一議員	89
総務課長	90
産業振興課長	90
建設課長	91
水道課長	92
寺田公一議員	93
水道課長	93
寺田公一議員	93
市長	93
寺田公一議員	94
委員会付託省略（議案第1号及び議案第2号）	94
委員会付託（議案第3号から議案第11号まで）	94
散 会（午後 1時32分）	
議案付託表	95

第11日（平成24年6月21日 木曜日）	休会

第12日（平成24年6月22日 金曜日）	休会

第13日（平成24年6月23日 土曜日）	休会

第14日（平成24年6月24日 日曜日）	休会

第15日（平成24年6月25日 月曜日）	休会

第16日（平成24年6月26日 火曜日）	休会

第17日（平成24年6月27日 水曜日）	
議事日程	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
欠席議員	97
事務局職員出席者	97
出席要求による出席者	97
開 議（午前10時00分）	

○日程第1 議案第1号から議案第11号まで……………	99
(議案第1号)	
討論・表決……………	99
(議案第2号)	
討論・表決……………	99
(議案第3号から議案第11号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長……………	99
総務文教常任委員長……………	100
産業厚生常任委員長……………	100
質疑……………	101
(議案第3号から議案第11号まで)	
討論・表決……………	101
○日程第2 陳情第9号外4件	
(陳情第11号から陳情第13号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長……………	101
質疑……………	102
(陳情第11号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対) ……………	102
表決……………	103
(陳情第12号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対) ……………	104
表決……………	104
(陳情第13号)	
討論・表決……………	105
(陳情第9号)	
継続審査……………	105
(陳情第10号)	
継続審査……………	105
○日程第3 委員会調査について……………	105
継続調査……………	105
(閉会あいさつ)	
市長……………	105
閉会 (午前10時40分)	

委員会審査報告書	108
陳情審査報告書	111
閉会中の継続審査申出書	112
閉会中の継続調査申出書	113

----- . . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議 案	付-3
陳 情	付-4

平成24年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成24年6月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会中間報告

第4 議案第1号から議案第11号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 3号 平成24年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6号 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第 8号 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第10号 あらたに生じた土地の確認について

議案第11号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 宿毛市立小中学校再編調査特別委員会中間報告

日程第4 議案第1号から議案第11号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

2番 山 上 庄 一 君	3番 山 戸 寛 君
4番 今 城 誠 司 君	5番 岡 崎 利 久 君
6番 野々下 昌 文 君	7番 松 浦 英 夫 君
8番 浅 木 敏 君	9番 中 平 富 宏 君
10番 浦 尻 和 伸 君	11番 寺 田 公 一 君
12番 宮 本 有 二 君	13番 濱 田 陸 紀 君
14番 西 郷 典 生 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

1 番 高 倉 真 弓 君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長 岩 本 昌 彦 君
次長兼調査係長 朝比奈 淳 司 君
議 事 係 長 柏 木 景 太 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 沖 本 年 男 君
副 市 長 安 澤 伸 一 君
企 画 課 長 出 口 君 男 君
総 務 課 長 山 下 哲 郎 君
市 民 課 長 河 原 敏 郎 君
税 務 課 長 佐 藤 恵 介 君
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 弘 瀬 徳 宏 君
保 健 介 護 課 長 村 中 純 君
環 境 課 長 岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長 岩 田 明 仁 君
産 業 振 興 課 長 三 本 義 男 君
商 工 観 光 課 長 松 岡 博 之 君
建 設 課 長 岡 崎 匡 介 君
福 祉 事 務 所 長 滝 本 節 君
水 道 課 長 川 島 義 之 君
教 育 長 岡 松 泰 君
教 育 委 員 会
委 員 長 松 田 典 夫 君
教 育 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 沢 田 清 隆 君
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教
セ ン タ ー 所 長 金 増 信 幸 君
学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 野 口 節 子 君
千 寿 園 長 杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会
事 務 局 長 児 島 厚 臣 君
選 挙 管 理 委 員
会 事 務 局 長 嵐 健 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成24年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（浦尻和伸君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月7日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月27日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月27日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

高倉真弓君から、会議規則第2条の規定により今期定例会は欠席する旨の届け出がありました。

去る4月24日に開催されました第74回四

国市議会議長会定期総会において、中平富宏君が、正副議長3年以上の一般表彰を受けられました。

また、5月23日に開催されました第88回全国市議会議長会定期総会において、寺田公一君が、正副議長4年以上の一般表彰を受けられました。

本席から多年にわたり地方議会に貢献されました、その功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

本日まで、陳情5件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月4日付をもって、平成23年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書、平成24年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書、平成23年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書、平成24年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書、平成23年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書、平成24年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書が、同じく、6月5日付をもって、平成23年度西南地域ネットワーク株式会社決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を6月12日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から、報告事項がありますので、発言を

許します。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

開会のあいさつ及び報告事項の説明をさせていただきますと思います。

本日は、平成24年第2回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

先ほど、議長より報告がございましたように、本市議会の議員の中で、2名の方がその長年にわたる御功績に対しまして、全国市議会議長会並びに四国市議会議長会より表彰を受けられましたことは、まことに喜ばしく、心よりお喜びを申し上げます。

両議員におかれましては、今後とも市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、平成23年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告についてでございます。

繰越明許費として、現年度、公共土木施設災害復旧事業ほか17事業、総額5億2,694万6,000円を繰越計算書のとおり、平成24年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告を申し上げます。

報告第2号は、平成23年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費の報告についてでございます。

公共下水道事業として2,421万円を、繰越計算書のとおり、平成24年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

報告第3号は、専決処分の報告についてでございます。

職員の起こした物損事故の和解及び損害賠償額の決定に関する内容でございます。

詳細は、本日、皆様のお手元に配付していただきます報告書のとおりでございます。

次に、平成23年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料を配付しておりますので、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支で、約1億4,400万円の黒字決算となり、決算に伴う剰余金として、8,000万円を財政調整基金に積み立てをいたしました。

また、特別会計では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の2会計で黒字決算となりました。しかし、学校給食事業特別会計につきましては、引き続き、保護者からの給食費の未納があったため、赤字決算となっております。

今後、南海地震対策関連の事業や、定年による職員退職等が見込まれる中、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「宿毛市立小中学校再編調査特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。

宿毛市立小中学校再編調査特別委員長。

○宿毛市立小中学校再編調査特別委員長（今城誠司君） 宿毛市立小中学校再編調査特別委員長。

平成24年第1回宿毛市議会定例会において、

本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております宿毛市立小中学校再編について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行います。

1、調査経過について。

本委員会は、現在、宿毛市における最大の行政課題となっている小中学校再編について、

(1) 現在の学校再編計画の検証

(2) 宿毛小中学校改築案の検証

(3) これまでの再編への取り組みについての検証を主な調査項目として設定し、執行部への質疑や現地視察を踏まえて、これまで8回にわたり、調査研究に取り組んできた。

先の項目中、宿毛小中学校の改築問題は、本委員会としての中心課題であり、市民の関心も高いことから、以下、本件について、これまでの調査概要を報告する。

2、宿毛小中学校改築に関する調査概要について。

教育委員会が決定し、前市長が在任時に了承したところである松田川小学校用地への宿毛中学校改築案は、一部の住民から激しい反発を受け、前回市長選挙において、大きな争点となった。

その結果として、現在地での耐震・改築を公約にあげた沖本市長が当選を果たしたところであるが、本委員会として、改めて、宿毛小中学校の改築について検証を行った結果、下記のような観点から、さらなる調査を進める必要があるとの認識で一致した。

①松田川小学校用地での宿毛中学校改築案について。

本案は、老朽化が著しく、耐震化が困難と推定される宿毛小学校と、児童数が減少している松田川小学校を統合の上、現宿毛小学校グラウンド内に新校舎を建設する。そして、宿毛中学校については、広いグラウンドがとれることや、

高台で津波被害が避けられること、また、市の所有地を使用するため、新たに用地を確保する必要がなく、迅速かつ安価に事業を執行できることなどから、松田川小学校用地へ移転改築しようとする案であるが、調査の結果、次のような問題点があるとの認識で一致した。

ア、通学の安全性と利便性について。

松田川小学校用地に関しては、特に保護者の間から、通学時の安全確保に対する懸念が根強くあったことは周知のとおりである。そのほかにも、宿毛中学校に通学が想定される生徒の居住分布から考えた場合、果たして松田川小学校用地が適切な位置といえるのか、疑問がある。

本来、学校の所在地は、子供たちの通学に最も利便性が高い場所にあるのが理想であり、宿毛中学校校区の人口分布が西方面に移動している状況の中で、あえて東方面に改築を行うことが適切といえるのか。

イ、将来的な統合への対応について。

児童生徒数が将来にわたり減少していくことを想定すると、長期的には、新たな学校再編が必要になることは安易に想像できる。そのため、新たに建設される学校は、今後の再編の受け皿として使用する施設となるべきである。

そのような状況から判断すると、新たな統合の受け皿となる学校の建て位置として、松田川小学校用地が適切といえるのか。

ウ、災害時の対応について。

教育委員会において、松田川小学校用地を選定した時期は、平成22年5月であるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その後の防災対策を根底から見直す契機になった。現在では、新たに公共施設を建設する際には、防災機能をあわせ持つことへの配慮が不可欠であることは、今さら言うまでもない。

本市においては、現在、一時避難のための避難道整備に全力で取り組んでいるところではあ

るが、ほぼ全域にわたり、津波に襲われることが想定されている市街地から西地区に及ぶ地域には、被災後の生活拠点として使える二次避難施設は、現在のところ皆無であり、今後、新たに建設される学校については、そのような防災機能をあわせ持つことが大きく期待されているところである。

また、被災時に市庁舎が使用できなくなった場合の災害対策本部は、運動公園に設置される計画であるが、市庁舎から運動公園へのアクセスが途絶した場合の防災拠点施設として、新たな学校の活用を検討すべきではないか。

そのほか、老朽化が著しい学校給食センターも、遠からず改築の必要性があると考えられるが、新たな学校に給食センターを併設すれば、避難時の炊事はもちろん、食材の備蓄機能を高めることにもつながり、被災時の安心感は格段に高まるのではないかと。

②両校とも現在地で耐震改築する案について。

沖本市長が公約した両校とも現位置での耐震改築する案について、特に中学校に関しては、現用地が手狭なため、子供たちに良好な教育環境を提供することは、困難な面がある。

これは、松田川小学校用地への移転改築案の大きな理由として挙げられたことであり、どのような配置をとるにしても、現在の限られた敷地内に、2校を恒久的な形で併存させることは、教育現場にさまざまな制約を加える結果になる。特に、工事施工中は、グラウンド、体育館、プールなどの使用が制限され、子供たちの教育環境はさらに劣悪となることが予想される。

また、市長が選択肢の一つとしている現敷地内での宿毛小学校改築案については、十分な広さを確保するための民有地の買収が必要となるほか、近隣居住者への日照権や、諸施設のレイアウトの問題など、解決しなければならない数多くの課題がある。執行部としては、これらの

諸課題を解決し、円滑に事業を遂行するための具体的な方法を示すべきである。

先に触れたように、防災機能をあわせ持つ施設として考えるならば、津波被害が想定される現在地に、2校とも併存させることには疑問が残る。

③今後、考慮すべき点について。

これまで、1、松田川小学校用地への宿毛中学校移転、2、両校とも現在地で耐震改築という素案について、検証をしてきたところであるが、先に報告したとおり、両案とも幾つか問題点を抱えている。

市長自身も、本委員会における答弁の中で、当初の考えに固執するものではないとの発言をしているところであり、先の2案以外の方向性についても、検討の余地がある。この際、考慮すべきポイントとして、次の点を挙げておく。

ア、宿毛小学校耐震化の可能性について。

宿毛小中学校の改築を検討する際に、これまでの議論を制約してきた要素として、施設の老朽化の問題があり、中でも宿毛小学校は、早くから改築を絶対条件として議論が進められてきた経過がある。このことは、平成19年の再編計画における教育審議会の答申では、宿毛中学校を先行して改築するとされていたものが、実際の再編計画においては、宿毛小学校改築が先行することになった事実にもあらわれている。

現行の宿毛小学校校舎は、老朽化が著しく、他の学校に比べて耐震化が困難に見えることは事実だが、あくまで印象論にすぎず、耐震化の可能性や、必要となる事業費について、きちんとした検証が行われた形跡は見られない。

今後、小筑紫中学校、片島中学校の耐震工事で用いられることになっているSRF工法（包帯工法）は、比較的安価に耐震化が可能であり、中国四川省の大地震でも、倒壊を免れた実績を持っているほか、愛媛県西条市のように、すべ

ての小中学校を本工法により耐震化した事例もある。このような新しい方法により、宿毛小学校の安全性が担保されるのであれば、宿毛小中学校の建て位置に関する議論を、柔軟に展開することも可能となる。

については、宿毛小学校の耐震化の可能性について、この際、専門家による正式な調査や、試算を実施することが必要と考える。

イ、長期的な財政見通しの検証について。

今後、どのように学校再編を進めるにしても、大きな要素となるのは、コストの問題である。

宿毛小学校のように、老朽化が著しい学校の場合は、耐震化をせずに、初めから改築をするほうが、ダブルコストを避けられるのは事実であり、宿毛中学校建設用地として、松田川小学校用地を選定した主な理由の一つも、市有地を活用することで、経費節減が図れることにある。

しかしながら、コスト論議にしばられる余り、今後、数十年間にわたって使用する重要施設の建設に関する議論が制約されるとしたら、未来を担う子供たちや市民にとって、かえって不利益をもたらすことが危惧される。

よって、今後、計画されている主要な事業を想定した財政シミュレーションを踏まえて、一時的な耐震化や、新たな用地購入が、将来の財政運営上、到底耐えられないほどの負担になるのか、それとも一定の財政規律は保った中で、事業執行することが可能なのかということについて、改めて検討する必要があるのではないかと。

以上、現在までの調査概要の報告を申し上げまして、中間報告といたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの中間報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありません

ので、これにて質疑を終結いたします。

日程第4「議案第1号から議案第11号まで」の11議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成23年度決算に伴い保護者からの給食費の未納金があり、繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、114万5,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案第2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものでございます。

本年9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、新委員として橋本育子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第3号は、平成24年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で8,352万6,000円を追加しようとするものです。

歳出で増額する主なものは、総務費の津波避難計画作成業務委託料1,050万円、土木費の都市再生整備事業費6,042万円などを計上しています。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金2,156万8,000円、市債4,260万円などでございます。

議案第4号は、平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算についてございま

す。

総額で391万3,000円の追加をしようとするものです。

内容につきましては、特定健診の受診率アップを目指し、国保保健指導事業を委託するための予算の追加でございます。

議案第5号は、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてでございます。

総額で89万5,000円を追加しようとするものです。

内容につきましては、施設の修繕費等の追加によるものでございます。

議案第6号は、平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。

総額で、142万9,000円を追加しようとするものです。

内容につきましては、平成23年度地域支援事業交付金の返還による予算の追加でございます。

議案第7号は、平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算についてでございます。

内容につきましては、議案第9号とも関連いたしますが、小筑紫簡易水道からの漏水に起因する損害賠償額の予算の追加でございます。

議案第8号は、宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法が廃止され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳に記載されることとなりますので、印鑑の登録に関して、所要の整備を行うことなど、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第9号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

内容につきましては、宿毛市が所有及び管理

しています小筑紫簡易水道からの漏水によって、「真言宗豊山派龍巖寺」に及ぼした損害について、賠償金額276万490円を、宿毛市が支払うことで和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号は、あらたに生じた土地の確認についてでございます。

宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面を埋め立てたことにより、本市の区域内に新たな土地が生じたので、その土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号は、あらたに生じた土地の字の区域の画定についてでございます。

先ほどの議案第10号の土地につきまして、字の区域を画定することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月12日から6月15日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、6月12日から6月15日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月12日から6月17日までの6日間休会し、6月18日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時33分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 4 年 第 2 回 定 例 会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 9 号	平成 24. 5. 25	伊方原発の再稼働を認めない ことを求める意見書の提出に ついて	四万十市 山本 祐子	総務文教
第 1 0 号	24. 5. 28	消費税増税に反対する意見書 の提出について	消費税増税反対幡多連 絡会 代表 船口 千代松	総務文教
第 1 1 号	24. 5. 31	家族従業員の人権保障のため 所得税法 5 6 条の廃止を求め る意見書の提出について	中村民主商工会 会長 船口 千代松 ほか 1 名	総務文教
第 1 2 号	24. 6. 6	南海大震災に備えて、防災・ 減災・復興に女性の視点を入 れることを求める陳情につい て	新日本婦人の会高知県 本部 代表者 山岡 美和子	総務文教
第 1 3 号	24. 6. 6	女性の政治参加をはばむ衆議 院比例定数の削減に反対する 意見書の提出について	新日本婦人の会高知県 本部 代表者 山岡 美和子	総務文教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 4 年 6 月 1 1 日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成24年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成24年6月18日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

2番 山上庄一君	3番 山戸寛君
4番 今城誠司君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

1番 高倉真弓君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中	純	君
環 境 課 長	岩 本	克 記	君
人権推進課長	岩 田	明 仁	君
産業振興課長	三 本	義 男	君
商工観光課長	松 岡	博 之	君
建 設 課 長	岡 崎	匡 介	君
福祉事務所長	滝 本	節	君
水 道 課 長	川 島	義 之	君
教 育 長	岡 松	泰	君
教育委員会 委 員 長	松 田	典 夫	君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田	清 隆	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増	信 幸	君
学 校 給 食 センター所長	野 口	節 子	君
千 寿 園 長	杉 本	裕二郎	君
農業委員会 事 務 局 長	児 島	厚 臣	君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐	健	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

早速、通告いたしております内容につきまして、一般質問をいたします。

まず、初めは、あったかふれあいセンターの問題について、質問をいたします。

御案内のとおり、あったかふれあいセンターは、国のふるさと雇用再生特別基金事業として、平成21年度から3年間、国からの補助率100%をもって事業展開をしたものであります。

宿毛市においても、平成21年10月から、福祉資源の少ない沖の島地区に開設をして、事業が展開をされています。

その結果、沖の島において、新たな雇用の創出が図られ、また子供さんからお年寄りまでの集いの場として活用され、大変喜ばれております。

昨年1年間、延べ2,787名の方々が、このセンターを利用されております。しかし、この事業に対し、国の財政措置も平成23年度末をもってなくなりました。現在、高知県は日本一の健康長寿県構想実現に向けて、尾崎知事を先頭にして、各種の取り組みを行っております。

その取り組みの一つが、あったかふれあいセンター事業であります。

国の財政措置がなくなりましたが、このあったかふれあいセンター事業の重要性にかんがみ、高知県は継続して事業展開をすることとしました。

事業の内容についても、新たに泊まりの機能

や送迎支援、配食サービスの機能を付加され、さらに充実したものとなりました。

高知県下の中山間地域では、過疎化と少子高齢化が非常に進んでおり、しかも、福祉資源が非常に少ないのが実態であります。

こうした現状を改善すべく、子供から高齢者、障害者など、すべての県民が住みなれた地域で、安心して、ともに支え合いながら、生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠組みや概念を超えて、こうした高知県の中山間の実情に即した新しい福祉の形を、それぞれの地域地域でつくり上げていく、まさに尾崎知事が言う高知型福祉の実現であります。

先ほど申し上げましたように、昨年度までは、国からの補助は100%でありましたが、本年度からは、高知県が50%、当該の実施自治体が50%をもって事業展開することになります。

宿毛市は、この事業の必要性、重要性を考える中で、財政的には厳しい今日の状況であります。これまで1カ所を実施しておりましたが、今年度から新たに1カ所を加えて、サービスを展開いたしております。

しかし、県下全体では、こうした財政支援状況が影響したものではないかと推察されますが、昨年度31市町村で40カ所開設されておりましたが、今年度は27市町村で35カ所と減っています。

厚生労働省のホームページを開いて調べたところ、地域福祉活性化事業というものがあります。この事業の内容は、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において、支援を必要とする人々に対し、見守り、声かけを始めとする福祉活動を活性化するための人材の配置や拠点づくり、見守り活動を行おうとするものであります。まさにあったかふれあいセンターと同じような支援内容であり、財政

的にも大変有利な補助事業じゃないかと、私は思います。

そこで、このあったかふれあいセンター事業を、今年度からの財政支援体制のもと、これからも推進をしていく考えなのかどうか、市長にお伺いいたします。

次に、財政支援対策について、お伺いいたします。

私としましては、中山間地域の支え合いの場として、高知型福祉として、独自に展開をされているあったかふれあいセンターを、国の制度として全国で展開をしていただきたいと考えております。

このセンターの機能は、高知県地域独自にだけ有効な事業ではなく、全国、全県、中山間地域を抱える自治体は、大変多くあります。このようなセンターは、国の制度として、全国で展開していただくだけの、大変価値があるのではないかと考えます。まさに中山間地域の対策の一つにつながり、新しい福祉施策ではないでしょうか。

しかし、県と実施自治体で運営費用を折半で、これからも促進すると固定化すれば、財政基盤の弱い市町村では、継続して、また新たに取組むことが難しくなり、これからの事業展開に大きな影響が出ていきますし、その後、スローダウンするのではないかと危惧をいたします。

国の制度として位置づけられ、これまでどおりの財政支援が確立すれば、各市町村の取組みにもはずみがつくものと思われま

す。尾崎知事も、積極的に国に対して、要望活動を行っておりますので、それを後押しする意味において、宿毛市長として関係する市町村へ働きかけをする中で、連携をして国に対し、制度として組み入れていただき、財政支援についても、これまでのように100%、国庫補助が受けられるよう、強く要望していく考えがないの

かお伺いいたします。

次は、防災対策についてであります。

4月1日の高知新聞紙上、大変ショッキングな、衝撃の、予想津波高についての報道がなされました。東海・東南海・南海地震などが同時発生する南海トラフの巨大地震について、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会が科学的に考える最大の震度と、津波の高さに関する予測が発表されました。

また、先月の10日には、50メートルメッシュに区分をし、推計をした高知県独自の津波浸水予想図も発表されました。

それによりますと、宿毛市では、津波の高さはこれまで想定をされていたものをはるかに超える、最高で約21メートルと予想されております。

これらの報道を受けて、今まで計画をしております宿毛市における防災対策について、あらゆる角度から、根本的に見直しをする中で、市民のとうとい命と財産を守る対策を講じなければなりません。

私から申し上げるまでもなく、3.11の経験から、地震や津波の発生時には、まず何よりも高台に避難することが重要となっております。

この報道を受けて、県下各地の自治体では、高台への集団移転を積極的に検討しているところや、避難道の整備や避難タワーの増設、避難場所の見直しを図る等、防災対策の見直しを、これまで以上に強化すべき取組みを始めております。

宿毛市としても、市民の命と財産を守ることを最重要課題として、これら県下各地の取組み同様に、避難道の整備や避難場所の整備、公共施設や福祉施設等の高台への移転計画を含めて、早急に防災計画の見直しを図り、万全の施策を講じなければなりません。

国や高知県からの報道を受けて、初めての議

会であります。各種の防災対策を講じるにおいては、莫大な財政問題も生じると思いますが、できるところから、一つ一つ迅速に対策を講じなければなりません。

防災対策の見直しを含めて、今後の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

次に、高知県の発表では、県下の公立学校では43%、福祉施設で37%が浸水区域に含まれると発表されておりますが、宿毛市には、これらの公共施設や福祉施設の状況について、どのように把握をしているのか、今後の防災計画を立案する上で、社会的に弱い立場にある方々の対策を立案する上で、今日の状況を的確に把握しておくことが重要となってきますので、お伺いいたします。

伊方原発の再稼働問題について、お伺いいたします。

私は、基本的には、沖本市政を支持する立場ではありますが、議会对応につきまして、是は是、非は非としながら、市民目線で臨んでまいりたいと思います。

野田首相は、6月16日に、安全対策が先送りされたまま、経済界の圧力に屈し、全く専門の知識を持ち得ていない4人の政治家の判断で、関西電力大飯原発の3・4号機の再稼働を正式に決定いたしました。大飯原発の再稼働容認の次は、伊方原発であるといわれております。

私と市長では、伊方原発の再稼働問題については、見解が違うようであります。そこで、私は、伊方原発は再稼働すべきではないとの立場で、市長の所見を求めるものであります。

政府・財界は、電力の安定供給、経済に及ぼす影響等を考えると、原発は絶対に安全な施設であり、クリーンなエネルギーであるので、我が国にとっては必要であると、繰り返し述べてきました。

しかし、その安全神話は、福島第一原発の爆

発事故を受けて、もろくも根底から否定をされたのであります。

そして、ひとたび原発事故が発生すれば、周辺自治体にとって、どれだけの被害をこうむるのか、福島第一原発の爆発事故を見れば、一目瞭然であります。

また、事故から1年3カ月が経過しましたが、いまだにその原因も究明がなされておられません。

一方、北海道電力泊原発3号機が定期検査に入ったため、5月6日以降、我が国のすべての原発が停止をされております。

しかし、今日、全国の原発が停止されて以降においても、電力は安定供給されており、国民生活に大きな影響を与えていないのではありませんか。

私は、平成23年第2回定例会において、当時の中西市長にも、伊方原発を停止すべきではないかと質問をした経緯があります。

答弁の中で、電力の安定供給とか、四国の経済に影響を及ぼすのではないかとのお話はありましたが、明確な答弁はありませんでした。

そこで、伊方原発の再稼働問題について、市長の所見をお伺いいたします。

6月3日の高知新聞に大きく報道されましたが、それによりますと、沖本市長の原発に対する考えは、段階的に廃止すべきである。伊方原発の再稼働問題については、条件つきで再稼働すべきである、そして、再稼働の手続については、県が加わるだけでよいとの見解であります。

私とすれば、このような沖本市長の考えについて、理解ができません。

伊方原発は、日本最大の活断層である中央構造線の上であり、地震大国日本を考えると、先ほども防災対策についての質問の中で触れましたが、いつ地震が発生してもおかしくありませんし、巨大地震が起これば、甚大な事故に見舞われる可能性は、極めて高いといわなければな

りません。

専門家によれば、浜岡原発の次に危険度の高い場所に伊方原発は立地しているといわれております。そして、私たちが生活をする宿毛市、伊方原発の南東約50キロに位置しており、原発事故が起これば、数時間で放射能による汚染被害をもろに受けるものであります。

特に漁業や農業等、一次産業の盛んな本市は、壊滅的な被害が生じ、まちは廃墟となるのであります。放出された放射能で被曝をした住民、とりわけ乳幼児、子供たち、妊婦への健康被害が、特に懸念をされています。

現に、福島からの報告によりますと、既に子供たちの中に、甲状腺に異常が見られる症状が出ているとの報告がなされております。そして、政府の試算によりますと、10年後でも、年間被曝線量が20ミリシーベルトを超える地域が残り、第一原発が立地する大熊町では、10年後でも81%、双葉町では49%の住民が、帰還できないと予測しています。

このように、家族はばらばらになり、避難されている被災者が、住み慣れたふるさとへ帰る見通しも全くたっておりません。どのような対策を講じようが、再び事故が発生すれば、取り返しのつかない状況になります。原発には、安全はありません。このことは、福島原発の事故が教えてくれています。

福島原発の教訓に学ばなければなりません。起こってからでは遅いのであります。まだ間に合います。

そこで、伊方原発の置かれた地理的条件や、立地条件、その被害の恐ろしさを考えれば、直ちに廃炉にすべきではないかと考えますが、いま一度、市長の所見をお伺いいたします。

原発の再稼働については、立地自治体であります伊方町や、愛媛県知事の同意が必要とされておりますが、事故が発生をし、被害をこうむ

るのは愛媛県だけでなく、宿毛市を含めて四国全体、いや瀬戸内海周辺が、いや九州にも及ぶものであります。愛媛県だけの判断で済むものではありません。

そこで、宿毛市長として、市民の命と財産、安全、安心を担保するとの観点に立つならば、宿毛市の置かれた状況、こうした宿毛市の置かれた状況を考えると、まさに宿毛市も地元ではないでしょうか。

そこで、国に対して、正々堂々と意見を述べるべきでないか、お伺いいたします。

また、条件付で再稼働すべきとの見解であります。どのような条件なら、再稼働を容認しようとしているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

7番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、あつたかふれあいセンター事業について、今後の推進についてでございます。

あつたかふれあいセンター事業につきましては、ことし4月から、これまでの沖の島地区に加え、新たに宿毛市総合社会福祉センター内にあつたかふれあいセンター宿毛を設置いたしました。これは、主に在宅で生活をしている高齢者や、障害のある方の生活支援と、障害のある方の、日中における活動の場として、これまで開設して、設置していた地域活動支援センターかけはしが、ことしの3月末で閉鎖したことを受けまして、障害の有無にかかわらず、だれもが集える、集いの場として設置したものです。

このあつたかふれあいセンター事業は、市民の皆さんに、住みなれた地域で、安心して生活していただくために、有効な事業と考えており、今後においても、ニーズの把握に努め、事業内容を検証しながら、引き続き、推進していき

いと考えております。

続いて、財政支援についてでございます。

特に財源につきましては、議員御指摘のとおり、昨年度までの国の基金事業に基づき、高知県より100%の補助を受けて実施をしておりましたが、今年度は、国の基金事業が終了したことにより、高知県単独での50%の補助事業となっております。

高知県によりますと、全国的にも、本県は過疎、高齢化の課題の先進県となっており、その課題解決に向け、高知型福祉の実現のため、さまざまな取り組みを行っていかうとしております。

また、過疎、高齢化については、全国的な課題でもあるため、課題の先進県となっている本県の現状と、これまでの取り組みを評価、検証しながら、新たな制度の創設や、課題解決に向けた協議を、高知県と厚生労働省の間で行っているとのことです。

本市といたしましても、今後、このあったかふれあい事業を実施するに当たり、御提案いただいた補助事業など、内容的に活用できる既存の補助事業について、高知県と連携を図りながら、活用に向け、協議をしております。

また、現在、高知県が取り組んでいる既存のあったかふれあいセンター事業における国との協議についても、高知県や関係市町村と連携を図りながら、要望等を行うなど、財源の確保に向け、努めてまいります。

2番目の防災対策について。

まず、防災対策の見直しについてでございますが、南海トラフで起こる最大クラスの地震を検討している内閣府の有識者会議から、本年3月31日に最大級の地震が起きた場合、最悪のケースで、宿毛市での最大津波高21メートルの推計結果が公表されました。

これを受け、高知県からさらに詳細な、50

メートルメッシュでの浸水予測等が公表され、市役所では、庁舎の2階半分くらいまでの津波高、5.8メートルとなっております。

現在、新想定を発表を受け、避難場所の見直しなどを行っているところでございます。これまでも、避難道、避難場所の整備を行ってきておりますが、今後もさらなる整備を進めていく考えであります。

近いうちに10メートルメッシュの詳細な想定が発表される予定となっております。今後、それをもとに、防災計画などの大幅な見直しを行っていく中で、避難タワーの建設や、公共施設等の高台移転についても、検討していきたいと考えております。

次に、浸水区域に含まれる公共の施設や、福祉施設の状況についてでございますが、宿毛市では、公立学校16校のうち8校、50%です。福祉施設等44施設のうち15施設、34%となっております。

続きまして、伊方原発の再稼働問題で、伊方原発は直ちに廃炉にすべきではないかとの質問について、お答えをいたします。

まず、私は、原発に賛成か反対かと質問された場合は、明確に反対であり、伊方原発は、廃炉にすべきとの考えを持っています。

私の原発に対する認識は、原発が根本的な問題を抱えたまま、国策として推進されてきたことに問題があると思っております。

根本的な問題とは、核燃料廃棄物を安定的に再処理及び埋設処理することが、技術的にも不可能なまま、いわゆるトイレのないマンションとやゆされる状況で、原発事業が推進されてきていることでもあります。

さらに、今回の大震災及び津波により、原発各施設の危機管理の対応が全く不十分であったことが露呈したことも、反対の原因ではありません。

そのような思いから、伊方原発におきましても、近い将来には、廃炉とすべきだと考えております。

しかしながら、現状で、今後も伊方原発を再稼働しない、直ちに廃止ということについては、原発にかわる電源の確保ができていない状況の中で、四国内の産業や、民生上も大きな影響が出るおそれがあります。

四国電力からは、宿毛市に対して、今期7%の節電要請がきており、今後、具体的に検討していく段階であります。それゆえに、伊方原発におきましても、直ちに廃止は、大きな混乱を招くことになると考え、後で答えます再稼働の条件を満たすのであれば、段階的に認めるべきではないかと考えております。

また、国に対しての意見具申はとのことですが、全国市長会等で、福島第一原発事故を受けての事故全体の総括や、正確な情報開示を求めています。私としては、関連する機会の中で、今後は、新たな原子力発電所建設は取りやめること。計画的に原発の廃止を進めること等を国に求めていきたいと考えております。

さらに、再生可能エネルギーの開発を国是として、将来、再生可能エネルギーや、地球温暖化に対応した、代替エネルギーの開発を進めることなどを求めていきたいと考えております。

こうした新たなエネルギー政策を計画する中で、福島第一原発事故の教訓を生かし、それぞれの原発の立地条件を加味した国の基準を明確にすべきであると考えております。

伊方原発の再稼働容認については、国の再稼働への安全性に対する見解、さらには地元愛媛県や近隣市町村の意向、さらには高知県の判断に従いたいと考えておりますが、特に激震への対応、非常用電源の絶対的な確保、非常時に放射能の汚染が危惧される本市を含む高知県西部の広域での危機管理体制の確保などが必要と考

えています。

さらに言えば、伊方原発は1号機から3号機まで、すべてを再稼働するのではなく、将来も3号機に限って再稼働すべきと考えます。

また、全国でも、原発事故を契機に、再生エネルギーの開発を加速するため、以前と同規模での原発の稼働はすべきでないと考えております。市民には節電、省エネの必要性を認識していただき、宿毛市としても、再生可能エネルギーの推進の契機にすべきと考えています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 再質問をさせていただきます。

あつたかふれあいセンターの問題につきましては、力強く今後も推進をしていく、そしてまた、いろいろな補助事業を模索しながら、財政的に優れた部分について、取り入れをしていく、そういう回答をいただきました。

そういう面で、私との思いが、市政を運営する市長としての考えが相通じるものがあつたかなという思いがします。この問題につきましては、再質問を行いません。

それでは、防災対策について、1点お伺いをいたします。

今、質問する内容については、先ほど、質問の中に触れませんでしたけれども、防災対策という観点から、非常に関連がありますので、お伺いをいたします。

本議会の初日に、3月議会において議会に設置されました宿毛市立小中学校再編調査特別委員会から、中間報告がなされました。その報告の中で、将来的な統合再編への対応や、災害時の対応等についても、指摘をされております。

また、現在の宿毛小学校の耐震化の可能性についても、指摘がされました。

その中で、「宿毛小学校の耐震化の可能性に

について、この際、専門家による正式な調査や試算を実施することが必要と考える」との指摘がありました。

この中間報告を受けて、執行部として、どのように考えているのか、また、耐震診断については、予算を伴うものと考えますが、どのような対応をしようとしているのか、お伺いいたします。

さて、伊方原発の問題であります。るる市長のほうから説明もいただきました。市長自身も、基本的には原発は廃炉にすべきという答弁もいただきました。

そこで何点かお伺いをいたしますが、私たちの大先輩で、初代の原水爆禁止国民会議の議長を務め、原水禁運動の先駆者でありました故森滝市郎さんの「核と人類は共存できない」という有名な言葉があります。安全対策が第一といわれております、市長が言われます放射能汚染についての、小手先の安全対策を講じることで、本当に安全が担保されるのか、大変、疑義を感じますので、いま一度、再度の答えになるかもわかりませんが、答弁を求めます。

そして、周辺自治体の理解を得ることが重要であるといわれます。その中で、地元伊方地区、愛媛県、高知県の対応でというお話をいたしましたけれども、先ほど言いましたように、宿毛市、南東約50キロ、宿毛市も被害を受ける地元でございます。

そういうことで、宿毛市からも発信をしていただきたいと、再度、これも答弁を求めます。

もう1点、特に、私としては、原発に頼らない、自然エネルギーを追求すべきじゃないかとの観点から、1点お伺いいたします。

市長は、今年の市長選挙の際に、エネルギーの地産地消を訴えてきました。まさに自然エネルギーへの転換を求めたのであります。

市長は、今年度から、住宅用太陽光発電シス

テム設置費について、その一部を補助する制度を導入されます。このことについては、評価をいたします。

県内各地の動きを見れば、自然エネルギーを利用しようとする動きが急速に進められております。大規模太陽光発電所については高知市で、小水力発電については、同じく高知市や三原村で、事業化の動きが進んでおりますし、梶原町は、環境に優しいまちとして、自然エネルギーを積極的に活用しており、その取り組みについて、全国から多くの自治体が視察に訪れておるとお聞きします。

そこで、太陽光発電について、高知再生可能エネルギー事業化検討協議会が、その可能性の調査を行い、事業化の候補地の一つとして、宿毛市運動公園も挙げられておりますが、事業化に向けての取り組みは、どのように進んでいるのかお伺いいたします。

また、小水力発電等、再生可能エネルギーを活用する取り組みを、どのように進めようとしているのか、市長としての考えや、計画があればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 松浦議員の再質問にお答えいたします。

現在の宿毛小学校の耐震化の可能性でございますけれども、さまざまな意見を聞いていく中で、耐震化も含めた検討をする必要があると考えております。

しかしながら、耐震化ができるかどうかを、まず検証する必要もありますので、さまざまな方面から議論できるよう、検討を行ってまいりたい、このように考えております。

伊方原発の再稼働問題についての再質問でございます。原発に関しての基本的な考え方は、先ほど述べさせていただきましたけれども、昨夜もNHKの特集で、戦後の原発推進に向けた

国や企業の、そのような内容が報道されておりました。

その中でも、特に、やはり核廃棄物、これをリサイクルしていく流れがないと、この原発推進は進められないということで、いわゆる高速増殖炉もんじゅですか、ああいう建設に至る過程、そして現在使われてない、事故があったわけです。

あるいは、プルサーマルにあるとか、さまざまな原発の根本的な原因を、問題を打開すべく研究がされてきておりますけれども、いまだ、まだそれが解決もされていない、そういう現状もある中で、私としては、基本的には、できるだけ早期に、これはもう廃炉にしていくべき発電施設じゃないか、このように考えておるところでございます。

続きまして、地元の対応、いわゆる宿毛市もそういう、いざというときには、被害を受けるということであるので、宿毛市としても、発信をしていくべきではないかという御質問でございました。

確かにあのような、福島第一原発のような、類する事故が起きたならば、本市のみならず、全国的にも、非常に大きな、また東北の原発とは違った、瀬戸内海における被害が発生する、私はそのように考えております。

ですから、とにかく今の状況を段階的に解決をしていく、そういうことが、やはり今、必要な状況があるんじゃないか。即刻といっても、なかなかこれは厳しい。休止といっても、実際は核燃料廃棄物をずっと保存していかなきゃいかん。ずっと注水しながら、何百年も防止する、そういう手だてもいるという、非常に厄介なものでございます。

そういう点では、計画的に、長期的な、長期的と言いますか、できるだけ早い期間に、それを打開していく方向の中で、私は宿毛市として

も対応すべきではないか、このように、御意見違うところはあると思いますけれども、私は、市政を預かる者として、そのような、全体的な判断の中で考えをいたしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、エネルギーの問題、再生エネルギーの問題の取り組みについての再質問をいただきましたけれども、太陽光発電や小水力発電、風力発電などの再生可能エネルギーにつきましては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、全国の原子力発電所の運転が、現在も休止されている中で、電力の安定供給や、地球温暖化対策等への取り組みの必要性から、化石燃料にかわる、新たなエネルギーとして、全国的に注目を集めております。

そうした中、本年7月1日から始まる再生可能エネルギー固定価格買取制度により、太陽光発電の買取価格が1キロワット／アワー当たり42円となる見込みとなったことから、特に1,000キロワット／アワー以上の大規模な太陽光発電であるメガソーラーの計画が、全国的にも進んでおります。

こうした動きを受けて、高知県においても、昨年度、高知再生可能エネルギー事業化検討協議会を組織し、再生可能エネルギーの事業化に向けて、積極的な提案を、検討を行いました。

その中で、メガソーラー事業につきましては、宿毛市総合運動公園ののり面、2ヘクタールあるわけでございますが、高知県内の候補地3カ所のうち、1カ所として選定されております。

私自身も、この地域の恵まれた自然エネルギーを積極的に活用し、地域振興につなげていくことができると考えており、事業化検討協議会の検討結果を受けて、去る5月10日に、高知県林業振興・環境部の新エネルギー推進課より、担当職員を招き、宿毛市総合運動公園ののり面を利用したメガソーラー事業の事業化につ

いての勉強会を開催いたしました。

メガソーラー事業は、大手の県外資本を誘致した場合は、設置工事費や売電収益などのほとんどが県外に流れ、地域へのメリットが余り見れなくなる可能性があるため、本市では、地域の資源を地域で活用する、いわゆる地元でお金が回る方法が望ましいと考えております。

具体的には、地元資本や県内資本、あるいは市民出資などを中心としたメガソーラー事業会社の立ち上げによる売電事業への実施を目指してまいりたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、本年7月15日に、高知県新エネルギー推進課の担当者や、メガソーラー事業についての県内で先行的な取り組みを行っている事業者を講師として招き、本市におけるメガソーラー事業の事業化に向けて、市民や市内事業者を対象とした研修会を、宿毛商工会議所と一緒に開催することとしております。

また、メガソーラー事業だけでなく、中小規模の太陽光発電につきましても、建設予定の消防庁舎へ設置することとしておりますし、今後、総合運動公園の体育館などの公共施設への設置についても、検討してまいりたいと考えております。

小水力発電につきましても、市議会3月定例議会の一般質問の中でも御答弁申し上げましたが、以前、楠山地区で実施されていた水力発電の導水路等を活用した小水力発電の可能性について、楠山地区や松田川漁協の一定の御理解をいただく中で、過日、高知小水力利用推進協議会のメンバーに、現地を見ていただきました。

今後、事業化に向けた具体的な調査、検討を行ってまいりたいと思います。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 答弁ありがとうございます。

ます。

原発の部分について、基本的には、同じ思いを持ちながら、市長という、そういう立場で、若干、微妙に違うのかなという感がいたしましたけれども、私としては、本当にこの恐ろしさ、福島原発のあの教訓をもとにするならば、全国的に廃止をし、後で答弁をいただきました再生エネルギーの利活用、これを全国の自治体でも、積極的に取り入れるならば、電力不足が今、報道されておりますけれども、それも一定、解消できる方策かなというふうに思います。

そういう面で、本市のおかれた自然環境、条件を活用しながら、そういう方向で取り組みをいたしておきたいと思っております。

ちなみに、小水力発電の関係で思い出すのは、私も沖の島町母島ですけれども、母島地区も今の四国電力が配備されるまでは、水力発電を活用して、電気を起こしておったという、今もその跡は残っておるわけですが。

そういう面で、どこの地域でも、そういった自然を生かすことができるというふうに思いますので、全力で取り組んでいただきたい、そういうことを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） おはようございます。

2番の山上でございます。

通告に従いまして、空き家対策、産業祭、人口増加策について、質問させていただきます。

まず、初めに、空き家対策につきまして、お伺いします。

宿毛市も、人口減少に伴いまして、近年、増加傾向にあります空き家についてであります。問題は大きく、老朽化した空き家対策の問題と、健全な空き家の有効活用の2点についてであります。

1点目の老朽化家屋でございますが、風の強い日などには、外壁などが音をたてて、騒音となって、周辺に迷惑をかけるとか、台風時にもなりますと、屋根や外壁が飛散しそうで、近所の方々には不安を覚える状況にあると思います。

また、地震が発生しますと、避難経路に倒壊して、避難を困難にしかねないような建物も見受けられます。

国土交通省も、全国的な調査を、平成21年に引き続きまして、昨年度行っております。その結果が、ことしの3月に公表されております。この調査によりますと、岩手県、宮城県、福島県の3件を除く全国の自治体から回答がありまして、42%を超える自治体で問題があるというふうに回答しております。

それに、36%が、近い将来、問題が発生する懸念があると回答をしております。合わせますと、8割に近い数字になりますが、具体的な取り組みにつきましては、結びついていないというような状況にあります。

当然、宿毛市もアンケートに該当していると思いますけれども、その調査結果で、空き家に関して、自治体に寄せられる苦情や相談で、一番多かったのは、雑草の繁茂や、樹木の越境、続いて防犯、防災に対する事故発生の懸念、その他、景観を阻害している、あるいはごみなどの不法投棄を誘発するといったことなどがあげられております。

宿毛市も、例外ではありません。放置された老朽空き家は、市民生活に支障を来している

ところがありますので、行政としても、見逃すことができないと思います。

国においても、危険な家屋につきましては、解体除却に対して費用の一部に補助金を出す制度を創設しておりますので、既に御存じのことと思います。

全国的には、実態の把握が済んでいないというのが実情で、その要因としては、財政上の事由などで、問題があっても対応が取れていないというのが実情のようです。

このような中で、最近の動きとしては、空き家の適正管理を義務づける条例を制定して、周辺の迷惑にならないように、所有者等に適正に管理を求めている自治体もあります。

また、もう一步踏み込んだ自治体では、倒壊などが危惧される空き家に対し、国の補助制度を活用して、所有者等が解体除却する際、補助金を出している自治体もあります。

さらに、適正管理型の条例を持つ自治体が、放置空き家に対して、行政代執行により、解体除却を行ったとのことが、新聞記事になっておりました。

このようなケースは、個人の権利より、公共の利益が勝った結果であると思っております。

そこで、宿毛市は、空き家の実態把握はどのようにされているのか、わかっている範囲で結構ですけれども、お聞かせください。

また、どのような対応をされているのか、さらには今後、何か対応策等、考えられているようでしたら、それもあわせてお聞かせください。

もう1点は、健全な空き家についてでありますけれども、こちらについては、資源の有効活用を含めて、積極的に利活用を図るべきではないかというふうに思います。

例えば、空き家情報を構築して、空き家バンクなどを立ち上げ、IターンやUターンといった移入者の受け皿にするとか、国の補助制度を

活用して、公営住宅として市が借り上げて、住宅困窮世帯に貸し出すといった、市営住宅を補完するなど、いろいろな活用があると思います。

空き家の状況によりまして、どのような手だてになるかが分かれてくるころだと思っておりますけれども、健全な空き家につきましても、その実数はどの程度の数にのぼっているのか、行政として把握している範囲で結構ですが、お伺いします。

それとともに、今後の対応策に向け、何か方法論がありましたらお聞かせください。

次に、産業祭についてであります、市長の公約の目玉の一つではないかと思っております。今年度の実施が予定されております産業祭について、お伺いします。

産業祭の目的が、どのようなところにおかれているのかということ、まずそのことをお聞かせいただきたいと思っております。

その目的によりまして、方法論も変わってくることになると思っておりますので、どのような目的で、何をどのように実施するのか。また、時期的に、いつごろ予定されているのか、あわせてお聞かせください。

時期によっては、収穫ができないもの、魚介類であれば、量がないものがあったりする可能性もありますので、その辺のところをどのように補っていくのかなどを含めて、お聞かせください。

私が想像しますに、産業祭は地元の潜在能力、ポテンシャルを掘り起こし、引き出す機会であるというふうに思います。そのためには、地域の既存の資源、素材を生かした新しい商品開発も、この機に展開することが求められると思っておりますので、ぜひとも有意義なものになるようにしていただきたいと願うところであります。

内容的には、庁内プロジェクトチームで検討されているようですが、現在までのところ、ど

のような内容で検討されているのか、御紹介いただければというふうに思います。

漁業関係では、最近ではキビナゴどんぶりが商品化されておりますけれども、ほかの魚においても、おいしく食べる調理方法など、競っていただいて、評価が高いものについては、キビナゴどんぶりのように、積極的に商品化を図っていくきっかけになるような産業祭であるべきというふうに思います。

地場産品を素材にした商品の開発など、競技をやってもらって、競技でありますので、賞金などを含め、市長賞などを用意して、市民の皆さんに参加していただくような仕掛けがあってもよいのではないかとこのように思います。

サツマイモ一つにしても、いろんな食べ方があるわけですが、昔はスライスした干しイモを粉にして、それをもとにペラモチというものをつくってもらった記憶があります。50年ほど前のことですが、このようなものが、イモに限らず、まだまだたくさんあるのではないかと思います。

それらを掘り起こして、商品開発につなげていくというようなことをやっていただければと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

最後の項目になりますけれども、人口増加策について。と言いますよりも、婚活支援といったほうがよかったのかもしれませんが、このことにつきまして、お伺いしたいと思います。

宿毛市におきましても、人口の減少が始まって久しいところがありますが、人口の減少は、とまることなく続いております。そのために、人口回復へ、積極的な対応策が求められるところでもあります。それは、直接、間接を問わずということになりますが、若い方々が定着、定住できる環境づくりは、当然やらなければなりません、現在、宿毛に定着している若い方々に

は、未婚の方も少なくないように見受けられます。

そこで、行政として、何か人口回復策としての、婚活支援も必要ではないかというふうに思いますが、これまで何か行ってきたのか、また、現在、何かやっているのかをお聞かせください。

青年会議所では、若い男女の出会いの場づくりのイベントを行ってきたようで、過去4年のイベントで、18組ものカップルが誕生したということでございます。

これは、本当に表彰ものではないかというふうに思っております。

行政としても、人口増加策の一環として、婚活支援を積極的に進めてはどうかというふうに思います。

最近、全国各地で街コンなる催しが広がっていると、ニュースを見聞きます。

ネットで調べますと、街コンとは、地域や街の活性化と出会いの場の創出を目的として、地域や街が密着して開催される大型の合コンであると説明があります。

特に、地方ではまちおこしや地域振興の一環として、注目されているようで、全国的に拡散して、徐々に大型化、大規模化になってきているといわれています。

宿毛におきましても、ことし青年会議所が婚活支援として、街コンを実施するそうです。宿コンと銘打って9月に行うそうであります。

このような若い方々の出会いの場づくりに、行政ももっと積極的に支援すべきではないかというふうに思います。

街コンは、もともとは中心市街地の活性化など、まちおこしのための仕掛けとして考案されたということですが、現在では、男女の出会いの場として、全国各地で開催されるに至っているようです。

人口の減少をこのまま放置できない状況であ

りますので、行政的にも、ぜひとも婚活の支援、並びに中心街の活性化の一環としての街コンに、積極的支援をしていただきたいというふうに思います。

支援というよりも、市が主体になってやっていただけるようになればと期待するところですが、市長の御所見をお伺いします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山上議員の質問にお答えをいたします。

まず、空き家対策についてでございますけれども、まず1点目の宿毛市における空き家の状況についてですが、これまで、宿毛市独自で調査したことはございません。高知県に問い合わせたところ、本年5月に宿毛市の都市計画区域の空き家状況を調査委託したとのことであります。

調査方法は、市販の住宅地図をもとに、机上調査するもので、家屋の表示で個人名が表示されていないものを空き家としてとらえるとのことでございます。

年末には完了する予定であると聞いておりますので、結果が出れば、御報告できると考えております。

次に、放置された空き家などの管理についての、現在の対応についてでございますが、生活環境保全の関係から言いますと、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第6条において、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地、または建物の生活を保つように努めなければならないと定めています。

この条例に基づき、空き地等で草が茂ったり、ごみが捨てられているなど、管理ができておらず、周辺から苦情等があった場合は、地区長と協議しながら、市から所有者または管理者に対し、清掃等のお願い、指導を行っており

ます。

山上議員の御指摘のとおり、今後ますます管理されていない空き家が増加し、それらが環境に悪影響を与えることが予想されますので、あくまでも個人の財産に関することであり、課題も多いわけでありますけれども、新たな条例制定も含め、より厳しい対応を検討していく必要があると考えております。

次に、宿毛市における健全な空き家の状況についてですが、宿毛市では、平成18年に市内の不動産業者や、地区長連合会総会を通じて、市内の空き家のうち、移住者等へ提供可能な空き家の紹介をいたしました。最終的には、1件しか登録していただける住宅はない状況でありました。

一定の空き家はあると考えますが、移住者等への提供については、御理解を得られにくい状況がございます。

しかしながら、前回調査をしてから、一定年数が経過しておりますので、再度、市の広報やホームページ、地区長の皆様等を通じて、市内の空き家情報を収集し、提供可能な住宅については、移住を希望される方々に、積極的に紹介してまいりたいと考えております。

登録いただきました住宅の紹介につきましては、宿毛市のホームページや、高知県が開設している高知で暮らすU・J・Iターン移住田舎暮らしのポータルサイトで情報発信いたしております。

また、宿毛市へ移住を希望される方々に、よりよい住宅環境を提供するために、本年度から宿毛市U・Iターン希望者住宅改修事業費補助金制度を創設し、移住される方々が、生活する住宅の改修に対し、最高50万円、補助率3分の2でございますが、補助することとしております。

続きまして、産業祭についての質問にお答え

をいたします。

その目的と内容についてということですが、産業祭の目的はどこにあるのか、どのような目的で、何をどのように実施するのか。また、時期はいつごろを予定しているのかということで、質問があるわけですが、産業祭（仮称）につきましては、先ほど、山上議員が言われましたように、現在、庁内でプロジェクトチームを設置し、実施内容について、検討しているところです。

現在までに、プロジェクトチームでは4回の検討会を実施しており、各回ごとにテーマを設けて検討し、議論を行っているところですが、まだ活発な議論をしているところであり、決定していることとして、現状でお話できることは限られております。

産業祭は、最終的に民間も含めた実行委員会で実施することを想定しており、庁内のプロジェクトチームでの検討結果が、最終的な決定事項ではないわけですが、プロジェクトチームでは、産業祭全体としての目的としましては、新しい価値を創造するとし、最初に開催する第1回のテーマは、宿毛のよいところを再認識するとしています。

市民や事業者の方に、宿毛市でどのようなことが行われているのか、どんなよいところがあるのか、宿毛市を改めて知っていただける機会になることを目指し、イベント内容の検討を行っているところであり、開催時期や、何をどのように行うかというところまでは、まだ現在、決めておりません。

宿毛市の潜在的資源の掘り起こしについては、非常によい御意見もいただきましたので、昔の料理や、コンペ形式などにつきましても、今後、プロジェクトチームで積極的に検討させていただきたいと思っております。

販路拡大へのマーケティング戦略の必要性、

地場産品の高付加価値化につきましても、産業祭で可能なものが、どの程度あるものかも含め、今後、プロジェクトチームで検討させていただきます。

続いて、宿毛市における人口増加策の取り組みについて、質問をいただきました。

人口増加策の一つとして、御質問議員の指摘のように、男女の出会いの場をつくっていくということは、大変重要であると考えております。幡多地域でのさきがけの取り組みとして、幡多地区の市町村の農業委員会で組織する幡多地区農業委員会協議会が、すてきな出会いの予感交流会と称する、今で言う婚活イベントを、平成16年まで13回にわたって実施していました。

また、行政の取り組みと並行して、宿毛青年会議所におきましても、十数年前から、バスツアーなどの男女の交流イベントが開催されてきたところであり、宿毛商工会議所におきましても、交流イベントを実施してきた経過があります。

そうした民間団体等の取り組みに対して、本市といたしましても、広報すくもなどによるPR活動等の支援を行ってまいりました。

宿毛青年会議所の婚活イベントは、ことしは今までとはスタイルを変え、街コンとして、9月22日土曜日に、「すくコン」と銘打って実施、男女100人規模で実施することになっており、このイベントにつきましても、広報すくも7月号でPRすることにしております。

街コンにつきましては、御質問議員の御指摘のように、地元の飲食店等を活用して、出会いの場をつくり、地域の振興や活性化、また未婚率の増加、少子化といった問題解決に貢献できるイベントとして、全国各地で急増しております。

宿毛市におきましても、若者の減少の問題だけでなく、せっきやく地元に残っても、仕事等の

関係で出会いが少ないなどの理由で、婚姻していない若者もおられることと思われまので、人口増に向けた対策として、出会いの場の創設に取り組むことは重要なことであろうと考えております。

今後におきましても、宿毛市青年会議所等と連携を図りながら、婚活イベントについて、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 再質問をさせていただきます。

空き家対策でございますけれども、高知県内では、適正管理型の条例を既に持っているところは、南国市や香南市、ここは既に制定しております。それと、解体除却に補助金を出しているところにつきましては、東洋町が4年前から、補助金を出す交付要綱というのを制定して、制度化をされております。

これは、条例ですと、インターネットで検索できますので、既に御存じかもしれませんが、なお一度、目を通していただければ、参考になるのではないかとこのように思います。

もう一方の、健全な空き家につきましては、一定の情報発信をしているということでございますけれども、なお一層、そのデータベース化を図りまして、空き家バンクなど創設して、有効な活用を図っていただきたいというふうに思います。

中には、NPOなどが仲介役をしているような自治体もございます。

宿毛市におきましても、ぜひとも仲介役が果たせるような仕掛けをつくっていただければというふうに思います。

県外にある過疎の村の例ですけれども、空き家住宅を活用して、リゾートオフィスということを銘打って、インターネット関連、ソフト開

発をやられている会社などを誘致している村もあります。

そこで、人口の増加はもちろんのことですけれども、一番大きいことは、若い方がいることで、集落に活力が出てきたということがあるということでございます。

宿毛市でも、デザイン関係など、場所性を問わない会社や、クリエイターを誘致できるように、釣りやスキューバダイビング、そのような海洋レジャーを強力な武器にしていくべきではないかというふうには思います。

宿毛市の海洋レジャーなどは、積極的に情報発信することで、釣りなどが好きな人には、受け入れられるのではないかというふうに思いますし、空き家のデータベース化を図って、宿毛市のホームページなどで情報発信するようにすればと思いますが、これにつきましても、市長の御所見をお伺いします。

次に、産業祭の内容等につきましては、プロジェクトチームで、過去に4回、検討会をやられたということですが、役所の方が優秀であるという事は思いますけれども、やはり素人集団であることは否めないところだと思います。県外からバイヤーなどを招くことも必要ではないかと思えますし、それに耐え得る産業祭にしなければなりません。

産業祭が単なるアライバイづくりや、自己満足のためであれば、結果は骨折り損のくたびれもうけということにもなりかねません。また、税金の無駄遣いということにもなりかねませんので、そういうことになるようでしたら、やめたほうがましということにもなるかもしれません。

そこで、どうしても必要なことは、商品開発や販売戦略等を含めたマネジメントができる専門家の参加ではないかというふうに思います。

そのことによりまして、指導、助言、あるいは企業などへのコンタクトをとっていただくよ

うなことをすべきではないかというふうに思います。

産業祭を成功させる意味でも、ぜひとも専門家が参加されるようにしていただきたいと思いますが、このことにつきまして、市長の御所見をお伺いします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山上議員の再質問にお答えをいたします。

老朽化が進む空き家の対策につきましては、先行市町村の事例を参考に、先ほど、答弁申しましたように、検討してまいりたい。さまざまな情報を見ていく中で、よりよい方向で検討していきたい、このように思っております。

また、健全な空き家対策につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、所有者の御理解と御協力をいただける住宅の情報に対しましては、市のホームページで発信するとともに、移住を希望される方々に対しては、住宅改修の補助ともPRする中で、移住を促進をしてまいりたいと考えております。

市としても、積極的な、先ほど御指摘いただきましたような仲介役として、さまざまな間を取り持つ形で、行政として対応しなければいけないと考えております。

さまざま、海に面しているところでもあり、そういう場所における空き家等につきましても、沖の島でも既にそういう形で対応している方もおられますけれども、積極的に、このような方向であり、あるいはまた、若者がということで、場所をとらない、企業等の誘致もという形も、御指摘もいただきましたけれども、さまざまな方向を検討していく中で、積極的な活用方法について、検討してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、産業祭についての質問でござい

ます。

専門家の指導や助言を受けてはどうかということでございましたけれども、議員からも貴重な御意見、御提案もいただきましたので、積極的に、先ほど言われましたような指摘に対しまして、本当に市として、また市民と、あるいは、さまざま多くの方々が参加していただける、そういう産業祭の成功に向けて、このような専門家やアドバイザーからの指導、助言も受けることも検討して、今後、進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） どうも、それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

最後になりますけれども、危険性のある放置空き家と申しますか、それに対しまして、宿毛市としても、強力な、対応できるような制度設計を、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

現に困っている地区があるわけですので、早急な対応が必要であることは、既に役所の中にも、いろいろと苦情とか相談などが寄せられていると思いますので、既に明らかだと思えます。

迅速な対応をしていただきたいと思います。

また、空き家といっても、個人の建物だけではございません。公共的な空き家も存在しております。

既に御存じかもしれませんが、四万十町にできました海洋堂のホビー館、これがございますが、これは廃校になっております小学校の施設を、利活用を図ったものでありまして、国のと言いますか、国土交通省の空き家再生等推進事業という補助事業を活用して、できております。

このことから、現在、宿毛市でも、小学校

等が空き家になっているところがありますので、例えば、栄喜地区などでは、旧小学校の校舎を、先ほど申し上げた国の補助制度などを活用して、地域のコミュニティー施設として再利用するようなことも考えられるのですけれども、今後、検討していただければというふうに思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

----- . . . -----

午後 1時00分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木でございます。ただいまから、一般質問を行います。

質問通告に従い、質問を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

まず、1番目に、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

その1番目に、原発事故の放射能被害から市民を守る対策についてであります。

午前中の松浦議員とも若干ダブる部分があるかと思いますが、適切な答弁をよろしくお願いいたします。

東日本大震災による人々の命の犠牲は、災害後もふえ続け、災害関連死を含め、死者と行方不明者合わせて2万人を超えてしまいました。

そして、この震災と同時に、東京電力が発生させた原発事故によって、被害は拡大し、復興の取り組みの困難さを増大させております。

特に、放射能の汚染と被害は、空中飛散や海流によって、被災地のみならず、日本全土、さらには外国の人々にも恐怖を与えつつあります。

こうした危険な原発の再稼働には、マスコミ

の世論調査でも、半数以上の国民が再稼働に反対し、71%は再稼働を急ぐ必要はないと答えています。

ところが、日本政府は、早々に収束宣言を出し、こうした世論には耳をかさず、一昨日には大飯原発再稼働の強行を宣言してしまいました。そして、次の再稼働は、伊方原発だといわれております。

そうしたことから、この伊方原発について、まず1番目にお伺いします。

この伊方原発のすぐ北には、大地震を発生させる日本最大級の断層中央構造線があり、地震研究の専門家は、これが動くとき、1,000ガル以上の揺れに襲われると警告しています。

ところが、四国電力の発表では、570ガルまでの揺れには耐えられるとしています。また、この570ガルの1.6倍までなら耐えられるとも言っていますが、それでも1,000ガルには届きません。

また、事故を起こした福島原発の放射能が太平洋へ流れ、拡散したのとは違って、伊方原発は瀬戸内海の入り口にあり、事故を起こせば豊後水道や内海に放射能が流れ込み、瀬戸内海は死の海になってしまいます。

また、外海に流れ出した放射能は、宿毛湾をも汚染するとともに、冬場に事故を起こすと、舞い上がった放射能はわずか3時間で宿毛上空に達することが、実験で明らかになっています。

こうした危険きわまりない伊方原発は、再稼働せず、このまま福島原発のように廃炉にするべきであります。

ところが、6月初めの新聞で、沖本市長は、伊方原発を条件つきで再稼働することに賛意を示しております。お隣の四万十市長や大月町長が、伊方原発の危険性を認識し、再稼働に反対を表明したのは大きな違いがあります。

これには、去年の総選挙で沖本市長を支援し

た市民も、大きな落胆をしています。市長は、宿毛市民にも甚大な被害が及ぶ、危険きわまりない伊方原発の稼働をなぜ容認するのか。市民の今日的な平和な暮らしよりも、伊方原発の再稼働を優先するのはなぜか、明らかにしていただきたい。

2番目に、東日本大震災の瓦れき受け入れについてであります。

東日本大震災の被災地救援と復興は、国民的課題であり、我が党は、災害発生直後から支援に取り組んでまいりました。

瓦れきについても、東京電力があのような原発事故を起こしていなければ、放射能汚染さえなければ、現地で処分できなければ、受け入れもしたでしょう。

東電の原発事故の放射能は、福島県以外にも汚染を拡大していることは、御承知のとおりだと思います。宮城県や岩手県にも、放射能汚染のホットスポットがあり、瓦れきが汚染されている可能性は大であります。汚染された瓦れきを宿毛へ持ち込めば、宿毛市も放射能汚染地になってしまいます。

こうしたことから、市民の多くは、県知事や他の市町村のように、きっぱりと断ってほしいと願っております。市長は、既に、受け入れ地ありと回答をしているため、市民は受け入れするつもりではないかと困惑しています。

この議会で、市民の不安を取り除けるよう、受け入れしないことをはっきりと表明するよう求めます。

次に、2番目に生活保護行政についてであります。

今、我が国では、貧富の格差が進行する中で、一方では富が集積し、もう一方では、一般庶民の貧困化が進行しています。

このため、生活保護を受けている人は、9カ月連続で最多を更新し、3月時点で210万人

に達したと報道されています。

こうした状況の中で、週刊誌が、芸能人の母親が生活保護を受けていることを不正受給のごとく書きたて、これを自民党議員が国会で取り上げ、厚生労働省も扶養義務の厳格化や、生活保護基準の切り下げの意向を示しました。

この芸能人の母親は、病気で働けなくなって生活に困窮し、生活保護を受けていたようであります。芸能人も人気がなく、低収入で、親を支援する余裕などはない暮らしだったようです。そのうち、だんだん人気が出始め、収入もふえたため、福祉事務所と相談し、親に仕送りをしていたようであります。

福祉事務所は、仕送りあった分の金額を減額し、親に保護費を給付していたようであります。

こうした事務手続から見ると、保護費の不正受給に該当するものではありません。より収入がふえて、親の生活費のすべてを仕送りできる十分な余裕ができた時点で、福祉事務所と相談して、生活保護を止めてもらったらよかったという、道義的責任はあるかもしれません。

こうした一つの事象を大々的に取り上げて報道し、そして政府が生活保護制度そのものを改悪する口実にすること自体が、大きな問題であります。

政府の制度改悪を手助けするための生活保護バッシングだと批判する人もあります。このような生活保護へのバッシングは、生活弱者の人権を侵害するものであります。宿毛市でも、生活保護受給で、やっと命をつないでいる人の中にも、この報道を知り、つらい思いをしている方がいるようです。

こうした生活保護いじめの状況の中にあっても、宿毛市としては、憲法25条と、それに基づく生活保護法を尊重し、生活困窮者の命と暮らしを守る行政の遂行を求めるものであり、こうしたことから、次のことをお聞きします。

まず、1番目に、必要な人が受けやすい行政対応についてであります。

申請を求める人の申請権を尊重しているかどうか、お聞きします。

前年度の相談件数、申請件数、保護開始件数をお示し願いたい。

それとともに、これまでに急迫保護、職権保護とも言いますが、これの実例はあるか。過去には、生活困窮者に申請をさせず、北九州や札幌市では、餓死事件まで発生させています。自由な申請を保障しているかどうか。

次に、扶養義務の証明がとれないことを理由に、却下はしていないか、このことをお聞きします。

次に、生活保護制度を、広報等で市民へ周知する考えはないか。生活保護制度を知らないために、生活に困窮しても、福祉事務所へ相談に訪れず、死に至るおそれもあるので、制度を広報等で知らせることも大切であります。

また、制度を知らないために、生活保護受給者を差別したり、いじめたりすることのないようにする一助にもなります。

2番目に、生活保護基準の維持向上についてであります。

現在、我が国では、自殺者が11年連続して3万人を超えています。そして、自殺理由の中で、経済的困難が増加しています。今、日本政府が取り組まなくてはならないことは、基準の切り下げや改革ではなく、最後のセーフティネットである生活保護制度を充実することです。

また、稼働世帯が生活保護に陥らない対策、自立できる対策が必要であります。例えば、若い夫婦への家賃補助、求職支援制度などが必要であります。さらに、最低賃金を時給1,000円にすれば、全国で約16万4,000世帯の収入が改善し、自立につながると試算されて

います。

宿毛市としては、政府が進めようとしている生活保護基準の切り下げではなく、基準を維持向上する立場に立って、今後の対応をしていただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

3番目に、ケースワーカーの配置など、必要な体制の確保ができていくかどうかについてでございます。

自立支援、不正受給防止にも、ケースワーカーの配置が必要であります。基準は、1ケースワーカー当たり80世帯であります。宿毛の場合、現状はどうなっているか、今、臨時職員による対応はあるかないか。

最後に、移送費の給付についてであります。

月々に使用、支給されている保護費の中には、通院等の交通費は含まれていないことになっております。交通費は、移送費として、別途支払われることになっておりますが、申請方法と申請への対応はどうなっているか、お聞きします。

大きな3番目で、宿毛湾の環境保全対策についてであります。

宿毛市の漁業は、新設された中央市場を中心に、鮮度のよい、おいしい魚のまちとして売り出しております。ところが、安心安全な魚介類が豊富に生息する宿毛湾のイメージを損ないようなことが、新聞記事にもなっておりますので、その対策についてお尋ねします。

まず、1番目に、貝毒の発生原因と防止対策についてであります。

宿毛湾では、ことしも貝毒が発生し、二枚貝の採取が禁止されています。私は、マスコミで報道されるたびに、宿毛湾のイメージダウンになるのではないかと心配しております。

そこで、この貝毒がなぜ発生しているのか、また、これを防止する対策をすることができないのか、お尋ねいたします。

なお、この貝毒が人体に与える影響と、採取したり食べたりしないための周知、啓発をどのようにしているのかについても、御説明願いたい。

さらに、以前の議会で、アサリの放流について議論する中で、前市長は、アサリを放流しても死滅すると答弁したことを記憶していますが、その後について、そのことについての原因調査と対策はされたかどうかについて、お尋ねいたします。

次に、赤潮の発生状況と防止対策についてであります。

宿毛湾では、近年、たびたび赤潮が発生しています。これも宿毛湾のイメージにも、漁業にも影響すると思われま。この発生時期、原因と対策ができないものかどうか、お尋ねします。

3番目に、湾内のごみ対策についてであります。

宿毛湾に浮かぶ多くのごみは、上流から流入しているものと思われま。また、洪水の後では、小型船の航行が困難になるほどの、大量のごみが流れ込み、生活の場を守るために、漁業者の皆さんが、このごみを取り除いております。

私は、この状況を見るたび、上流からのごみの流入を抑えるとともに、ごみの除去の費用を、すべて漁民負担にすることには疑問を感じま。漁業者によるごみ処理の費用を、行政として支援すべきではないか、市長のお考えをお聞きします。

次に、教育行政について、教育長にお尋ねします。

1番目に、学校給食の安全性確保についてであります。

学校給食に放射能汚染食材を混入させない対策について、お聞きします。

福島原発の事故以降、一般に流通している食品が、放射性物質に汚染されていることは、た

びたび問題になっています。これの対策としては、政府はきちんとした対策と、検査体制をつくり、汚染食品の流通を食いとめるべきであります。

特に、生徒や児童、乳幼児への影響は大きいので、各地で議論になっています。

愛知県の岡崎市では、1キログラム当たり1,400ベクレルもの高濃度の放射性セシウムに汚染された乾燥シイタケを、多数の幼稚園児と教職員が食べてしまったと報道されていました。

今、子供の体に放射性物質を取り込ませないために、母親が子供を連れて幡多地域にも避難してきています。四万十町で避難生活をおくっている方が、先日、行政に給食の放射能測定を実施するように求めている報道もありました。子供に放射性物質を取り込ませないために、宿毛市でも、放射能検査機器を購入して、食材検査をすべきではないか、お尋ねします。

最後に、また放射能汚染のおそれがない、宿毛の食材の活用を、さらに拡大していただきたい、このことも求めて、1回目の質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、浅木議員の質問にお答えをいたします。

まず、原発事故の放射能被害から市民を守る対策について。その中の、伊方原発の再稼働についてでございます。お答えをいたします。

まず、私の原発に対する基本的な考え方は、午前中にお答えをさせていただきました。

議員からの今回のこの再稼働による災害時の放射能汚染による危険性が指摘をされておりますけれども、松浦議員への質問と同趣旨でございますので、答弁もほぼ同じ内容となりますけれども、お答えをいたします。

伊方原発の再稼働容認については、国の再稼働への安全性に対する見解、さらには地元愛媛

県や近隣市町村の意向、さらには高知県の判断に従いたいと考えておりますが、特に激震への対策、非常用電源の絶対的な確保、非常時に放射能の影響が危惧される、本市を含む高知県西部での広域での危機管理体制の確保などが必要と考えています。

さらに言えば、伊方原発は、1号機から3号機まで、すべてを稼働するのではなく、将来も3号機に限って再稼働すべきと考えております。

また、全国でもこの原発事故を契機に、再生エネルギーの開発を加速するため、以前と同規模での原発の稼働はすべきでないと考えております。市民には節電、省エネの必要性を認識していただき、宿毛市としても、再生可能エネルギーの推進の契機にしたいと考えております。

そうした意味からも、再稼働に対する考え方を、変更する意思は持っておりません。

続きまして、東日本大震災の瓦れき受け入れについてでございます。

東日本大震災の瓦れき受け入れについての質問がございましたが、東北地方の再生復興に、負担となっている大量の瓦れきを、全国の自治体で受け入れるよう、国からの要請がありました。私も、支援をしてあげたい、その気持ちはいっぱい持っています。

しかしながら、現在、国民はこの瓦れきを受け入れることについて、国の方針を含め、多くの疑問を持っています。

受け入れの住民合意へは、多くのハードルがあると考え、現時点では、受け入れの検討はいたしておりません。

続きまして、生活保護行政についてでございます。

前段、るるお話を、御意見、質問ございましたけれども、具体的な質問について、お答えをいたします。

まず、平成23年度の宿毛市の生活保護の相

談件数についての御質問でございますが、電話による相談や、複数回の相談等を含めまして、延べ164件の相談件数となっており、そのうち、保護申請件数は69件で、開始件数は64件となっております。

続きまして、急迫保護の状況につきましては、平成22年度に1件の実例があります。

この内容につきましては、意識不明状態にてけんみん病院に搬送され、緊急手術の必要が生じた方に対して、単身者であり、本人との意思確認ができなかったため、要保護者が急迫した状況にあると判断し、急迫保護を開始したものであります。

次に、扶養義務者から提出していただく書類につきましては、申請者から見て、親や子供、兄弟、姉妹の方から、扶養できるかできないかの意見を添えた書類の提出を求めています。その書類が提出されていないことだけを理由に、申請の不受理や保護の却下などは行っておりません。

続きまして、生活保護制度の周知についての質問であります。宿毛市のホームページにおいて、制度の概要を掲載しておりますし、御相談等がある場合は、福祉事務所やお住まいの地域の民生委員さんがおられますので、お気軽に相談していただけたらと考えております。

次に、保護基準の維持向上についての質問であります。この保護基準につきましては、生活保護法で定められており、宿毛市が独自に決定できるものではありませんが、生活保護制度に関する、国と地方の協議も開催されておりますので、現在の保護基準を堅持していただくよう、要請をしております。要望してまいります。

体制の強化につきましては、国が定めるケースワーカー1人当たりの適正担当標準数は、80世帯となっておりますが、宿毛市のケースワ

ーカーの数は、現在、3名となっており、ケースワーカー1名当たりの担当世帯数は、標準数を若干超えておりますので、今後の保護世帯数の推移を見ながら、体制を検討してまいります。

ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は、ことしの4月現在、84件となっております。臨時の職員は、ケースワーカーはおいていないのかとの問いでございましたけれども、現在は、雇用をいたしておりません。

次に、移送費の支出につきましては、法律に基づき、適正に処理しております。平成23年度の実績として、88件で31万6,000円の給付となっております。

続きまして、宿毛湾の環境保全対策について。貝毒の発生原因と、防止対策についての質問にお答えをいたします。

ことしの5月16日、宿毛湾の湾奥の区域でサンプリングしたヒオウギガイから、規制値を超える麻痺性の貝毒を検出したと、県漁業振興課から発表をされました。

この貝毒は、赤潮の原因プランクトンの一種である有害なアレクサンドリウム属を、二枚貝が食べることにより、一時的に二枚貝内に毒素が蓄積する貝毒です。

この貝毒が蓄積されたアサリ等の二枚貝を食べると、食後30分ほどで、下唇、手足のしびれなどが起こり、最悪の場合、呼吸麻痺などで死亡するおそれがありますので、市民の方々も、十分、注意していただきたいと思っております。

宿毛漁業指導所によりますと、二枚貝における貝毒の原因となるプランクトンの増加については、温暖化等における環境の変化や、生活排水の影響、もしくは海底で眠っていたプランクトンが、何らかの影響で海中に放出されるなど、さまざまな要因が考えられ、これといった原因を特定できず、効果的な貝毒の発生防止対策は、難しいとのことでございます。

現状でできる対策としましては、貝毒が発生した場合、漁協等の関係機関と連携をして、速やかに出荷や採捕の自粛を周知していくことが必要であると考えております。

当市としても、注意喚起の立て看板の設置や、広報6月号、ホームページに掲載し、食中毒を起こす危険性があること、採取、出荷の自粛など、周知に努めております。

前市長の一般質問における答弁の中での放流アサリの死滅等についての質問ですが、有田議員の平成20年12月定例会の一般質問において、放流したアサリが死滅することのないよう、留意していただきたいとの旨の発言を指しているのではないかと思います。

前市長の答弁では、稚貝を放流しても、本当に生存できる環境にあるかどうか、調査を行う計画をしていると答弁をいたしております。

次に、宿毛湾における赤潮の発生状況と、防止対策について、お答えをいたします。

宿毛漁業指導所によると、赤潮の発生状況については、昭和58年に3件発生して以来、減少傾向にありましたが、平成21年に2件、平成22年に3件、23年には5件と、近年、増加傾向にあります。

これは、新種のプランクトンの発生が原因で、赤潮が発生しているとのことでございます。

プランクトンの増加の原因についても、貝毒の場合と同様に、さまざまな原因が考えられ、特定できない状況で、効果的な発生防止対策についても、難しいのが現状でございます。

対策といたしましては、赤潮が発生した場合は、漁協及び養殖業者や、関係機関に速やかに周知して、養殖魚への給餌の差し止めや、養殖生すの移動等といった対策をとっていただくことや、宿毛漁業指導所で行われている養殖業者への講習会を通じて、赤潮対策に必要な知識を周知していくことが必要であると考えておりま

す。

次に、災害時の湾内のごみ対策であります。

現在、災害時に大量に海に流出するアシヤワラ、流木などのごみについては、漁協や漁業者の協力を得る中で、土木業者に回収、運搬等を発注し、処分しております。

平成23年度で450万2,000円となっております。

また、災害時以外でも、関係先や住民と連携して、7月には海の日記念事業として、海浜清掃をしており、クリーンデイには、漁港や浜の漂着ごみ等の清掃作業を行っております。

このように、関係機関と、それぞれできることを役割分担しながら、湾内のごみについては対応しておりますので、御指摘の漁業者の清掃作業についてのみ、個別に費用負担することについては、現状の役割分担上は難しいのではないかと、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

私の答弁は、これで終わります。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問、給食の安全性の確保についてということについて、お答えをいたします。

東日本の大震災における原子力の災害によりまして、放射性物質が拡散をいたしまして、農産物等への影響が生じております。

学校給食においても、安全、安心の確保が求められているところであります。議員の御指摘のとおりであります。

高知県では、学校給食で扱う食材につきましては、学校給食衛生管理基準によりまして、生産地、それから品質、鮮度等の確認を行いまして、高知県衛生研究所等が検査をし、公表をしています結果についても、常に把握をする中で、安全性の確保に努めてまいっております。

宿毛市におきまして、これに準じまして、

学校給食を実施をしております。

また、国におきましても、平成24年4月から、より一層、食品の安全、安心を確保するために、今までより厳しい食品の放射性物質の規格基準を定めており、これを施行をしております。

県の食品衛生課におきましても、県内で流通をしている食品のうち、毎月、10検体の放射性物質の検査をし、安全確認を行っております。

それから、その検査結果につきましては、県のホームページでも公表をされております。このような調査結果等、情報収集をしながら、食材を選定し、安全な学校給食の提供に取り組んでおります。

給食の献立等によりまして、材料調達が市内、県内の産物では対応できないものがありますけれども、可能な限り、地元で生産をされるものを使用するというようにしております。身近にある作物を地域で消費する地産地消は、食の安全、安心につながることから、引き続きまして、地場産品の活用に、積極的に取り組みを行いまして、児童生徒に、学校給食から放射性物質の影響を受けることのないように、今後も給食の安全確認に努めてまいりたいと思います。

それから、放射線測定器の導入のことのお尋ねがあったと思いますけれども、その件につきましては、いろいろな関係機関と情報を収集をしながら、有効性とか、必要性等を含め、今後、検討をしてみたい、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 答弁、どうもありがとうございました。再質問をいたします。

この原発問題について、特に伊方原発の問題について、市長は午前中の考え方をかえるつもりはないということですが、それよりも、私が

心配するのは、市長が、あの原発が事故を起こしたときに、どうなるのかという面での認識が非常に不十分ではないかと思うわけです。

日本全国に、今、54基あったものが4基廃止されて、50基になっておりますけれども、その中でも、松浦さんも言いましたけれども、浜岡原発に続いてと同じくらい危険だと。

ある場所といい、中央構造線のそばにあって、大きな地震がくると。市長は、盛んに、対策の面で、電源の確保はできるということを強調しておりましたが、私どもの知るところでは、津波による電源喪失、福島とは違って、あそこの場合は激しい上下移動によって、原発それ自体が破損するという危険性があると、指摘されているわけでございます。

さっき言った耐震対策についても、570ガルしかないということも含めて、大きな地震が来たら、原発それ自体が壊れるんじゃないかというようなものでございます。

市長は、1号機、2号機については、再稼働は好ましくないと。3号機だけと言いましたけれども、これは耐用年数を考えていると思えますが。1号機、2号機は、もう30年過ぎて、老朽炉だと。3号機については、比較的新しいという面がありますが、私は、これも含めて、再稼働にしないという方向で検討して、そういう考え方に立ってもらいたい。

中村の市長、四万十の町長は、そういう考え方に立っていると。

なお、3号機につきましては、市長、御存じだと思うけど、プルサーマル運転なんですよ。このプルサーマル運転というのは、プルトニウムを使っているということで、これは核兵器に使う燃料なわけですね。こういうことで、事故を起こせば、今の通常原発よりも、大きな事故を起こすことになってしまうという面があるわけです。

市長が言うのは、今のまま、プルトニウムを使うたまま、3号機を動かすがを継続しているのか、それとも、プルサーマル運転はやめて、通常のウランを使った燃料、これでという意味なのか。プルサーマル運転を継続してもいいよというふうにも聞こえたんで、3号機がプルサーマル運転なので。そこのところ、どういうつもりで、3号だけは動かしてもええと。再稼働オーケーやとっているのか、知りたいと。

それから、瓦れきの問題につきましては、先ほどの説明ではっきりわかりましたので、再質問いたしません。

生活保護問題について、先ほど、数字的なものも示していただきましたが、相談件数は164件、これは同一の人が2回ということもあるかもわかりませんが、その中で、69件が申請されたということですが、半分以下なわけですね。実際に申請できているのが。

これは、本来なら、尋ねてきた人の、全く生活保護に無知で、説明したことによって、ああそうか、ほんならいかんねとあきらめたのか、それとも、説得して帰らせたのか、このあたり非常に疑問が残るわけです。

こういった面で、申請に来た人は、極力、受け付けるという方向で考えてもらいたいと、こう思うわけですが、このことについてのお答えをいただきたい。

なお、急迫保護の実例につきましては、以前の問題について説明がありましたが、これは市長、急迫保護について、かなり緊急な場合のみを、今、病気で倒れたということをおっしゃいましたが、やはりそういうだけでなしに、実際に、今、市民の中で、そういう状態が、病気でなくても生活行き詰っちゃうと。ことによったら、自殺するかもわからんというような人も含めて、急迫の状態と。

お金がなくて、ことによったら自殺するかもわからんと、こういう行き詰った人もおるわけで、そういった人に対しても、やはり市のほうで十分な対応が必要やと。

私が例に挙げました札幌市ですね、この1月にありましたね。姉妹が亡くなったということ。あれは、札幌市の役所へ向けて、何回も足を運んだけど、生活保護を、申請を受け付けてなかったというふう聞いてます。

役所のほうでは、本人が受けたいというて言わなかったけん、ということでございますが、本人が亡くなってるので、死人にくちなしということで、姉妹のことについては、わかりません。

しかし、実際にそういう状態で訪れた状況を、あと調査団が調べてみると、これはもう、急迫ともいえる状態だったということですね。そういう人に対して、帰らせてしめて、死亡させた。

これは、以前にも、同じ札幌市、以前にも同じことが起こっているわけです。

あそこの福祉事務所の体質というものかわかりませんが、そういうふうな、こういう行き詰った人、特に、こういった人に対しては、本人の気持ちを聞いて、十分な対策をとるようにしていただきたい。

それから、生活保護の周知について、周知することの必要性については、市長認めておられますが、ホームページということでございますが、なかなかホームページ、みんながみんなよう見んと。特に、こんなことを言ってしまったらなんですけど、生活保護を受けよる人でも、ひよっとしたらパソコンを持って、そういう通信もしゆる人もおるかもわからんですが、そういう、比較的貧しい人が相談にも来るわけですので、そういうホームページを開いて見れる人は、それはそれでいいかもわかりませんが、そ

午後 3時12分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの浅木 敏君の一般質問における発言の中で、「生活保護担当にですね」の次から「そういうようなこと」の前までの発言については、議長において、不穏当なものであると認めますので、浅木 敏君に取り消しを希望します。

浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 浅木です。

議長から要請がありましたが、私は、自分の発言が間違っていると思わないので、取り消しには応じられません。

○副議長（野々下昌文君） 浅木 敏君において、取り消しをなされないならば、議長は取り消しを命じます。

議長は、浅木 敏君に取り消しを命じます。

地方自治法第129条及び議会規則第80条の規定により、浅木 敏君の「生活保護担当にですね」の次から、「そういうようなこと」の前までの発言については、会議録に掲載しないことに処置します。

一般質問を継続いたします。

市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、原発事故の放射能被害から市民を守る対策等につきまして、伊方原発事故の起こった場合、非常に大きな被害が出るのに、市長は認識が甘いのではないかと、このような形で再質問がございました。

私としましては、とにかく午前中も述べましたように、明確に原子力発電については反対であります。そして、いずれは伊方原発も廃炉にすべきだという考え方は、強く思っております。

しかしながら、現在の需給の状況、その点も

かんがみ、また現在、再稼働に向けて、国や、あるいは地域の、県や近隣市町村等でのさまざまな話し合いが行われているところでございますけれども、私としては、この伊方原発で、あのような事故が起こった場合には、瀬戸内の海に放流している、冷却水を放流しているわけですが、そのような汚染であるとか、あるいは放射能が地中を通じて、あの近辺にずっとばらまかれるであろう。あるいは、そういうことが四国の山にも降り注ぎ、私どものこの上流や、四万十川の上流も含めて、大変な事態が起こり得る、このことは非常に心配をしております。

このことがあってはならないし、そのことを何とか防ぎながら、そして次の再生エネルギー、これはもう必然でございますけれども、このような方向の中に、あるいは新しいエネルギーの開発に向けて、国是として進めていかなければならないわけですが、私は、段階的な意味も持ちまして、先ほど申しましたように、県や、あるいは近隣市町村、そして我々自身も、この広域における、きちっとした危機の管理体制、そういうところへとっていく中で、絶対にあのような事故を起こさない、起こしてはならない、そういう強い検証と、具体的な計画の中で、この再稼働はしていくべきだと、このように考えておりますので、宿毛市長としては、私は現在、このように考えております。

よろしく願いをいたします。

続きまして、生活保護のこと等に対しての、細かな質問がございましたので、細かいということではございません。私のほうで承知してない部分もございますので、まず、この生活保護の相談件数、あるいはその受理件数、開始件数等々のことにつきまして、それともう一つ、この急迫保護の状況等につきましては、福祉事務所長のほうからお答えをさせていただきたい

と思います。よろしくお願いを申し上げます。

それと、生活保護の制度の周知についてという質問でございます。私が考えますには、この生活保護の制度、このことについては、ほとんどの市民は、私は知っているのではないかと。また、地域には、お答えもいたしておりますけれども、民生委員さんや、いろんな関係の方々がございます。そのような、本当に困った方々は、私は、そのような方々に相談をしていく、そのような段取り、準備というのは、もう市民の皆さん、承知しているのではないかなというふうに思っております。

ただ、やっぱり折に触れて、そういう広報等でも、折々には広報して、周知していく方向は必要ではないかなというふうに思っています。

それから、ケースワーカーの一人当たりの適正な担当基準数という質問を、浅木議員からいただきましたけれども、現在は、基準ということではなくて、標準という形になっておまして、80でなければならないという、そういう形の対応にはなっていないというふうにお聞きいたしました。

さらに、ケースワーカーの今後の配置につきましては、適正な、そのような人材を、今後も配置していきたい、このように考えております。

続きまして、宿毛湾の貝毒の原因調査について、専門家にも頼んで、委託して、要請をして、もっと詳しい調査をすべきではないかという質問もいたしましたけれども、私どもとしては、引き続き、海の、まさに専門機関である高知県の漁業指導所に調査を、今後もお願いしてまいりたい。非常に現状、今までの流れ、承知している専門機関でございますので、引き続き、ここでの調査等、お願いを、要請をしていきたい、このように考えております。

さらに、漂着ごみの回収等の経費について、漁業者の皆さんに、油代等の負担ができないか

ということでございますけれども、私どもとしては、今後も漁協と、その支援について、具体的に協議していく中で考えていきたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

私の、再質問への答弁はこれまででございます。

○副議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、8番、浅木議員の再質問にお答えします。

まず、平成23年度における生活保護の相談件数164件に対して、申請件数が69件と、約100件近く少ないとの御質問であったかと思っております。

相談件数の中には、電話による相談や、将来の生活不安等による相談等も含まれております。実相談者数につきましては、104件となっております。福祉事務所としましては、今後とも申請者の申請権を尊重する中で、適正な生活保護業務に努めてまいりたいと考えております。

次に、急迫保護の取り扱いについての御質問であります。浅木議員のほうから、札幌市等の孤立死の問題等の事例も踏まえて御質問がありました。

孤立死問題等との関連も含まれるかと思われるので、これにつきましては、生活保護行政だけではなく、社会福祉協議会や、民生委員、また市役所内部における関係部署とも連携する中で、孤立死問題等につきましては、取り組んでおります。

以上であります。

○副議長（野々下昌文君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 浅木です。御説明をいただきました。平行線の部分もありますが、市長のほうから、一つ、私のほうから質問した分で御返答がなかった分があるので、その分について、再度求めます。

市長は、3号については、残していいと言ったわけですが、それについて、私は、現在、あれはプルサーマルで最も怖い内容だということでした。プルサーマルで残すというのか、それともプルサーマルはやめて、一般並みに切りかえて、残すという考えなのか、そこを確認しなかったということですが、御返事がなかったので、再度お願いします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の再質問にお答えいたします。

答弁が欠けておりました、申しわけございません。

プルサーマルで、現在、伊方第3号機は運転されているが、市長は、3号機は条件によつたら、再稼働していく方向でという考えがあるが、プルサーマル運転をしながらどうするのかという御質問だというふうに思います。

私は、この伊方3号機、この原子炉の再稼働につきましても、まだまだ国の方向も定まっておられませんし、あるいはまた、愛媛県の対応、またその近隣の市町の動向等も、いろんな形で、今、議論をされているところでございます。

恐らく、このプルトニウムを使った、危険だと言われているこのプルサーマルの運転、私は当然、論議の対象になるんじゃないかなというふうに思っております。

私としては、そのプルサーマルについては、今後は、そういう形の発電はすべきではないんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長の答弁は、自分自身は、プルサーマルは適当でないと、3号機。そういうふうに、私は受け取ったんですが、それでよろしゅうございますか。

市長はそういうことで確認できましたので、

この件については、私は全部、廃炉という立場ですが、それぞれ、市長の立場もありますので、あえてそれ以上は求めません。

以上で、私の一般質問は終わります。

○副議長（野々下昌文君） この際、5分間休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 3時35分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、山戸 寛です。今回は、林業について、質問させていただきたいと思うんですけども。

林業は、御存じのように、森林の植林、それから下刈りとかいろいろ、管理から始まって、育成、木材の伐採ですね、例えば、間伐とか皆伐とか、いろいろあるんでしょう。そういう収穫とか、流通、しかも加工、それから消費までということになる。

さらに加えて、きのこや山菜とか、あるいはシキミの枝とか、葉っぱの問題、葉枯れとかいうような、いろんな特用林産物を含めて、一大産業、そういう大きな労働需要と、それから大きな経済性をあわせ持った産業であります。

そのことを考えると、私なんかとてもまかないきれないとか、言及できることではないというのが実情でもございますけれども、目を開けば、緑したたる山林が、いつでも飛び込んでくる。この宿毛市の市民として、今回は、特に森林の管理、育成と、木材の収穫という、森林分野での、特に人工林への活動に限定した形で、幾つか条項を追いながら質問したいと思います。どうかよろしくお願いします。

林業は、実は、先進国型の産業であると指摘する声があります。木材に適した針葉樹分布域が、この日本を含めた温帯、亜寒帯とかいうような、先進国が立地しているところに多いと。それが1点。

それから、森林の持っている、大きくは地球環境に絡む生態系の問題、地域の水源涵養とか、いろんな機能ですね。自然の機能、それから、さらには文化機能にまで配慮し、合理的、集約的な生産管理を行う機動力や技術。加工、流通から消費までの有機的なつながりとかいうような、そういう。

しかも、資源再生型の産業として展開していく能力というのは、熱帯雨林の乱伐などによる資源収奪型とは異なる産業として、やはりこういうノウハウを持っているのは、先進国である。

特にドイツ、北欧、北米などの諸国の例が、そういうふうな形であげられているわけです。

それに引きかえ、我が国の林業はというと、政策的な戦後の工業化に走った日本の国策の問題もあるでしょうが、大量に輸入される、しかも安定した形で、大量に輸入される安価な木材。手をかけるだけ赤字になるという、森林の実態。特に、杉、ヒノキを中心とする人工林は、そのような状況の中で、適切な管理がなされないことがない。放置されることにより、荒廃が進む。

野生動物の生息圏の問題や、花粉症の原因物質、さらには、河川から海にまで悪影響を及ぼす生態系破壊の元凶みたいにして、まるで戦後の林業政策批判のやり玉にあげられてきました。

特に人工林、そういう形で扱われてきました。

そうした中で、住民の生活基盤を形成する力を、もはや林業は失ってしまったのではないかとこの状態の中で、中山間地域の人口減少や、集落の衰退は加速し、荒廃がさらに進むという悪循環が、これまで続いてきたわけです。

しかし、現在、戦後急速に展開された植林活

動によって、形成された杉やヒノキの人工林は、伐齢期に達するものが、かなりの比率を占めるようになってきました。

本年4月作成の宿毛市森林整備計画によれば、1万5,594ヘクタールの宿毛市の人工林中、41.2%が8齢級、つまり植林後40年以下。しかし、残りの58.8%が、それ以上の齢級と。つまり、伐齢期に入っているということになっています。

急峻な地形で、しかも小規模面積の山林所有が常態のこの日本の森林、そして、同じく宿毛市の森林。

過日、高知新聞のコラムに、このような記事が載っておりました。「余りあるほどに成長しながら、動かない本県の森林資源」と。豊かな、そして貴重な資源である森林が、その多彩な機能を確保しながら、どのように活用し、資源として循環させるのか。今回は、その観点から、幾つか、条項を追って質問いたします。

まずは、森林法の改正に伴う諸施策ということで、昨年、林野庁が年間の国内消費量を、約7,000万から8,000万トンあるという、この年間の国内の消費量のうち、24%程度しかない現在の供給量を、今後10年、平成32年には、50%以上とするということで、昨年の6月24日付で森林法の改正を行いました。

この森林法の改正の中で、幾つかの柱があります。その中で、まず、森林経営計画の作成について、お尋ねいたします。

日本の林業の立ちおくれの原因の一つに、先ほども申し上げましたように、急峻な地形もあるけれども、小規模零細な所有構造と、森林所有者に対する働きかけが十分でなかった点、こういうことが挙げられております。

森林、国有林を除く民有林ですね。その取りまとめによる大規模長期的な経営の計画、つまり森林経営計画を作成して、大規模、長期的、

そして先ほど述べました50%を超える需要を賄えるだけの木材生産を行う、そういう計画を發表されているわけですね。

これまで、森林組合などの事業所が取りまとめて、山林の所有者に施業の提案を行う提案型集約化施業、いわゆる森林施業計画というもの。その延長線という感じではあるんですけども、より大規模で、大面積、私が見た林野庁の資料で見ると、もう数百ヘクタール単位というようなことを書いている例があったんですけども。

そういうふうな、大規模な面積を想定しておく。しかし、その単位面積が規定されて、これ以下だったらいかんという、例えば50ヘクタールじゃいかんとかいうことで、どうなるとるかはまだわかりませんが、とにかくそういう集約を行わなくてはならない。

法的には、森林組合や民間の企業などを含めた事業者が、その取りまとめを行い、市町村が森林整備計画、市の森林整備計画との整合性を判断して、認定を行う。その計画の認定を行うこととなっているけれども、事業者は、これまでも所有者の異なる森林の取りまとめに、大変苦労してきた実情があるわけです。

国は、この大面積を包み込んだ森林経営計画の取りまとめに対する交付金、補助金、これはここにもあるんですけども、森林整備地域活動支援交付金という形で、こういうものも想定しているようです、設けていますが、さらに、これによると県や市にもその上積みも想定している。それについては、今回は触れません。その件については。

この森林経営計画から、もし外れている森林があるとすれば、後で触れますけれども、森林管理環境保全直接支払制度の対象にならないんですね。

だから、この森林経営計画に組み込まれてない森林の手入れを行っても、あるいは間伐など

を行っても、補助金が得られなくなる。山林所有者にとっては、この経営計画に加わっていないかいないかが、後々、大変大きな違いが生じることになるわけです。

その意味でも、山林所有者へのこの制度の周知徹底、あなたたちはこういう現実と、今から向き合っていくんですよという周知徹底が不可欠ということで、森林組合では、今まで何回か説明会を開くなどやっておられるようです。市として、その計画の取りまとめについて、地域におけるその山林所有者との合意形成などへの積極的な支援、あるいは関与を行うべきであると思うのですが、どんなものでしょうか。

昨年来の「広報すくも」、この法律ができた後、どうなっているか拝見しましたがけれども、この森林経営計画、取りまとめていく上での山林地主、山林の所有者への働きかけは、一切行われていないように思われます。その点について、まずお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、宿毛市の林業という形で、非常に専門的な質問をしていただいておりますけれども、可能な限り、全力でお答えさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、森林法の改正に伴う諸施策ということの中での森林経営計画の作成についてということでございますけれども、この経営計画は、森林法第191条により、市町村は経営計画の作成について、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めるという形になっております。

このような点から、先ほど来、質問ございましたように、市として、まだまだ十分な対応、助言等ができていないのではないかとというふうな思いを持っているところでございます。

一つ、今後は市としましては、場所の特定や、

面積等の情報提供、並びに森林所有者と森林組合など、林業事業者へのあっせんについて、個人情報取り扱いに留意しながら、経営計画の作成に加わっていくという形にいたしております。

また、森林所有者に対する制度の啓発については、今後、本年度計画を策定する必要がありますので、広報等や計画作成時におけるあっせんに、より周知していくことといたしております。

まず、最初の質問にお答えをいたします。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番。それですね、市長、その提出された計画ですね、その経営計画。事業者のほうから。例えば森林組合になるのか、あるいは民間のほかのあれが出るのか知りませんが、その整合性、つまり、宿毛市の森林整備計画との整合性の確認、どのように行うのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

森林経営計画と宿毛市の森林整備計画との整合性のチェックということについてでございます。

森林経営計画が市に提出された場合、これを認定請求という形といいますけれども、その後、出された後、経営計画が市の整備計画に沿った内容であるかどうか、チェックリストを用いて、確認をしていきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） しかるべき方法で、きちんと確認されることを期待しております。

続きまして、幾つかの柱と申しましたが、この低コストで、次は効率的な産業システムの整備ということで、森林施業に関して、お尋ねいたします。

今回の森林法の改正による施策というのは、どっちかいうと、輸入材との価格競争で張り合えるような、生産コスト、つまり張り合えるように安い木材を提供しろと、というような内容。そっちのほうが主体のように思われるんですね。つまり、生産コストの削減と、効率化、こっちはのほうが主体だと。

例えば、輸入関税の設定などによる木材価格の底上げというようなことは、これはTPPの問題もある以前からそうです。関税は想定されていない。つまり、木材価格の上昇が望めない中で、林業の産業としての基盤強化と、林業従事者の収入の向上、また安定化には、効率のよい作業、作業効率の改善が不可欠ということになってまいります。

林道作業道等の路網の整備と、高性能林業機械の導入に関する事業者への補助整備について、ちょっと、どんなようなものがあるかお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

低コストで、効率的な作業システムの整備といたしまして、林道や作業道等の路網の整備と、高性能林業機械の導入に関する事業者への補助制度についてでございますけれども、林道作業道等の路網整備としては、森林整備加速化事業、森の工場活性化対策事業、そして林内路網アップグレード事業、また高性能林業機械の導入に関する事業としましては、高性能林業機械等整備事業、そして、木材加工流通施設整備事業などがございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 高知県庁のホームページの、高性能林業機械等整備事業、今、市長が言われた。その説明によると、集約化された森の工場を主体として、計画的で、効率的な間伐

等の森林整備を展開しようとする事業者の、林業機械導入及び改良等に関する経費への助成として、森林づくりタイプとプロジェクトタイプ、二つに分かれておりますけれども、森林づくりタイプでは、国が10分の4.5、県が、同じく2.5、プロジェクトタイプでは、国が10分の5、県が同じく2と。高性能機械の新規導入に10分の7以内、それから、これは新規導入ですね。アタッチメントなどの改良、これに対しては10分の5以内の補助というのが、設定されています。

市として、機械化への補助を行う気はございませんか。その分、事業者の機械化への負担が減れば、新しい機械を入れるのも入れやすくなるでしょうけれども、従業員への賃金などの分配比率、これが向上するんじゃないか。少しでもですね。そうすれば、従業員の給料、少しでも上げられる。あるいは、安定ができる、そういうことがあるんじゃないかと思うんですけれども、市として、機械化への補助を行う気があるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市として、機械化への補助を行う気はないかという質問についてでございますけれども、国、県の補助要綱で、市の補助が要件であるのについては、ずっと補助を行っておりますけれども、農業や水産業などは、手厚い補助制度があります。しかしながら、林業については、支援施策が少ない状況であるため、厳しい林業情勢を踏まえ、今後、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、市長、市の補助が要件であると明記されているものについては、補助を行っていくというような、そういうお話

でした。心強い限りです。

これは、一般論ですけれども、国が幾ら、県が幾ら。それから、市の負担分が幾らという形での補助金。それこそ、林業は別として、知りませんけれども、いっぱいあるんじゃないかと思うんですね。

ところが、その市の負担金が出せないから、出せないために、そういう補助制度がありながらも、黙視する。あるいは、見送る。そうして素通りする。

そんな例が少なくないのではないだろうか、これは私、状況は知りませんが、邪推します。

どうか、今の御回答をお忘れなさいませんように、よろしく願いいたします。

ということで、次の柱として、技術者の育成の問題があります。高度な機械化に伴うさまざまな技術に加えて、森林の持つ多様な機能や役割に配慮しながら、つまり、宿毛市森林整備計画にのせられているんですけれども、森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策として、森林の持つ機能、ア、水源涵養機能、それから、イ、山地災害防止機能、土壌保全機能、ウ、快適環境形成機能、エ、保健・レクリエーション機能、オ、文化機能、カ、生物多様性保全機能、そして最後に、キ、木材等生産機能と、こういうふうに出てくるわけなんですけれども、このような多様な、森林の持つ機能を、機能や役割、そういうものに配慮しながら、つまり、ここに書かれている宿毛市森林整備計画に記載されているこのような機能を尊重し、しかも、木材の生産を行っていく。

森林資源の長期的な管理と生産を行える、そういう森林技術者の育成が、今まで、今後、ますます必要となってまいります。

市として、この技術者の育成という点で、どのような取り組みを考えておられるのか、お尋

ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

森林の持つ多様な機能に配慮しながら、この森林資源を長期的に管理をしていく、そういう技術者の養成が必要だということの質問についてでございます。

高知県では、林業担い手対策として、林業労働力確保支援センター事業、また森林施業プランナーや、フォレスターの育成として、森林研修センターでの研修などが実施されています。先進的な国では、ドイツや北欧などでは、このような専門家を配置をして、長期的な森林管理を実施しているということも聞いております。

市としましても、今後の方向の中で、林業従事者や、新たな林業に従事しようとする志のある方に対し、このような研修への参加を呼びかけていきたい、このように考えています。

また、現在、取り組んでいる事業としましては、林業従事者の雇用創出として、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業により、市有林活用雇用創出事業、森林集約化推進事業を、宿毛市森林組合に委託して実施しており、平成23年度までの実績で、延べ7名が従事し、うち4名が新規雇用でございます。

本事業は、平成21年度から実施して、現在4年目でございますが、今後は蓄積した技術を、林業現場において発揮していただきたいと考えております。

いずれにしても、長期的な事業計画を展開できる、このような技術者が、将来は非常に重要な役割を果たすだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 技術者の育成について、そういうふうに、積極的に取り組んでいただい

ておることに、感謝します。

次に、4番目として、森林管理、環境保全直接支払制度、先ほど申し上げましたが、この問題がございます。

昨年の法改正で、森林法の改正で、特に大きく変わったものに、森林管理環境保全支払制度があります。間伐に関して、これまで、小規模切捨て間伐でも支給されていた補助金が、森林計画を作成した上で、支払いの対象となる施業単位が、面的には5ヘクタール以上。1ヘクタール当たり10立方メートル以上の木材を収穫しないことには、補助対象とならない。

これまでは、ヘクタール単位で切り捨てであろうが、収量がどうであろうが、ヘクタール単位の補助金だったようですけれども、これからは木材の材積によって変わってくる。

このことは、平成22年度、23年度と、宿毛市の市有林の間伐事業にも支障を来すようなことになったと、そういう報告を受けておるわけですけれども。

つまり、間伐収量が、1ヘクタール当たり10立方メートルに届かないので、見送らざるを得なくなったと、そういう報告がありましたけれども、これから懸念されることとして、事業者を疑ってかかるわけじゃないんですけれども、事業者は出荷量を上げるために、収量の少ない、劣悪な、本来の間伐対象樹木よりも収量の期待できる、いわゆる良材間伐に走らざるを得なくなりはないかと、そういう心配がございます。

同じく、その伝でいきますと、収量の多くを期待できない、もともと期待できない、年齢の低い森林。41. 何%あると先ほど言いましたけれども、まだ若い森林ですね。

これは、間伐にしても10立米とれん。なおざりになる、そういう可能性が高くなって、かえって森林の荒廃が進むようなことになりゃせんかどうかと、こういう心配が、私は心配する

わけですけれども、市としての見解、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、先ほど、答弁をいたしました森林組合に委託して、実施している平成23年度までの実績で、延べ7名が従事し、4名が新規雇用と答えたと思いますけれども、うち5名が新規雇用でございますので、訂正をいたさせていただきますと思います。

この環境保全、直接支払制度についての懸念の質問がなされました。

森林管理環境保全直接支払制度についてでございますけれども、このことについてでございますけれども、この制度は、森林経営計画に基づき行う植栽や間伐の補助事業でございます。

ですから、直接支払制度を利用する区域については、森林経営計画の認定請求が必要であります。

認定請求時に収量の把握が適切に行われているか、確認した上で、認定をいたしております。

特別支払制度を利用する区域については、議員が懸念しておりますような事柄については、起きないと考えておりますけれども、なお直接支払制度は、円滑に行えるよう、注意して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうも市長、私が懸念することと、市長の回答の間には、ちょっと認識の開きがあるような気がするんですね。

森林経営計画には、齢級の異なるさまざまな森林が含まれる。これは天然林もあるし、人工林も含まれます。

実際の施業において、問題が起こりはせんだろうかと、私はその点、言いたかったわけです。

事前のチェックで、計画のチェックの段階で、

そんなこと言えるんやろかという、帳簿のね。ちょっと、実際にやることになると、どんなことになるやら、本当に問題が起こらんかやと。ほんまかいやと。一言だけ、ちょっと気になるなど言わせていただきます。答えは要りません。次の質問に移ります。

次は、今は森林法の改正に関してお尋ねしました、今までは、市としての林業関連の施策について、ちょっとお尋ねします。

宿毛市も、いろんな活動をやられている中で、林業関係で、今までどのような事業を行ってきたのか。ここ近年の予算に反映されている範囲で結構ですので、こんなような林業関連の事業を行ってきたということをお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

近年の宿毛市の林業関係活動についての御質問ですけれども、平成22年度及び平成23年度の2年間で、予算が伴うものとして実施している事業を列举いたしますと、有害鳥獣被害防止対策協議会報償支払、有害鳥獣捕獲報償費支払、高知県森と緑の会費交付、ふれあい緑の感謝祭補助金交付、宿毛市鳥獣被害緊急対策事業費補助金交付、宿毛市森林病虫害等防除事業補助交付、市有林整備事業、宿毛市森林整備地域活動支援交付金交付、宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金交付、宿毛市木材加工流通施設整備事業費補助金交付、市有林分収金負担金の支払いがございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 結構、いろんなことがやられているんだなと。その規模がどうかは別としてですよ。心強く、いろいろ、幅広くやられているんだということに、心強く拝聴しました。

そこで、そのさまざまな事業の中で、一つ取

り上げてお尋ねいたしますが、市有林整備事業について、ここ2年間実施できない分があった。先ほども触れましたけれども、さきの3月議会の予算補正の中で報告されました。

市の森林は、面積的にまとまりを欠くものが多いし、先ほども申し上げましたが、ヘクタール当たり10立方メートルを確保することが難しかったからできなかったという旨の報告を受けているように記憶しますが、

今後、このような問題は、どんなふうクリアしていくおつもりか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市有林整備事業についての質問でございますが、平成23年度途中に、高知県造林事業補助金の要綱改正があり、1ヘクタール当たり10立方メートル以上の搬出間伐でないと、補助金対象にならなくなったことから、先ほど指摘されました、当初見込んでいた事業が実施できず、3月補正において、減額をいたしております。

議員の指摘のとおり、市有林には1ヘクタール当たり10立方メートル以上の搬出間伐ができないところや、小さな面積の市有林が点在している箇所もあることから、今後は補助要件を満たすために、個人所有の私有林を含めた経営計画を認定し、市有林を整備していきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、民間の私有林という話がありましたけれども、今の市有林制度は、そういうふうな形で進められているということでもあります。

今度は、民間の私有林の伐採について、保安林に関するものは、知事への申請は届け出るとなっており、そうでない森林に関しては、市町村長へ直接届け出ることになっておりますね。

こういうふうには、2種類に届け出や、あるいは認定申請が分かれているわけですが、市町村長のもとに、すべてが把握できることになっております。つまり、県に届けられたものは、通知という形で、市町村長のもとに届いてくるわけですから、年間で、私有林の伐採が、どの程度の件数、あるいは面積、伐採材数といえますか、材積、そんなものが届けられているのか、お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私有林の伐採届けにつきましては、平成23年度において、届け出件数は21件、総面積68.53ヘクタール、伐採立木材積が2万3,803立方メートル、伐採樹種は、主にヒノキとなっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 森林法第10条の9、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等、同じく森林法第10条の10、施業の勧告等、この2条、二つの法文によれば、その届け出の内容や施業の方法に問題がある場合には、市町村長が計画の変更命令や、勧告を行うことができることになっていますが、そのような実例がどの程度あったものか。

また、その届け出や施業が適正に行われているか、否かのチェック体制が、どの程度機能しているものか、お尋ねしたいと思います。

と申しますのも、故意か過失か知りませんが、本来、伐採してはならないはずの所有者の異なる森林の木材までも、伐採されたという例が、当市建設課の市有林でも、既に発生したように、あちこちで発生している。もしくは、発生する可能性が大であるという話をよく聞くからです。

伐採期を迎えている森林が多くなっている中

で、この件は大きな問題を含んでいます。

確かに、森林法の条文では、市町村長は先述の変更命令や勧告ができるとなっているために、しなくてはならないという義務規定ではない。義務規定ではないのですが、この伐採の届出書に絡んだ変更命令勧告を含めたチェック体制について、どういうふうになっているかお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

伐採届けの受理後の変更命令についての質問が、まずありますが、市、県ともに行った変更命令や勧告は、1件もございません。

伐採届け受理後のチェックについては、届け出に記載された伐採面積等が、市町村森林整備計画に適合しているか、確認をしています。

不適切な場合は、森林法第10条の9より変更命令をすることになっております。

伐採後のトラブルの回避についてでございますけれども、また後ほど。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、市長は、変更命令とか、勧告は1件もない、県も市も、とのお答えですが、どうも、市長、今のお話聞いてますと、事前に確認しているから大丈夫やと。そういうことじゃないんじゃないかと思うんですね。

その届け出の内容が、現実には、現場で守られているかどうかのチェックが問題だと思うんですがね。どうやら、市や県の守備範囲は、そこまでは及ばないと、そういうことなんじゃないか。

実際のところ、義務規定でもないし、職員の体制上も、なかなか現場まで行って、確認とかおよびかねるといって、それが実情だろうと思います。

しかしながら、伐採をめぐる境界トラブルの回避や、宿毛市森林整備計画との整合性等を適

正に確保するためには、現場でのチェックが必要ではないのか。もしそれが無理なら、事業者を別に疑ってかかれというのではないんですよ。誤解しないでいただきたいんですけども。

何だかの手だてを講じる必要があるんじゃないか。また、それができるんじゃないかというふうに思われます。

例えば、宿毛市独自の条例を設けて、伐採に関する届け出書の提出に際しては、隣接する森林の所有者の同意書の添付を義務づけると。

あるいは、その他いろいろあるんでしょうけれども、あれこれの工夫ができはしないかと思うのですが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

高知県へ確認したところ、伐採届けの際に、伐採する森林の隣地所有者の同意書の添付を、条例で義務づけている地方自治体は、高知県にもございませんでした。

同意が必須となると、同意がない場合に伐採できなくなることも考えられますので、市としまして、条例等に定めることは考えておりません。

しかし、こうしたトラブルを回避するためにも、伐採届けを受理する際に、事業者等に口頭で助言をしていきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） なるほどね。いろいろあるんですね、そういう伐採ができんようになりゃしないかというような問題が。それ、よくわかるんですけども。

例えば、隣接所有者への通告義務、私のところは、今度この山、切りますよと、隣接の所有者へ通告する。あるいは、市がその伐採届けを受理した文書について、公表するとかということができれば、ここのこの地域の山、切りますよ

と。近隣の山林地主の方は、そこを御理解願いますというようなことができれば、多少、違うんじゃないかなという気もいたします。

次に、地籍調査、これはまた、この伐採の問題と絡むんですけれども、地籍調査について、お尋ねいたします。

森林の地籍調査、一向に進んでおりません。このことは、伐採時の境界トラブルのみならず、今後の課題となってくる事業者による森林経営計画の策定と、市長による認定や、施業集約による法律的な間伐の促進という面でも、また森林所有者の財産の確定という意味でも、重要な課題となっていることは、御承知のとおりです。

地籍調査に関しては、経費の50%を国が負担し、残り50%は、都道府県と市町村が折半することになっていますが、その80%は、特別交付税が交付される関係で、実質5%の負担で済むということになっています。

これは、県が渋っているんですかね。それとも、これまでの本市の地籍調査に関する考え方が甘過ぎて、その必要性を認識していないということなんでしょうか。

今回は、森林だけを問題として取り上げますけれども、海岸部でのこの南海大地震と、その後の津波による災害のことを思えば、地籍調査の遅れは大きな懸念事項であります。

森林の地籍調査に関しては、その範囲といい、複雑さといい、なかなか一筋縄ではいかないことは、だれでも想像のつくことです。が、これは、ほっておけば片づくというような、そんな問題ではありません。宿毛市の林業を強化・変革する上でも、森林組合など、関連する組織の協力を得ながら、積極的に取り組んでいくべきだと思うのですが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

行政推進による地籍調査の重要性については、十分、認識をいたしております。

宿毛市の取り組みとしては昭和57年度から地籍調査を開始し、途中8年間の休止はありましたが、現在、四万十市との境界区域である山奈町山田地区を実施中であり、平成24年1月現在で、10.1%の進捗率となっております。

先の東日本大震災におきましても、復興に向けた取り組みで、行政の根幹となる土地境界の特定は最重要なものであるということは、皆様におかれましても、再認識されたところと思います。

また、昨今は、高知西南中核工業団地において、宿毛市の管理する緑地を含め、個人所有の山林が誤伐されるということもありました。

このような現状からも、国土調査を、宿毛市の重要な事業としてとらえ、これまで以上に調査のスピードアップを図るための手法について、他市町村の事例を参考とする中で、検討してまいります。

調査区域については、さまざまな課題を考慮する中で設定し、地籍の明確化はもとより、行政における各種事業が、スムーズに推進できるよう、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番。これ、なかなか大変な、今となっちゃあ、かなり手おくれになったとまでは言いませんが、手おくれじゃ言いよったら、これから先もできませんので、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、宿毛市レベルでの森林関連事業者への補助についてということで、機械の導入については、関する補助については、先ほど、質問しましたが、先日の高知新聞に、植林に関して、本山町と土佐町が、国、県による補助率である90%に加えて、町独自の上乗せを行って、最

大100%とするという記事が掲載されました。

これは、森林を伐採した後の植林を行っていく山林所有者にとっては、非常に大きな力になることやないかと思うんですけれども、宿毛市としてはどうでしょう。どうしますか。お尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

森林関係事業者への補助についての質問ですが、本山町と土佐町が10%の、独自の上乗せ補助を行っている植林造林事業は、国、県の補助に対し、市町村の継ぎ足しが任意となっている事業であります。森林の役割を最大限生かすための施策を行っていることは重要であると考えます。

林業の活性化の観点からも、今後、植林や造林が必要な区域については、市の財政状況を踏まえる中、積極的に推進してまいります。

なお、一生原地区の市有林については、宿毛市一生原自然環境保全事業基金、23年度末現在高2,582万2,959円を活用しますので、間伐等の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 先ほどの機械化の件や、この植林の補助以外にも、林業を大切に、市の重要な資源として活用するために、必要かつ有効な補助制度を探っていってほしいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

続いて、人材。今度は市の職員の育成についてです。

先ほどは、森林現場での作業を推進する上での人材の育成について、御回答をいただきました。これは、その追加になるかとも思います

が、市自体の人材の育成はどうなのか。市役所の職員には、林業のことをわかっている人材がいない。これは、農業についても同じことですが、とにかく相談しようにも相談のしようがない状態であると、よく聞かされます。

先進的な事業展開を行っている町村の例でよく言われることは、国や県、事業者である森林組合と一体になって、事業を企画し、推進していける人材が確保されている、そういうことです。

環境庁や県の林業関係部署との相互派遣や、森林組合との人材交流などによって、自分たちの市町村行政の抱えている状況を、的確に伝えるとともに、国や県の施策を敏速に取り入れ、反映していく体制や、森林現場での課題を吸収し、改善していく体制、そういうものをつくっていくためには、そのような形を含めて、実務型の人材育成が不可欠だろうと思うのですが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市職員の人材育成についての質問でございますが、議員が申しますように、国や県、事業者である森林組合などと一体になって事業を企画し、推進していけるような人材を確保することは、重要なことと考えております。

知識を蓄積し、活用できるようになるには、ある程度の年数を、その職場へ配置する必要がありますし、異動の際も、円滑な事業の引き継ぎが行える体制を整えることが大切であります。

そうした体制を整えるとともに、専門的知識を有した県や関係諸機関のOBの方を、臨時的に雇用するなど、林業の活性化のみならず、当市の産業振興の活性化を図りたいと考えております。

現在までも、そのような人材を探してまいりましたが、まだそのような形での対応がで

きてないというのが現状であります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） いろいろとお尋ねし、また懇切に回答をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

最後になりますけれども、昨年の市長選挙、現市長の沖本さんに投票した市民の中には、前職があそこに建てるといったものを、沖本さんはここに変えると約束したから、ということを中心にする方も多数おられるようです。

けれども、現市長の支持者は、そのような方ばかりではない、ということをどうか忘れずにいてほしいものです。

この人なら、宿毛市の一次産業、農業、林業、漁業、もっと真剣に取り組んでくれるに違いない。市長、あなたに期待して1票を投じた人がいっぱいいます。

もちろん、市長が変わったからといって、林業が途端に改善されるとは、だれも思っておりません。事は公約一本で変わるほど簡単でないことは、だれでも知っています。しかしながら、あの沖本市長が出現したあの時が、宿毛市の林業を初めとする一次産業全体の、今日の隆盛のターニングポイントになったんだと。あの時がターニングポイントであったと、後世、市民によって振り返られるような、そういう市政を真剣に模索し、一步を踏み出す努力を忘れないでいただきたいと思います。

夢を現実的に語っていく。現実の中に夢のくさびを打ち込んでいく、そういう市政を期待して、私の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時35分 延会

平成24年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成24年6月19日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

2番 山上庄一君	3番 山戸寛君
4番 今城誠司君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

1番 高倉真弓君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
市民課長 河原敏郎君
税務課長 佐藤恵介君
会計管理者兼
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中	純 君
環 境 課 長	岩 本	克 記 君
人権推進課長	岩 田	明 仁 君
産業振興課長	三 本	義 男 君
商工観光課長	松 岡	博 之 君
建 設 課 長	岡 崎	匡 介 君
福祉事務所長	滝 本	節 君
水 道 課 長	川 島	義 之 君
教 育 長	岡 松	泰 君
教育委員会 委 員 長	松 田	典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田	清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増	信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口	節 子 君
千 寿 園 長	杉 本	裕 二 郎 君
農業委員会 事 務 局 長	児 島	厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐	健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時08分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。6番、野々下昌文でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、私が市民の皆さんと語る中で、耳にしてきたこと、また感じてきたことを一般質問いたします。

質問の中で、一部、昨日の松浦議員、山上議員の質問と重複する部分がございますので、御了承願いたいと思います。

質問に入ります。

去る3月31日、南海トラフで最大級の地震が発生した場合、6都県、23市町村で満潮時の津波高が20メートルを超える恐れがあるとの推計を、内閣府が公表いたしました。

本県では、黒潮町が34.4メートル、土佐清水市が31.8メートル、国内でも最大となり、当市では21メートルの津波が想定をされております。また、震度7の地域は、10県153市区町村にのぼるとしてありまして、2003年に公表された前回の推計を大きく上回る水準となっております。各自治体は、今後の防災計画を、ハード面、ソフト面から見直しを迫られることになりました。

このような想定は、さまざまな仮定に基づく複数の試算から、最悪の結果をつなぎ合わせて、はじき出された数字でありまして、過度におびえる必要はないといわれておりますけれども、最大級を意識する意味、むしろ市民一人一人が防災意識を高められるかどうか問われているんだと思いますし、今まで、何度もこのような

計画があって、大丈夫だったからといったような意識を改める意味で、本当にいい機会になるのではないかと思います。

このような観点から、質問を行いたいと思います。

最初の、地域防災計画と新たな津波対策についてでは、きのう、松浦議員の質問に答弁がありましたので、ここは省きたいと思います。

続いて、その防災計画の中で、去る3月の議会において、防災会議の女性委員の登用を提案をいたしました。新たな地域防災計画の策定の中で、その女性委員からの発言で反映された内容があれば、お伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

6番、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市の防災会議の委員に、新たに女性幹部の職員を加えているが、この職員の意見をどのように反映されているかという質問等ございました。

3月議会で、野々下議員からも御提案いただきましたけれども、防災会議の委員に、新たに加えた女性職員の意見についてでございますけれども、過去2回の部会は、主に情報収集と情報共有を中心とした会議でございましたので、現況では、特にございません。今後、具体的な内容を検討する中で、女性ならではの視点から、貴重な意見を出していただけるものと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 聞くところによると、9人の防災会議の委員の中に、一人の女性防災委員を登用していると伺いましたが、多角的に、女性の視点からの意見を反映するためには、一人では話し合いもできずに、余りにも少ないのではないかと感じます。

年齢層も考えて、複数に必要ではないかと考えますが、御所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

医療関係者や子育て中の母親の視点、そのような、いろんな方面での女性の声が生かされる、そういう組織としていくためにも、今後、条例改正も含めまして、積極的に女性の委員をふやしていきたい、そのような方向で検討していきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 女性委員もふやしていくということです。よろしくお願いをしたいと思います。

国は、防災計画の基本計画の中で、最大級の津波に対しては、逃げるを最優先し、避難完了の目安を、原則、徒歩で5分と打ち出しをしております。

市内を見渡してみますと、高砂地域から駅前地域にかけては、発災時には液状化が発生するようなことが、容易に考えられる地域であります。

市民の皆さんが、5分以内に避難を完了するというのは、非常に困難な状況ではないだろうかと考えますが、今後、地域に津波避難タワー等の設計計画はあるのかどうか、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高砂から駅前周辺等の津波の避難対策についてでございますが、津波避難タワーなどの設置も含めて、検討していきたい、このように考えております。

また、現在は、福祉センターに外階段をつけ、ホールの屋上を避難施設にできないか、検討してまいりたいと考えておりますし、県土木宿毛事務所や、近隣のホテルやマンションも、避難

ビルとして活用することができるよう、鋭意取り組んでいるところでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 福祉センターの屋上へ避難の検討をしているということでありましたが、もう一つ同じような地域は、市内の木造密集地域、これは発災時には家の倒壊等で避難通路がふさがれて逃げられない、こういう場合の津波避難タワーというのは有効と考えます。

その地域でも、また検討を進めていただきたいと思います。

次に、市内で2003年の旧基準で、津波到達高を表記した看板であるとか、海拔を表記したもの、市役所の2階には総務課の窓に津波到達高を新基準で表記されておりますが、この津波体制、海拔と津波到達高の2種類の表記が、されておりますけれども、この津波到達高というのは、あえて想定外をつくることになります。

見た人に誤解を与えることになりかねません。新基準での表記をしていくのであれば、海拔表記で統一すべきではないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

津波到達高の記したものが2種類あるということについての質問でございましたけれども、本年3月末に公表されました新想定を表示しているのは、市役所庁舎だけでございます。

その他、市内に設置している看板は、2003年の基準で示されたものでございます。なぜ市役所に新想定の新想定を表示しているかと申しますと、広報やホームページにも掲載いたしましたけれども、最大浸水深の予測が50メートルメッシュの範囲の平均地盤高で算出されたために、市役所のある範囲が、裏山の地盤高と平均がされ、その結果、市役所の最大浸水深の

予測は1メートルと報道をされました。

この誤解を解くために、実際の地盤高で計算をした市役所の最大浸水深の、5.8メートルを表示しています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、私の質問は、津波到達高の表記じゃなくて、市内には海拔と津波到達高と、2種類の看板がありますので、今後、設置していく部分においては、津波到達高ではなく、それは誤解を生みますので、海拔で表記して、統一していくべきじゃないかという質問でございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 次に答弁しようと思っておりますけれども、抜かりました。

基本的には、海拔表示を設置していきたいと考えております。

平成23年度は、海拔表示を20カ所に設置いたしました。

海拔表示などの看板については、市民の方が、どこにいるときに地震に遭うかわかりません。そのため、できるだけ多く、設置したいと考えており、今後、さらに追加して、公共施設等を中心に、設置していきたいと考えております。

なお、10メートルメッシュが公表された後に、2003年の分は撤去をし、浸水深高の表示も、今後していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 続いて、一人一人が考え、行動する意識改革の取り組みということですが、市民に津波からの避難を促す情報が伝わったとしても、実際に行動に移すかどうかというのは、市民の判断になります。

東日本大震災では、被災3県の沿岸地域の被

災者の避難行動を調査しておりまして、その結果によれば、すぐには避難せずに、何らかの用事をしていて人が、4割以上にのぼったという深刻な数字がございます。

市民の意識を変えていくことや、避難しやすい仕組みづくりというのは必要だと思いますが、東日本大震災を教訓として、私たち一人ひとりが考え、行動する意識改革へ、どのような取り組みを、本市としては行っていこうと考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

防災に対する意識改革の取り組みについてでございますけれども、3.11東日本大震災以降、市民の皆様も、さまざまな津波や被災状況の映像を目の当たりにしていると思います。

近い将来、南海地震が発生するといわれておるなか、実際の映像を見ることによって、市民の皆様の防災に対する関心と意識は、高まっているのではないかと考えております。

補正予算で計上しております津波避難計画が完成しましたら、各地区それぞれに応じた、具体的な避難方法が示されますので、新たなハザードマップの配布等とあわせまして、これまで以上に防災に関する情報発信、啓発活動に努め、市民の皆様の防災意識を、さらに高めていきたいと考えております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 新たなハザードマップとともに、各地域に具体的な指示を出していくということですが、各地区には、今現在、90%近く、自主防災組織というのが、組織をされております。

年に1回、防災訓練を行っておりますが、地域によっては、内容が違うのは当然でありますけれども、自分の命は自分で守る。守らなくて

はいけないという意識改革の部分で、マニュアルの統一化といいますか、毎回のテーマの徹底が必要ではないかと考えますが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

各地区には、それぞれの自主防が組織されているわけでございますけれども、各地の津波避難計画については、コンサルに委託を予定しております。統一化されるものと考えておりますし、また、訓練も作成した計画に沿って、実施していく、こういう形での方向になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 参考までに、三重県の南部、同じように21メートルを越える津波を想定される地域でございますが、南伊勢町であるとか、紀北町、大紀町、志摩市、非常に高齢化の進んだ、多い地域だそうであります。

ですが、ここでいち早く、高台の避難所に自力で上がれる、のぼれる高齢者をふやすのが、まずは最重要課題として、介護予防の体操を、防災施策にも位置づけて、津波が来たら自力で、迅速に避難できるように、脚力強化の体操というのを、社会貢献の防災強化に取り組む中部電力と、また町と、それから体操を考案した三重大学とが連携して、その地域で取り組んでいるということでもあります。

このような、非常に予算もかからずに、根本的な防災対策と考えましたので、紹介をいたしました。

続いて、自前の防災教育の構築についてでございます。皆さんの御存じのように、3.11東日本大震災で、釜石市では1,000人を超す被害者を出す中で、約3,000人の小中学生のほとんどが、津波から逃れて無事だった釜

石の奇跡というのがありました。

これは、平成17年から群馬大学大学院の方が、教授が、釜石市を中心に取り組んできた、自分自身が判断をして行動する津波三原則を徹底してきた、津波に対する体系的な防災教育があったのは言うまでもありません。

被害の想定というのは、津波被害、また建物倒壊、それぞれの学校によって違うと思いますが、本市においても、半数の学校に津波被害が想定されます。また、半数の学校は、津波がきません。別の災害がございます。

この釜石の奇跡を引き合いに出すまでもなく、防災を体系的に学んでいく、本市独自の安全教育の構築は、重要と考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市の防災教育に関する取り組みの状況について、まずお話をさせていただきます。

現在、宿毛市立の各小中学校におきましては、南海地震を想定いたしました避難訓練、それから津波に関する学習及び総務課危機管理係とも連携をした起震車体験を行うなど、学校行事や、総合的な学習の中で、取り組みをいたしております。

教職員におきましても、防災に関する研修会への参加や、校内研修に防災の内容を組み入れるなど、意識の向上に努めて参っております。

また、東日本大震災の教訓から、津波の高さ、浸水地域が見直しをされております。各学校の避難場所の確認や、見直しも、昨年度から行っております。

特に、今年度におきましては、高知県の学校防災アドバイザー派遣事業を、5校が指定を受けまして、危機管理マニュアルや、避難経路場所など、防災にかかわる点検、助言を、大学教

授等の有識者から受けることになっております。

現時点におきましては、小筑紫小学校、小筑紫中学校が、既に実施をしております。

学校におきましては、児童生徒が、安全で安心な環境の中で教育活動ができることは不可欠なものでありまして、災害にいたしましても、児童生徒の安全が確保されることが、何よりも重要であると考えております。

今後も、教育委員会といたしましても、それぞれの関係機関と連携をいたし、情報共有を図る中で、児童生徒、教職員が、日ごろからしっかりした防災意識を持ち、被害時に落ちついて、素早い、より実践的な行動ができるための危機管理マニュアルの見直しつくりのための指導に努めてまいりたいと思っております。

そして、議員が御指摘のように、自前の防災教育ということでありませけれども、やはり第一義的におきましては、子供のとっさな判断力を、教育現場の中で培っていくということが必要ではなかろうかと思っております。

それから、議員もお話にありましたけれども、市内の3,000人の小中学生の子供がほとんど無事で、避難ができた。釜石の奇跡として、避難マニュアルづくりの、今や手本となりつつある教え、群馬大学の片田敏孝氏の「想定を信じるな」、それから「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」の教えを大切に、この奇跡を起こした教育を、市内の学校で広め、日常化を図っていくことが大切であろうと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 各学校で、いろいろな取り組みをされている。また、大学の教授等も講師に招いて、前向きな取り組みをしていくということでありませ。

そういう取り組み、よくわかりますが、子供

たちがどのような災害にあっても、津波だけでは限りませないので、どういう場所で、どういう災害に遭っても、命を落とすことのないような安全教育というのを、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

次に、学校施設の非構造部材の耐震化についてでございます。

学校施設は、児童生徒などが1日の大半を過ごす活動の場であると同時に、災害時には、地域の住民の応急避難場所として、また役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であると考えませ。

本市においても、学校の耐震化、少しずつではありますが、進んでおります。耐震化が行われるのは、柱や梁といった構造部材の耐震がほとんどであります。しかし、大震災を振り返っての状況を見ますと、このような資料がありました。

校舎などの建物が持ちこたえたとしても、天井や照明器具などの落下、本棚、テレビ、ピアノ等の備品の転倒、また窓ガラスなどの破損、災害時の崩落や非常扉の破損、体育館のバスケットボールの落下などで、児童生徒の命にかかわる被害が、多数発生をしていたということがあります。

そこで、今後、行われる本市の耐震化の際には、こういう、今言ったような非構造部材への点検調査というものも、同時に行っていく必要があるんではないかと考えませ。所見を伺いませ。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の学校施設の非構造部材の耐震化についてのお尋ねであります。

そのことにつきましては、議員の御指摘のとおり、非構造部材の耐震化についても、我々も必要性に応じて、取り組みをしていかなくては

ならないと、こういうふうを考えております。

議員御指摘のように、先の東日本の大震災におきましても、天井材の落下であるとか、人的被害が生じた例もあります。教育委員会といたしましても、非構造部材の耐震化の必要性につきまして、先ほど申しましたように、十分、認識をいたしております。

しかしながら、本市におきましては、倒壊を防ぐという意味においての耐震化ができていない学校がある現状であり、その改善を優先をして、進めているというところであります。

倒壊防止の耐震化と、非構造部材の耐震化を合わせて行う。必要なことでありますけれども、財政状況から判断して、なかなか厳しい点もあるかと思っております。

教育委員会といたしましても、子供の安全、安心を早急に確保することが何より、一番大切であると考えておりますので、倒壊防止の対応を、まず優先をいたし、非構造部材の耐震化の取り組みにつきましても、必要度に応じまして、調査、検討をする中で、できるだけ早く、耐震化対策を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 非構造部材の取り組みは、前向きに考えていくということですが、次、総合的な空き家対策と適正管理を促す空き家対策条例について、きのう、山上議員の質問にもございましたが、改めてまたよろしくお願ひしたいと思えます。

市民の皆さんから寄せられる身近な相談の中に、この空き家対策がございませう。少子高齢化、核家族化、過疎化など、人口減少が進む中で、空き家が急増をしております。

私たちの地域にも、数件、点在をしております

すし、市内を回っていく中で、10年もたたないうちに、空き家になるのではないかとと思われるような世帯も、かなりあるように思われます。

人が住まなくなった家は、月日がたてば柱が腐り、発災時のときには、倒壊により避難路をふさいでしまう心配や、台風や大風で、トタンやかわらがはがれ飛んできたり、また犬や猫の住みかになったり、また、時にはホームレスと思われるものが軒下に寝ていたり、また、不法投棄や、放火を含めた火災の発生の懸念も、心配する相談が寄せられております。

空き家問題の悩ましい点というのは、所有者の私有財産であるために、近隣にたとえ迷惑をかけるような状態であったとしても、第三者が勝手に解体や撤去など、処理のできないところにあります。

このようなことが壁になって、この問題というのは、なかなか進展しないというのが現状であることは百も承知で質問をいたします。

ごみ屋敷状態で、悪臭がしたり、周辺住民に迷惑を及ぼしているような場合であれば、環境課の担当にならうかと思えます。

また、戸建ての住宅対策は建設課であったり、商店街の空き家店舗の対策は商工観光課、また、今にも崩れそうな家の対策は、総務課の危機管理係となるように思えます。

今後、これからのことを考えていくときには、このような、あちこちいろんなとこにいかずに、空き家対策については、窓口の一本化というのは、できるだけしていくべきじゃないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在の空き家の対策といたしまして、昨日の山上議員の一般質問でもお答えを申し上げましたように、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第6条において、土地または建物の占

有者はその占有し、また管理する土地、または建物の清潔を保つように努めなければならないと、先ほど言われましたように定めております。

近年、少子高齢化や人口の減少等、または経済的事情などの理由による空き家が目立つようになり、その不完全な管理による影響で、近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑をかけたりにすることについて、市への相談があったことは存じております。

野々下議員が言われますように、空き地等への不法投棄や雑草除去等につきましては、環境課で指導を、あるいは市道等へのブロック塀や柵等の倒壊、または建築材等の飛散など、市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、総務課、建設課で指導し、空き家の有効利活用であれば、企画課と、現在、各課で対応をいたしております。

今後、市民生活に悪影響を及ぼす空き家等に関する苦情の一本化につきましては、地区長さんを含む地域の協力を得ながら、実態を調査して、どのような方法がよいのか、関係各課で協議、検討し、総務課主導で検討してまいりたいと、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） それぞれ担当課で協議していくということですが、よろしく願いをしたいと思います。

最近、自治体の中では、所有者に対し、一歩踏み込んだ働きかけを行う動きが出てきております。きのうもありましたが、空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を求めたりする空き家対策条例を、16都道府県31自治体が制定をしております。

本県の中でも、南国市や香南市が条例化を行っております。そこで本市でも、適正化を促す空き家対策条例に向けて、その制定に向けて、

検討をすべきではないかと考えますが、私見を伺います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

空き家対策条例についての質問でございますが、先ほども申し上げましたように、市民から相談を受けた場合は、所有者または管理者に対して、適切な管理についてお願いするなど、対策は講じておりますけれども、やはり所有者個人の事情や、そのまま放置していくことが、更地にするよりよいとか、経済性などの面からも、そのまま放置される実態がございます。

空き家だけでなく、廃屋は全国の自治体で大きな社会問題となっておりますけれども、建物の所有者などが、適正な管理を行わず廃屋化し、良好な景観の阻害や、生活環境への影響、安全な生活への阻害などの悪影響を及ぼしかねない状況にあっても、個人の権利への制約が、なかなかできない状況にあります。

しかし、市内における空き家の増加への対応は、防犯、防災の面だけでなく、良好な地域のコミュニティーの維持や、地域の活性化という点からも、さらに放置された空き家が、危険家屋となる観点からも、行政の大きな課題であります。

今後は、個人の資産であること。資産の関係者から理解が得られるかなど、難しい部分がありますが、相談窓口の一本化と、条例の制定については、防犯と防災等も含め、厳しい対応になるかとは思いますが、条例の制定について、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今の答弁で、厳しい対応もしていくというふうに言われましたけれども、どのような対応があるんですか、お聞き

いたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、条例化されている他の市町村あります。村はちょっとわかりませんが、あるわけですから。

このような事例の中でも、非常に行政が危険家屋を撤去するだとか、そういう個人の所有物に対しての行政が、強制執行する、代執行する、そういうものが含まれている場合もあります。

そういうことも検討しながら、よりよい、そういう形の条例化を目指して、検討していきたい、こういうことでございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変よくわかりました。

最後になります。介護ボランティアポイント制度についてでございます。これ、私、2回目の、同じ内容で質問になりますけれども。

この介護保険制度の開始以降、保険料の税金から支払われる介護給付費が、年々、伸び続けております。これに伴い、個人の保険料も上昇の一途で、全国平均で、ことしは大体5,000円になって、迫っております。

本市においては、基準保険料が、第4期では4,980円、第5期では4,990円と、10円しか上がらなかったものの、全国平均ということになっております。

介護給付費への抑制への予防重視の政策が、各地で、全国で取り組まれておまして、着実に広がっているのが、介護ボランティア制度であります。

これ、ボランティアをするとポイントがたまり、換金もできるという制度で、当初は、高齢者の介護予防とともに、ポイントを介護保険料の一部に充ててもらおうのがねらいでありましたけれども、最近では、ボランティアの対象者を6

5歳以上から18歳以上へと広げるなど、世代間の支え合いを取り上げている、新たなそういう取り組みも行っている地域も発生してまいりました。

昨年度末では、50を超える自治体の実施をしております。高齢社会の中で、貢献活動を行い、健康で長寿を、さらに伸ばしていく取り組みへの関心というのは、非常に高くなっているように思います。

本県でも、南国市がこの第5期の取り組みとして、計画を始めているようでありますが、愛媛県の久万高原町や、徳島の鳴門市、香川県小豆島町なども、前回紹介しましたが、行っているようであります。

本市においても、全国に広がりつつある介護ボランティア制度を導入すべきと考えます。

また、前回の答弁では、実施自治体等を参考に、勉強していきたいということでしたが、どのような状況であったのか、また今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

野々下議員には、具体的な提案を、いつもしていただきましてありがとうございます。

介護支援ボランティア制度の導入について、状況はどのようになっているのかという質問でございます。

介護支援ボランティア制度は、65歳以上の高齢者が、介護支援のボランティアを行った際に、換金できるポイントをもらえるという制度で、介護予防のための地域支援事業の一環として、スタートをしております。

昨年度、第5期介護保険事業計画を検討する中で、地域包括ケアを当市で推進するに当たり、地域での高齢者の生活支援を、介護保険制度で実施するのか、それとも福祉施策で実施するのかを検討してまいりました。

結果として、当市では、ともに支え合いながら、生き生き暮らす高知県型福祉の実現を目指し、あったかふれあいセンター等の整備を、今後とも積極的に推進していくことといたしました。

あったかふれあいセンターの運営につきましては、本年4月1日より、社会福祉協議会へ委託し、実施しておりますが、このあったかふれあいセンターの活動の中で、昨年9月議会で、議員からも紹介のありました東京都稲城市の介護支援ボランティア制度を参考にして、元気応援ボランティアポイント制度を取り組むこととしております。

予算的には、赤い羽根共同募金配当金の活用を予定しております。

この制度は、あったかふれあいセンター内でのボランティア活動や、地域におけるごみ出しや、安否確認の声かけなど、生活支援ボランティアをすることで、ポイントは付与され、年間50ポイント、金額にして5,000円を上限とし、換金されるものとなっております。

介護保険による地域支援事業で実施すると、介護予防に特化したものとなりますが、この制度では、生活支援が必要な、幅広い会員の方々に対応できるものとなっておりますので、第5期介護保険事業計画期間中は、この元気応援ボランティアポイント制度の活用状況を見守ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） いろいろと詳しく御答弁いただきました、ありがとうございました。

第5期の介護保険については、あったかふれあいセンターを中心に、その取り組みをして、その事業を見守っていくという答弁でありましたが、介護給付費の上昇というのは、待ったなしで上昇しております。スピードある対応をお

願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

-----・-----・-----

午前11時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） こんにちは。5番、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに住宅手当緊急特別措置事業について、お伺いをいたしたいと思います。

この住宅手当緊急特別措置事業は、離職している方で、就労の能力及び意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失のおそれのある方に対して、住宅手当を支給し、この方々の住宅及び就労機会の確保に向けた支援事業であります。

支給額については、居住地が宿毛市の場合、単身世帯で月額2万6,000円以内、複数世帯ですと、月額3万4,000円以内となります。

支給期間については、6カ月以内で、一定の条件により最大9カ月まで受給可能であります。

本市における活用状況について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在、本市において、この住宅手当緊急特別措置事業を活用している世帯数についての質問であります。

まず、この住宅手当緊急特別措置事業については、離職により、就労能力や就労意欲があるにもかかわらず、住宅を喪失した方や、喪失の

おそれのある方に対して、住宅手当を支給することにより、住宅の確保と就労支援を目的として、実施している事業となっております。

国が第二のセーフティーネットとして位置づけ、失業等をした方が、直ちに生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつけられるよう、支援していく制度となっております。

事業につきましては、平成21年度から国の100%補助により実施されており、本市におきましても、同年度より宿毛市住宅手当緊急特別措置事業に係る実施要綱を制定し、離職者の支援へ向けて、取り組んでいるところであります。

手当の額につきましては、厚生労働大臣が定める生活保護基準の住宅扶助の特別基準額に準拠した額となっており、先ほども申されました単身者では、月額2万6,000円、複数世帯では3万4,000円を上限として、原則6カ月間支給するものであります。

御質問の世帯数につきましては、平成21年度に3件、22年度7件、23年度には6件の支給を決定しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

先ほど、市長より説明がありましたこの事業、平成21年10月に創設された事業であります。

創設されて、ことし、平成24年6月でございますので、約2年8カ月の間、平成21年から23年、現在で16件の申請があったということでございますが、この数、多いのか少ないのかと尋ねられたときに、ちょっと少ないのではないかという気持ちですが、私自身ありますので、このよい事業を幅広く知っていただくための方法として、何か周知徹底する方法があれば、市長のほうにお伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この制度の周知方法についての質問でありまして、担当課が福祉事務所となっているところから、生活相談に来所された方に対して、職員が直接説明したり、市の社会福祉協議会や、四万十市のハローワークにおきましても、相談者への説明や、パンフレットを配布するなどして、制度の周知に努めております。

可能な限り、市民の皆さんに周知されるよう、努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今の市長の説明で、よくわかりましたので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、市長の政策と活動の中から質問をさせていただきます。

これは、宿毛市のホームページ上で、市長の政策と活動について、説明をさせていただいておる部分ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは、宿毛市防災会議について、お伺いをいたしたいと思います。

先ほど、野々下議員もお伺いしたところがありまして、再度、お伺いすることがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

平成24年4月10日に、市長の政策と活動の中で、宿毛市防災会議委員庁内メンバーによる会議で、作業部会を設置したと記載をされているが、宿毛市防災会議の活動状況について、まずはお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

3月末の新想定を受けてからの宿毛市防災会議の活動内容についてでございます。

まず、高知県による副市町村長会議での新想

定に係る説明の後、4月10日に防災会議委員の庁内メンバーで、2012新想定対策部会を立ち上げ、今後、国や県が公表する詳細な津波浸水予測をもとに、避難場所の見直しをすることや、和田に建設中の消防庁舎について、1分1秒を争う日常の救急や、消防業務などの観点から、現行の場所で建設を進めることなどを確認いたしました。

その後、高知県が最大地震の津波浸水予測を公表したことを受け、5月11日に2回目の部会を開き、浸水域が従来想定より広がったことなどを踏まえ、各課ごとに庁議等で課題と対策を検討しました。

これまでは、50メートルメッシュでの推計でありましたので、庁内メンバーによる部会での情報収集や、情報共有などに努めてまいりましたが、今後、予定されている10メートルメッシュでの詳細予測公表後には、宿毛市防災会議を開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、この作業部会は、宿毛市防災会議条例第5条に基づく部会であるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

第5条による部会でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 宿毛市防災会議条例第5条第1項によりますと、防災会議はその定めるところにより部会をおくことができる、と条例上うたわれていますが、そもそも防災会議は、今、市長の答弁によりますと、今後、開いていくということですが、その開いてはいないですよ、その点について、再度確認をしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

防災会議については、従来より、会長及び委員をもって組織されており、組織された時点で、設置されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 設置はされているということですが、条例を見てみますと、基本的に、防災会議はまだ、今現在、作業部会については開いていますけれども、宿毛市防災会議全体会議については、多分、開いてないと思いますけれども、条例上、正しい、僕自身の解釈で言いますと、作業部会の設置の前に、この全体会も、防災会議を一度開いた上で、作業部会を設置するのが正しい方法ではなかったのかと思います。その点について、市長の所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） この件に関しましては、総務課長のほうからお答えをいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、岡崎議員の一般質問にお答えします。

5条の第2項で、部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名するということになっております。

先ほど、御質問のように、部会を第5条第1項のほうでおくことができることになっております。

その上で、部会が正常に組織されておるといふふうに理解しております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

先ほどの課長の説明、わかる部分もあるんですけども、防災会議自体の委員の構成という

のは、この3条の第5項にずらっと連なられて
ます委員がそうだと思うんですけども、これ
イコール部会の、5条第2項にかかわる部会の
委員と考えてもよろしいでしょうか。その点、
お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 再質問にお答えし
ます。

御質問のとおりだというふうに理解しており
ます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ここで再質問をいろい
ろしても、ちょっと堂々めぐりのような感じが
しますし、私の条文の読み取り不足かも知れま
せんけれども。

私が思ったのは、基本的に、宿毛市防災会議
という大きな会議があって、その下部組織とい
うたらおかしいですけども、その下に作業部
会があるものだと、条例上、認識をしております。

その点において、防災会議自体が、まだ一度
も開催されていない中で、作業部会を設置する
のは、先ほど、5条2項で言ったとおりなんで
すけれども、ちょっとおかしいのではないかと
思います。

確かに、詳細な、10メートルメッシュです
か、そういう詳細な情報をすべてあげた上で、
防災会議を開くというのは、執行部の思いかも
しれませんけれども、やっぱり一度、この防災
会議条例というのがあるんですから、一度、会
議を開いた上で、その中でいろいろ検討してい
ただいた上で、作業部会を設置すべきではなか
ったのかなど、そのように私自身は考えており
ますが、その点、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 防災会議につきまして

は、非常に幅広い、市民の皆さんに委員となっ
ていただいております。

ですから、十分に情報を得た段階で、防災会
議を開いていきたいというふうに考えておりま
して、このような、今回は非常に想定外という
形の中での、こういう事態になっておりますの
で、緊急な形で、こういう部会を設置させてい
ただいたということで、どうかその辺は御理解
をいただきたいと思いますが、よろしくお願
いいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

なかなか理解は得れないんですね。できれ
ば、そういうふうな条例がある以上は、そのよ
うな条例に基づいて、事務処理をしていただく
べきではないか、そのように思っておりますの
で、この点については、申し送りだけ、この件
については再質問はいたしません。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

宿毛市名誉相談役について、お伺いをいたし
ます。

平成24年4月22日、市長の政策と活動の
中で、株式会社小松製作所の萩原特別顧問を、
宿毛市名誉相談役に委嘱をしたと掲載されてい
ます。

また、6月の広報紙の中でも、この記事は掲
載をされているわけですが、この宿毛市名誉相
談役の役割について、お伺いをいたしたいと思
います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市名誉相談役の役割について、御質問を
いただきました。

宿毛市名誉相談役につきましては、本年4月
に株式会社小松製作所の特別顧問であります萩
原敏孝氏に御就任をいただいたところでござい
ます。

私が申し上げるまでもなく、株式会社小松製作所は、建設機械や産業機械のメーカーで、いまや世界的な企業として発展しておりますが、創業者は、本市出身の竹内明太郎であり、宿毛市と大変御縁のある企業でございます。

萩原特別顧問におかれましては、このような企業の経営にも、長年にわたり携わられ、同社の発展に寄与されたことはもとより、産業界、経済界など、幅広い分野で御活躍をされている方でございます。

また、本市が毎年開催しております、小野梓と宿毛の偉人を検証するための事業である梓立祭も、たびたび御出席いただくなど、本市発展のため、豊富な知識や経験を生かし、さまざまな御助言をいただいたと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

今、名誉相談役の役割については、るる説明がありましたので、承知をいたしました。

この宿毛市名誉相談役ですけれども、宿毛市名誉市民との違いは何なのか、その点お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市名誉市民との違いについての御質問でございますが、宿毛市名誉市民につきましては、現在、元早稲田大学総長で、現日本高校野球連盟会長であります奥島孝康先生、本市出身で文化功労者であります奥谷 博画伯、本市出身で元日本弁護士連合会副会長の岡村 勲弁護士の3名に、名誉市民の称号をお贈りさせていただいております。

名誉市民につきましては、宿毛市民もしくは宿毛市に縁故の深い者であって、広く社会、文化、産業の交流等に卓絶した功績があった者に対して、宿毛市名誉市民の称号を贈り、その功

績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的としたものであります。

一方、名誉相談員につきましては、先ほども申し上げましたが、本市の発展のために、豊富な知識や経験を生かして、大所高所から御助言等をいただくことを目的に委嘱したものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 名誉市民と名誉相談役の違いのほうは、詳細に説明をいただきましたので、よくわかったところではございますが、次に、宿毛大使というのが、宿毛市にはあると思うんですけども、との違いは何なのか、その点、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

続いて、名誉相談員と宿毛大使との違いについての御質問でございます。

宿毛大使につきましては、現在、歌手の中尾ミエさん、本市出身で世界的なソプラニスタであります岡本知高さん、大相撲の豊ノ島関さんを初めとして、23名の方々に委嘱させていただいております。

宿毛大使の役割といたしましては、本市の豊かな歴史と芸術、文化等を広く宣伝するなど、元気都市 宿毛づくりを積極的に推進するため、本市の文化、芸術、イベント等の普及や広報活動、本市のイメージアップ及び観光の振興、本市の特産品の消費拡大に関することなどとなっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

宿毛大使についての違いは、今、説明を受けましたのでよくわかりました。

宿毛市名誉市民は、条例で、宿毛大使につい

ては、設置要綱で、目的であるとか、役割が具体的に明記をされているわけですが、今後、宿毛市名誉相談役について、何か条例とか要綱をつくっていくつもりはあるのかどうか、市長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの私の答弁の中で、名誉相談役であるのに、名誉相談員と申したことに対して、訂正をさせていただきます。

名誉相談役について、条例や要綱で位置づけるのかとの質問でございますが、先ほども申し上げましたように、市政に対して、大所高所から助言等をいただきたいと考え、委嘱したものでございますので、条例や要綱等を制定することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、宿毛市名誉相談役は、いつ、どのような方法で決定されたのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

いつ、どのような方法で決定したのかとの質問でございます。

本年4月に、東京の小松製作所本社を訪問し、萩原特別顧問を初め、坂根取締役会長、野路代表取締役社長とお会いする機会がございました。

萩原特別顧問につきましては、これまでも再三、本市を訪問していただき、いろいろと御尽力をいただいておりますので、今後も引き続き、本市発展のためにお力を借りたいという思いから、執行部で検討した結果、名誉相談役に委嘱させていただくことを決定し、訪問時に直接、私のほうから御依頼を申し上げ、お引き受けいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今の説明でよくわかりましたが、4月に訪問したときに、執行部と相談をして、この宿毛市名誉相談役を決定されたということで、今現在、条例、要綱等、今後もつくるつもりはないので、これは市長の一任で、このような宿毛市名誉相談役というのが委嘱できるわけですから、特にその件については、了承をいたしましたし、今回、宿毛市名誉相談役とは何であるのかというのが、私自身、疑問でありましたので、この一般質問をさせていただきました。

特に、萩原特別顧問が適さないとか、そういうことで一般質問をしたわけではございません。

それでは、次に、例えば今後、宿毛市名誉顧問とか、新たな名称を考えて、次々に宿毛市のためになるような人を登用していくつもりはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

名誉相談役以外に、宿毛市名誉顧問の委嘱等は、考えていないかとの質問ですけれども、将来的には、検討する場合が生ずるかもしれませんが、現在では、新たな役割を担う宿毛市名誉顧問等の委嘱をお願いすることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問はいたしません。が、今後、いろいろな方法を考えた上で、このような宿毛市名誉顧問であるとか、そういうことも含めた上で考えていくということで、答えをいただいたようですけれども、できれば、このような役職名称は、余りつくるべきではないのかなど、私個人思っております。

その点、いろいろと執行部のほうで精査されて、決定をしていただきたい、そのように思っ

ております。

また、市長におかれましては、市政発展のために、今後とも頑張ってくださいように、よろしく願いをいたしまして、私のほうからの一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午前11時36分 延会

平成24年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成24年6月20日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第11号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第11号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

2番 山上庄一君	3番 山戸寛君
4番 今城誠司君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

1番 高倉真弓君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈淳司君

議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君

副市長 安澤伸一君

企画課長 出口君男君

総務課長 山下哲郎君

市民課長 河原敏郎君

税務課長 佐藤恵介君

会計管理者兼 会計課長	弘 瀬 徳 宏 君
保健介護課長	村 中 純 君
環境課長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建設課長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水道課長	川 島 義 之 君
教育長	岡 松 泰 君
教育委員会 委員長	松 田 典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学校給食 センター所長	野 口 節 子 君
千寿園長	杉 本 裕 二 郎 君
農業委員会 事務局長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会事務局長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

きのうは、台風4号が接近をするということで、昼からの議会が中止になりまして、私の質問がきょうになってしまいました。内容は変わりませんので、よろしく願いをいたします。

まず、第1点目として、副市長、教育長の報酬について、お聞きをいたします。

3月の議会の質疑において、私がお聞きをしたわけですが、副市長は、十分に協議をする必要があるので、即答を避けたいという答弁をしております。教育長につきましては、質疑という形で、個人的な見解とか、意見について述べることは差し控えたいということで、お返事ももらえませんでした。

3カ月が経過をしたわけですが、この間に、市長として、多分、お話をしたこともあると思いますが、副市長、教育長の報酬について、今後どうしていくのかについて、市長にお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

市長として、副市長、教育長の給与について、今後どのように、どうしていくかというこの質問でございます。どのように考えているかの質問でございますが、議会において、私の給与が、提案とは異なる形で決定されております。このような形では、当初、考えていた副市長と教育長の給与と大きく減少することから、私は、

副市長や教育長の給与を減額することについては、今は全く考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

市長としては、副市長、教育長の給与については、減額するつもりはないというお返事でございます。

ということは、副市長、教育長と、この件について、お話をしたということがあるかないかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

正式の形の場合、正式のと申しますか、そういう形でのお話し合いをしたことはございません。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） お話をしたことがないということでございますので、それでは副市長にお聞きをいたしますが、十分に協議をする必要があるということで即答を避けたわけですが、この3カ月近く、副市長は協議を、市長とはなさっていないということですので、どなたかと協議をしたというふうに思われますが、副市長の御答弁をお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 副市長。

○副市長（安澤伸一君） 副市長、11番、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

給与についての問題でございますが、この問題につきましては、3月議会におきまして、質疑がございまして、その後、市長から、話し合いと申しますか、市長から話を、直接、私にありまして、減額するつもりはないと、先ほど市長が言ったような内容の話は、私、直接受けました。

私といたしましても、市長の考えに一任をしたいというふうに思っておりますので、私は、

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番。市長からは、現状の報酬でやってほしいという話があったということのように受けとめます。

私は、市長給与も、副市長も教育長も、選挙の道具で報酬を、給料を下げるとか、何割下げますということじゃなくて、本来は、報酬等審議会にしっかりと諮った形で、決められた給与の中で、できるいっぱい仕事をすると。それ以上の仕事をすることが、市長、副市長、教育長に求められる職務であって、生活のために、給与をもらっているのじゃないという意識でやってほしいということで、これ以上、この質問についての答弁を求めるつもりはございません。

続きまして、ごみ袋の取り扱い手数料についての御質問をさせていただきます。

ごみ袋の取り扱い手数料については、販売店等の方から、なぜ手数料の一部を地区長というか、その地区に渡さなければいけないのかというような御質問がありました。

それと、地区長の承諾が、なぜ必要なのかということについても、疑問に感じるということで、私なりに調べてもおりますが、ごみ袋、これは市長が指定する袋及びごみ処理券ということになるんですが、これは、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の15条によって、収集運搬及び処理について、指定袋等の手数料をもって徴収すると規定されております。

これは当然、市長も御存じとは思いますが、この指定ごみ袋の販売手数料の支払いについて、現状はどのようになっているのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の質問にお答えをいたします。

指定ごみ袋等の販売については、ごみを排出

される住民の皆様は、ごみ処理に係る手数料を負担していただくことで、ごみを排出することへのコスト意識を持っていただき、ごみに対する関心を高め、ごみの減量、分別によるリサイクル等を促進することを目的として、有料化をいたしております。

そして、この指定ごみ袋等の販売は、市民サービス向上を目的として、販売窓口を多く設けるために、地区長や、市内店舗等と業務契約をし、販売を依頼をいたしております。

この契約方法は、まず、1として地区長と市が契約する。2として、地区長と市が契約し、地区長から販売店等へ販売依頼する形。そして、3つ目として、地区長の承諾を受け、販売店等と市が直接契約する、三つの方法をとっております。

次に、販売業務に係る手数料については、その都度、一たん、地区長、販売店等に指定ごみ袋を購入をしていただき、その購入実績に応じて契約者に対して、1年間分を一括でお支払いをいたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

契約については、三つの方法があるということで、直接、地区長と契約。地区長と市が契約して、地区長がその販売店と契約をする。販売店、地区長の承諾を得て、販売店と市が契約を結ぶということで、3種類あるわけですが。

この三つの契約の中で、それぞれの契約状況がどのようになっているのか。どのパターンがどのくらいの割合になっているのかについて、まずお示しをお願いしたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたしますが、詳細な内容、数字的なものも入っておりますの

で、環境課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございます。環境課長、11番、寺田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、市長が答弁いたしました中の3契約についての方法、そしてまた、契約条項はどのようになっているか、パターン、そして割合がわかれば教えていただきたいという御質問でございますが。

まず、1点目の地区長と市が契約ということでございますが、今、全体で、23年度で御報告させていただきます。

23年度では、91カ所取扱店がございます。その中で、73件で市と契約しております。

その73件のうち、初めに申しあげました地区長と市が、直接、契約しておるものが24件。そして、3番目の地区長の承諾を受け、販売店等と市が直接契約しておるのは、49件、そして、2番目の地区長と市が契約して、地区長から販売店等へ販売依頼をしておるものが、7地区ございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

2番目の地区長と契約して、7地区の地区長と契約した形で、販売店が販売をしているというところについてですが、この7地区の地区、またどのような店舗があるのか。店舗数はどれぐらいあるのかについて、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、11番、寺田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、7地区あると、私、答弁いたしました。その中で、地区と、わかれば店舗数ということでございますので、地区を申

しますと、7地区は土居下、そして真丁、長田町、そして貝塚、沖新田、西町、高砂の7地区でございます。

また、その店舗数は幾らかという御質問でございますが、合わせまして18店舗で販売していただいております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

多分、ここがかなり多くのところを占めているというふうにも感じるわけですが、販売手数料を、先ほど、市長の答弁で、1年間分を一括で支払うというふうに答弁をいただきました。

宿毛市で、現在で1年間に支払われる販売手数料がどれぐらいになるのか。また、今、環境課長のほうから御説明をいただきました、地区長を通して販売を依頼しているところへ、どれぐらいの割合でいつているのか、また、その金額等について、わかればお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、11番、寺田議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容は、先ほど言いました、一括して払うということの中で、その全体の販売手数料は幾らかと、そしてまた、地区長から販売依頼分の金額はどのくらいになっておるか、わかる範囲でええということでございますので、23年度の全体の手数料といたしましては、320万3,000円余りを、手数料として出しております。

そのうち、地区長さんから販売依頼の金額として出しておる分が、220万7,000円程度でございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

ただいま説明をしていただいたのは、私が聞いた、販売店の方に聞きますと、ごみ袋を販売するに当たって、地区長からの承諾印が要るということで、承諾を当該地区の地区長さんに、承諾書の捺印をお願いに行かなければいけないと。年に1回。

その中で、販売手数料の一部と思うんですが、それを地区長さんというか、その地区に納めなければならない。年に1度、承諾印をもらいに行くのに、1年間の取り扱いの手数料の一部、それも多分、私の聞くところによると、半々ぐらいというふうにも聞いたんですが、を納めなければならないというふうなお話を聞いたのが、今回、質問の発端になるわけですが。

販売店は、環境課にそのごみ袋を取りに行つて、陳列をして、レジを打つて、販売して、1年間それで、何万とか何十万になると思うんですが、売つて、その手数料は、地区長さんに一度、入金されて、その一部が手数料として販売店に来るといふような流れになっているようなんですが、こういうやり方がいいんでしょうかねというのが、質問だったわけですよ、僕に対するね。

それが、ほかの、宿毛市もこの可燃ごみについては、幡多広域で実施をしているわけですが、幡多広域でも、ほかの市町村も同じように、ごみを収集しているわけですが、宿毛市と同じような状態をとっているのか。また、地区長というか、地区の承諾、地区長の承諾印が要る形で、販売をしているのかについて、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

ごみ袋の取り扱い手数料の問題につきましては、私も市民の方からお話をいただいております、既に担当課へ、実態調査を指示し、また改善に向けて検討しているところでございます。

ごみ袋を有料化した当時の考え方として、購入者も販売店等も少なく、各地区で地区長に販売をしていただき、その販売手数料も各地区で活用していただいたものと思われま。

そのため、一定、地区長を通じての販売契約になってきたものだと考えております。

また、他の市町村の状況ですけれども、幡多広域管内では、指定ごみ袋売りさばき業務について、市町村から販売店へ業務委託し、その販売実績に応じて、一定、手数料を支払っておりますので、基本的に宿毛市と同様の取り扱いとなっております。

ただし、販売者である地区長や、販売店等と直接契約をしており、所在する地区等の承諾は、特に必要としていないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

そうなんですよね。このごみ収集が始まった当時、ごみの収集への理解を求めため、また遠隔地でごみ袋をなかなか手に入らないところについては、地区長さん初め、役員の方々をお願いをし、ごみ袋の普及に努めてもらうということが、このごみ袋の地区長さんへのところの、大きな目的やったというふうに思うんですよ。

その上で、今日でもやはり、各地区、街中だけではありませんので、そういうところについては、地区長さん、また婦人会の方、そういうような組織の方をお願いをして、販売してもらうということは、今でも必要やと思います。

ただ、宿毛市内の量販店で買い物をするのは、市内全域の方なんですよね。例えば、一つのスーパーで買い物に来るのは、平田の方もあれば山田の方もあれば、小筑紫の方面の方もあると。全域から買いに来ると。その人たちの買い物の途中で、買い物かごに入れたごみ袋が、すべて

その地区の地区長さん方、地区の会計の中に、手数料として入っていくというのは、非常に不平等だとか、公平性がないというふうに、私は思うんですよ。

そこらあたりが、やはりもうこの交通の便も、当時からいえば、かなりよくなったし、いろいろなところから、いろいろな人が買い物に来る。特に、今、地区地区のお店がなくなって、多くの方が宿毛市内に買い物に来るといふ現状を見ると、やはりここで指定ごみ袋の販売方法、またこの承諾印を必要とするかしないかということについて、早急に改善をすべきではないかというふうに思いますが、もう一度、その部分について、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

寺田議員御指摘のとおりでございます。時勢の変化に伴い、各地区でごみ袋を購入し、その手数料を地域で活用していこうという考え方は違い、現在では、大型店舗等の出店もあり、一概に地区で購入していないのが実情でございます。

今後の指定ごみ袋の販売のあり方について、見直しを地区長連合会等とも協議をし、意見を参考にしながら、早期に検討してまいりたい、このように考えております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 早期に検討していくということですので、ぜひお願いをしたい。また、この問題については、私が執行部に提言をさせていただいたのは、3月議会前であって、地区長会の総会がある前でした。

できれば、今年度から改善できるような方法をお願いをしたいということも言わせていただいたんですが、なかなかすんなりとはいなかなか

ったようで、できれば年度内にも進めていただければというふうに思いますが、早急な改善をお願いして、このごみ袋に対する質問は終わりたいというふうに思います。

続きまして、庁内の組織の充実について、御質問をいたします。

先日、山戸議員が、多少質問、先々日になりますか、月曜日に山戸議員が、多少質問したというふうにも思うんですが、市長は、選挙公約の中で、産業振興課の充実ということを掲げておりました。

人数的には、僕も持っているんですが、この現在の職員数、特に農林水産業の関連する職員がどれだけいるのかについて、まず市長にお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の質問にお答えをいたします。

産業振興課は、今春の定期異動に伴い、農林振興係へ係員を1名増員をいたしました。

また、臨時職員として、育児休業取得中の職員の代替職員として1名、営農指導を目的とした事業の推進のために、営農指導員の1名と合わせて、2名の臨時職員を雇用しており、正規職員8名と臨時職員を合わせて10名体制となっております。

また、農林水産にかかわる業務として、それぞれ農林業については、農林振興係として5名、水産係については、水産振興係として2名の配置となっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

ただいま市長の答弁の中から、水産係が2名、農林係で5名というふうに答弁をいただきました。人数だけ聞けば、十分いるじゃないかというふうにも、ちょっと感じたわけですが、実際

に担当課に行ってみると、そんなにかかわっているように見えない。課長、課長補佐を含めて、今の5名ということになるんじゃないかというふうに思うんですが。

まず、月曜日の山戸議員の質問の中で、どういふ事業をやっているという質問もあったというふうに思います。多くが有害鳥獣の駆除であったりということで、実際、後ろで聞いていて、そんなもんしかやってなかったのかなというのが、率直な感想でした。

それがあって、市長は産業振興には力を入れるぞということを公約に掲げてきたというふうに思うんですが、いまだに一人、県の方を出向で雇っているというのは、認識しているんですが、スペシャリストの養成であったり、スペシャリストを雇い入れるということをしていないというふうに感じるのですが、市長は、この市長選に当選してから半年余り、どのようなアクションを起こして、職員の充実に努めてきたのかについて、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

選挙における公約の中で、特にこの振興課については、充実した体制をとるということを、私のほうからもお約束させていただきました。

そのような点から見まして、全体として、まず私が人事異動していただく職員の数というのは、絶対的な数字がございまして、多く異動させるということは、23年度に対応する人事異動としてはできない、限界があったという中での配置でございまして、まず、振興課の中に、補佐を1名、増員をさせていただきます、いわゆる産業祭を全体として取りまとめしていく計画を推進していく、そういう係として、補佐にそういう職務をお願いをいたしますとか、そういう形の中での準備をして、この間の答弁の中でも、現在の取り組み状況等については、

説明をさせていただきました。

そして、もう一つは、非常に、先ほど寺田議員が言われましたように、林業部門に関しても、寺田議員の言われるスペシャリストもおられないという形の中で、何とか県や、あるいはそういう部門の退職された方々、OBとして、雇用して、臨時という形で配置をしていきたいということで、交渉してまいりました。

人にも当たってまいりました。また、現在も、声もかけているわけですが、まだそういう形の中で、私どもはそういう形の採用をするというところには至っていない。それが、現在の振興課における、そのような組織の内容になっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

なかなか雇えないというような話をされております。非常に難しいんだろうというふうに感じますが、これも、一つは職員を、ここ数年、ずっと減員してきたと、市として、ここにも大きな原因があるんじゃないかというふうに思います。

今まで言ってきました、産業振興課の人為的な配置だけにとどまらず、庁内全体を見回しても、一人が、ほかの課でもですが、一人が一つの仕事を受け持っているという課が、結構あるようにも思います。

例えば、その担当の職員が病気とか等で休んだときに、隣の職員が対応し切れないということが、多々あるんじゃないかというふうに思います。特に窓口業務のある1階については、やはり庁内全体で、また課全体で、いろいろな仕事を認識し合う、勉強し合うという行動が必要なんではないかというふうに思います。この点について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、先ほど、各部署における、職員が非常に少なくなっているんじゃないかという中で、前提として、現在、今春の定期異動における、異動後における職員が、一人の係の数については、10以下の、20係となっております。これは数字的なものなんですけれども。

宿毛市行政改革大綱集中改革プランに基づく退職者不補充により、平成17年から現在まで、職員数は51名減少しております。

しかしながら、行政の事務は、新規の事業や制度の見直し等により、事業が複雑化、多様化しており、今まで以上に、職員一人ひとりの仕事量が非常に多くなっています。

その改善策として、日々の業務の改善や、改善の意識を持つ中で、効率よく仕事を進めることが、職場環境やチームワークが向上し、さらには市民サービスの向上につながると考えております。

職場内での情報の共有など、改めてコミュニケーションの必要性、重要性を再認識した上で、職員や職場のニーズ等を把握しながら、時代の変化に即応した研修制度の活用や、長年培ってきた知識を、経験を職場内において共有し、次世代に継承できるよう、人材育成に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ぜひ、そういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。

私は、時々子供の送り迎えをする関係で、朝早く、庁舎に来ることがあるわけですが、8時半の事業開始というふうに認識をしているわけですが、直前になって、走りこんでいる職員が、かなりおるんじゃないか。時としては、それは、いろんな交通渋滞であったりとか、いろいろな理由があって、おくれる方もおるとは思うんで

すが、やはり、業務というのは、8時半業務開始であれば、8時半には、自分の仕事のポジションについて、いつでも対応できる形をとるのが仕事ではないかというふうに思いますし、それを指導するのが、ここにお座りの職員の代表たる管理職の仕事ではないかというふうに思います。

その点で、沖本市長が先頭に立って、ぜひ、職員の資質向上に努めていただきたいというふうに思います。

ということを申し添えて、次の質問に移ります。

公共施設へのAEDの設置についてということで、御質問をいたします。

これは、先月、平田の工業団地内にあるテニスコートにおいて、練習中であった高校生が亡くなるという、悲しい事故がありました。亡くなられた生徒の御冥福をお祈りするとともに、二度とこのような事故が起こらないように願うものであります。

この事故の際に、もしAEDがその場にあれば、助かったのではないかと。助かる命だったのではないかというような声も聞かれたそうです。

そこで、お聞きをいたしますが、現在、体育施設、小学校、中学校であったり、屋内の体育施設、事務所のあるところについては、AEDを配置をしているというふうに思っているわけですが、公共施設の中で、AEDをどのような状況で配置しているのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

公共施設へのAEDの設置についてでございます。

市の施設においては、全小中学校に14器、全保育園及び子育て支援センターに10器、沖の島保育園は、沖の島小学校に併設のため、学

校分で対応しております。

運動施設に7器、役所本庁舎1器、及び西庁舎1器、定期船1器、沖の島へき地診療所1器、そして鶴来島連絡所、並びに宿毛消防署1器ずつで、計37器を設置していますが、未設置の屋外運動施設として、東部運動場、高砂グラウンド、平田公園の3施設がございます。

高砂グラウンドは、隣接している社会福祉センターに設置していますが、東部運動場と平田公園は、設置が屋外になってしまい、議員も御指摘の自動販売機に併設する形での設置も困難であると、メーカーから御指摘をいただいております。

そのため、設置が困難な場合は、議員御指摘のとおり、近隣の設置場所がわかる地図を未設置施設に掲示し、設置場所を周知できるような方法等も検討し、AEDができるだけ活用できるような対応をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番。質問してないことまで御答弁をいただきましたので、どうしようかと悩んでおりますが。

市長言われるように、飲料メーカーがすぐ隣にありますので、そこに、入り口に自動販売機がございます。そこに設置をしていただければ、一番いいというふうに、私自身は思っております。

それが、なかなか難しいということであれば、やはりあの場所というのは、例えば災害時、特に今から起こるかもしれないという震災を考えると、住民の避難場所にもなってくるんじゃないかというふうに思うので、工業団地の工場長会等に御相談をして、土日というのが一番、あの施設の使う、利用者の多い日にちになりますので、いつでもあいている工場というのは、

なかなか見当たらないと思うんですが、工業団地の、できれば公園の、運動施設のすぐ近いところの工場等をお願いをして、設置をしてもらう。

または、設置の有無を掲示して、いつでもその利用者が飛び込んでいける、助けを求めにいけるという体制をとっていただくように、市としてお願いをしたらどうかというふうに思うんですが、これについて、市長の御答弁をお願いをしたいと思います。

先ほど、屋外の体育施設には、AEDの看板と、設置の看板等をしたいという答弁をいただきましたので、それはそういうことをしていただければ、安心感も増すんじゃないかというふうに思いますし、例えば、東部であれば東部支所、小筑紫であれば小筑紫支所に設置をするということをするれば、ますますそういう安心感は増すんじゃないか。

また、これは体育施設を利用する、スポーツをする人だけじゃなくて、観戦をする人であったり、一般の市民にも安心感を与えることになるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ管理をできる場所に設置をするということを、検討をお願いしたいと思います。

これについて、御答弁をいただきます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

先ほどは若干、失礼いたしました。

例えば、平田公園におきましては、近くの工業団地の企業の皆さんにお願いしてはというお話もございました。

その辺、こちらとしては、そのような方向を考えておりませんでしたけれども、議員指摘をいただきましたので、この一番近い、あるいはできるだけ近い企業の皆さんに、そのような形で対応できるかどうかも含めまして、お話を

させていただきたい、このように思います。

そして、東部と小筑紫の支所についての設置ですけれども、このことにつきましても、所管のほうとも相談をしながら、現在の配置状況等も考えた中で、判断をしていきたい、このように思っております。

よろしくお聞かせいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ぜひ、お願いをしたいというふうに思います。

多分、J Cだと思うんですが、AEDの市内の配置図の地図をつくって、配布をしているというふうにも思うんですが、できればそういう組織に頼らずとも、宿毛市がそういう設置場所についての地図をつくって、広報なりで、市民にお知らせをするということをするれば、すべての市民に、そういうことは伝わるんじゃないかというふうに思いますので、その対応についてお願いして、これ以上の質問はいたしません。

次に、教育長にお聞きをいたします。

教育行政方針で、教育委員会として重点目標の第1番目に、基礎学力の定着と学力向上についてということ掲げております。

これは、当然そうだと思うんですが、教育長は、現在の宿毛市の教育の現状を、どのように把握をしているのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。教育長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市の教育の現状を、どのように把握をしているかということのお尋ねがありました。

議員、学力の状況についての質問であったと思いますので、宿毛の学力につきましては、相対的な、客観性を担保することが必要であろうかと思っておりますので、今現在、行われております

小中学校の全国学力状況調査の状況をもとに、現状をもとに、お話を進めさせていただきたい、このように思います。

この件につきましては、3月議会で高倉議員、それから寺田議員御質問がありましたので、若干、重複をする箇所もあろうかと思っておりますけれども、その点は御容赦をお願いしたいと、こういうふうに思います。

小学校におきましては、国語、算数ともに平均、もしくは全国平均を少し下回る程度、そういう程度で推移をしております。

中学校におきましても、年々、改善が見られておりましたけれども、平成22年度におきましては、数学、国語ともに平均を下回りまして、特にその中におきましても、数学に課題が見られました。

23年度につきましては、議員も御承知のように、東日本の大きな震災がありましたので、全国的な比較はできておりません。全国のいろんな地区で、実施をされてないところがありましたので、全国の比較はできておりませんけれども、22年度に引き続きまして、小学校、中学校ともに算数、数学に課題があるという認識を持っております。

このような結果におきまして、教育委員会といたしましても、進路選択の幅を狭めてはならないという思いがありまして、大きな重点目標として、掲げさせていただいております。

また、平成24年度につきましては、4月に実施をしておりますけれども、このことにつきましては、全国テストの調査結果が出ておりませんので、詳細な分析が出ておりません。

ですけれども、各学校におきまして、模範解答をもとに、独自で採点をいたしております。

採点の、配点の基準が明らかにされておられません。どの箇所にもどのような点をおくかということがわかっておりませんので、25分の3で

あるとか、10であるとか、そういうふうな採点をしております。

学校からの情報提供であるとか、聞き取りによりますと、平成23年度の解答率をかなり上回っていると、こういう状況であると把握をいたしております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 独自調査によれば、上回っているというふうに、予備調査という形になると思うんですが、ということで、現状把握しているようですが、保護者にとっては、やはり子供の進路というか、高校受験に向けての取り組みで、一番心配するのが、子供の学力であるというふうに思うんですよね。

それで、よく言われるのが、宿毛の学力が非常に、高知県内でも低いんじゃないかといわれよると。その中でも、宿毛市が一番下がっているよということを、周りから言われるので、心配しているんですよね。

その現状を、やはり把握した中で、教育委員会と学校、また学校と保護者が連携をとる中で、学力の向上に向けては、しなければできない作業であるというふうに思うんですよ。

この教育委員会として、ことし新たに、この学力向上と定着に向けて、このような新しい事業なり施策をやるのだというのがあれば、教育長にここでお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

宿毛独自の、宿毛の自主流通米の教育について、お尋ねがありました。

いろいろな取り組みについて、細かいところはありますけれども、今年度、宿毛の教育委員会として、こういうことを施策として取り入れ

たということがあれば、話をせよということでもありますので。

先ほど、議員御指摘のように、宿毛の小中学校の学力の現状を見ますと、決して高いものではありませんので、一番低いだとか、そういうようなことはありませんけれども、全国的に見て、県下よりも、具体的な話をさせていただきますけれども、2ポイントなり3ポイントぐらい低い。それは、ちょっと話をさせますと、62点がうちであれば、64点とか5点が県のどなたか、そういうことでありますので、県の平均を超えて、全国レベルに上げると。

全国は、それよりもまた3ポイント、4ポイント上でございますから、それに向けて、取り組みをしていかななくてはならない。

そのために、教職員の資質を向上を図ると。これはもう、とても大事なことで、わかる、楽しい授業をするということでもありますけれども、そのほかに、教職員の別の支援が必要ではないか、こういうふうに考えておまして、22年度から配置をしておりました小学校の学習支援員を、24年度からは市長部局にもお願いをいたしまして、宿毛の現状を話す中で、2名から3名に増員をいたしました。

そして、23年度までは、配置をしておりませんでした中学校に、新たに5名の学習支援員を配置をいたしまして、子供の学力に応じた、きめ細かな指導を、確実に充実させていきたいと、こういうふうに考えておまして、その中学校に配置をしております学習支援員につきましては、先ほど申しましたように、本市の課題であります理数系の教科に対する支援をしていきたいと、こういうふうな取り組みを進めております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

支援員を配置して、学力向上にということで、これは非常にいいことだというふうに思います。

ただ、教育の場というのは、やはり継続。小学校であれば6年間、中学校であれば3年間の継続した形で、9年間で学習をしていく、またレベルアップをしていくというところであるというふうに思うんですが、それについては、やはり先ほど申しましたが、学校と保護者連携をとる中で、やっぱり進めていかなければいけないところが多くあるというふうに思うんですよ。

その点でいえば、ここ数年間、宿毛市内の小中学校の人事異動の実態を見ると、校長、教頭が一度にかわる。もしくは、教職員の全体が10人ちょっとぐらいの学校で、約7割近くの先生が、一度にかわる。

例えば、それ以外にも、校長が毎年、日替定食のように、毎年かわっていくという学校もあります。

そのような学校が、宿毛市内に数多く見られるわけですが、教育長は、この実態について、教育委員会と、県の教育委員会とどのような話をしているのか。このようなことが、毎年多く起こるとするのが正常な状態なのかというのを、保護者は非常に心配をしております。

その点について、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

人事異動についての、教職員の、御質問でありますけれども、人事異動の権限につきましては、人事権につきましては、議員御指摘のように、県の教育委員会が行うと。それを、教育委員会が、我々が、市町村の教育委員会が具申すると、意見を述べるという中で決めていくわけですが、もとになるものは、現場の校長

先生と、県の担当が話し合いをしまして、県がそれを提示すると。それを、市町村の教育委員会が見て、判断して、ゴーサインを出す、否を言うと、こういうふうな形になっております。

先ほど、日が変わり、校長先生がかわるということがどこにあったのかなと見ましたが、考えてみたら、1校、2年続けて校長がかわったところもあったと思いました。

そのことにつきましては、県と教育委員会が話をする中で、子供たちのために、より教育活動ができるであろうと、こういう判断をいたしまして、かわったと。

しょっちゅうかわるといというのは、いいことではないけれども、よりよいものを求めてかわっていくということについては、問題はないのではないかと、こういうふうに判断をいたしました。

それから、一度に何人の先生がかわるということにつきましては、例えば、具体的に話をしますと、校長先生は、自分がかかりたいという希望を出すと、県のほうで、それに対して意見を集めて、教育委員会と市町村の教育委員会と話をすると。その中で、教頭先生が退職するということがあって、2人の教頭、校長がかわるといことはあると思います。それは宿毛市だけじゃなしに、ほかの市町村でも、起こり得ることだと思います。

そのことについて、その後の子供たちの教育を、いかに、それ以上に充実させるかということについて、話し合いをして、これは対応できるという判断をした中で、県の教育委員会と協議して、決定をするというか、認めておる、こういう現状でございますので、どうぞ御理解をいただきたい。

宿毛市の教育委員会としても、できるいっぱいはお願いするということでございますので、御理解いただきたいと、こんなふうに思います。

昔のように、人事の担当が中村におりまして、教育委員長が行って、10年ぐらいになりますか、教育委員会が来て、話し合いをしながらする異動ではありませんので、人事担当が高知におりまして、その時期に来て、話し合いをする、こういうシステムになっておりますので、どうぞ御理解いただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育長は、県教委に対して具申をすることができるということで、どのような具申をしたのかなというのが、非常に心配ですが。

先ほど、校長が2年連続でかわったという話をされましたが、3年連続です。咸陽小学校が、21年、22年、23年、24年と、4年連続でかわっちゃうかな、これ。3年連続で、4人の校長がかわっております。

そういうこともあります。いろいろと僕も調べた中で、いろいろな問題点があるんじゃないかということで、お聞きをさせてもらってますが、やはり、そういうところに対して、県教委に対して、それをとめることはできないにしても、教育長が、いいですよという話じゃないというふうに思うんですね。

本当に、保護者は人間関係をつくる時間がないというふうに感じるんですよ。やはり、学校というのは、家族から、保護者から信頼されて初めて教育が、しっかりとした教育ができるというふうに思うんで、この点について、県教委に対して、どのような具申をされたのか。言える部分があれば、お願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えします。

どのような具申をされたかということにつきまして、具体的にどの事案について、どのよう

なということにならないと、ちょっと僕もお答えはできにくいかと思えますけれども。

先ほど申しましたように、校長が1年1年かわるということについては、確かにいいことではないとは思っております。けれども、県の担当者といろいろ話し合う中で、例えば、咸陽の小学校については、校長が途中で、1年目で体調不良でやめた校長が1人おりましたので、そういうことがあってかわったことも、やむを得ずかわった場合もあるわけです。

そういうこともあり、県とも話し合うわけで、どうしてもこの場合には、もう1年、かわらざるを得ないということがありました場合には、それはもう仕方がないと思うわけです。

できる限り、私は、子供たちの教育活動がスムーズに行くように、お願いをしていくと、そういう立場でありますので、どのような、具体的に、この場合にどんな具申をしたかという分でない、この場合に、異動の内容について、どんな具申をしたかということは、ちょっと話しにくいことだと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと。

さっきも申しましたように、子供たちにとって、宿毛の教育活動がスムーズに行くような視点で、お願いはしていると。協議はしていると、こういうことでございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、寺田議員の質問の中で、ある学校で、3年にわたって4人の校長が、1年1年かわったという話もありましたけれども、事務局のほうと調べますと、3年前の校長が、3年おりまして、それから1年間、校長が、1年でかわりました。その校長が、体調不良でかわりまして、今の校長です。4人も1年ずつかわっているという、そういうことではないと思えますの

で、訂正をいたしたいと、こういうふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、先ほど、私が答弁をいたしましたところを訂正させていただきます。

ある校長が、3年間に在籍をいたしまして、校長が赴任をしましてまいりました。その校長は、1年で、新しい校長が赴任してまいりまして、その校長が体調不良で、今の校長に1年でかわったと、こういうことでございますので、訂正をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

私が言っているのは、校長がかわった1件だけをとりえて、こういうことがいかんということじゃなくて、そういう実態もあると。やはり市の教育をつかさどる教育長として、そういうことがないように、やはり県教委としっかりと話をして、宿毛市の教育の地盤を整えてほしいということを行っているのであって、これ以上、このことでは、質問をしません。

次に、先ほど、教育長がちょっと答弁の中で出しておりました、教職員の資質、指導力の向上についてということでお聞きをしたいというふうに思います。

教育行政方針の中には、教職員の基本的な資質や、豊かな人間性、幅広い視野を身につけるために、総合的な研修を推進するとともに、教育研究所を中心として、教科研修の充実に努めるというふうに書いてあります。

実際に、先ほど、学力の部分でありましたが、教職員の資質、指導力を高めるための取り組みを、今年度、どのような事業を実施する予定であるのかをお示しを願いたいというふうに思い

ます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問、教職員の資質向上に取り組む、市としての方針を話せと、こういうことでございますので。

まず、教育研究所を中心として、教科の研修の充実について、取り組みをしていることについて、お答えをいたします。

教育研究所における主な取り組みにつきましては、基礎学力の向上、それからもう一つは、不登校対策を大きな柱として、取り組みをしております。

この不登校対策につきましては、21年度におきましては、全国でも不登校の発生率が大変よくない状況でありましたけれども、いろいろな取り組みによりまして、平成23年度は全国平均の発生率を大きく下回りまして、県下11市の中で、最も少ない発生率まで改善をできました。そのことについて、まず報告をしたいと思っております。

それから、研究所の、議員が御指摘のように、今、大きな問題であります学力向上についての具体的な取り組みでありますけれども、主なものといたしましては、宿毛市内すべての小中学校の教職員の参加によりまして、教育研究部会を設置いたしました。

それで、教育課題のための実践交流会を開催をしております。

その研究部会は、国語、算数、数学、社会、英語などの各教科の部会や、読書指導とか、特別支援教育、人権教育などを含めまして、18の部会に分かれております。

各部会の中での各教科の部会における本年度の主なテーマについて、少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、国語部会におきましては、読む力、今、

国際的に求められております書く力、読む力を育てる研究。

それから、数学、算数部会におきましては、算数、数学における思考力と表現力を高める指導方法についてであります。

それから、英語部会におきましては、授業改善のための連携を図る取り組みをしております。これは、小中連携も含めての取り組みとなっております。

それから、科学教育の部会におきましては、わかりやすい科学教育の創造についてなど、授業における指導方法の改善について、研究を進めております。

また、中学校におきましては、国語、数学、理科、社会、英語の5教科におきまして、各中学校の教科担当教員の連携を図りながら、高知県教育委員会との助言指導も受けまして、各教科の授業に使用する教材の研究にも取り組んでおります。

これらの教職員の授業力の向上の取り組みとともに、各種学力調査の結果を分析をいたしまして、指導計画と、学習指導の工夫改善を図るとともに、児童生徒の学力向上の取り組みを進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

今、教育研究所の取り組み等を、るる御説明をいただきました。これが、将来に向けて、実が開けば、非常にうれしいことだというふうに感じておりますが、教育長は、平成19年に新たな統廃合プランということで、教育委員会としてのプランを出してきました。

その地区での説明会の中で、特に私の学校は、子供たちの行った学校は、非常に小さな学校でしたので、保護者に対して、専科の先生がい

ないと、子供たちは限りなく学力、その専門的な勉強ができませんというような説明をされたというふうに思いますが、この考えについて、教育長、今も同じような考えを持っておられますか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

19年度に、地域の説明会の中で、私がどのようなお話をしたかについて、詳細には、自分の記憶が明確にメモリされておられませんので、しっかりした答えにはならないと思いますけれども、限りなく教科、専科の先生で対応できなくなると、そういうような言葉を言ったかどうかについては、記憶がありません。

それは、私が言ったのは、複式学級で対応することについては、限りなく2分の1の授業になる可能性がある。ですから、直接指導、間接指導のわたりの技術点も含めて、大変難しいところがあると。

先生の資質向上に向けての取り組みが、大変必要になると。

私が申し上げましたのは、教科担任、教科の専門の先生で対応することが難しくなる。これは、申し上げました。それは、それぞれの学校の定員、子供の人数によりまして、国の先生の配置の基準が決められておりますので、音楽のできない先生が、国語の先生が音楽を教えるだとか、それから、英語の授業を国語の先生が教えるというようなことになる。これはもう、一定仕方のない、それは子供にとっては、いいことではないだろうと。特に中学校の、いろいろ知に対する興味を育てる時期に、専科の先生で、いろいろ育ちを育てるとということについては、大事なことではないかと、そういうことを申しました。

それは、小さな学校は小さな学校で、目の届

く教育ができるということは、十分承知をして
おりますけれども、専科の先生で、子供たちに
知に対する興味を育てる心は、難しいのではな
いかと、それは申し上げたと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

私も、19年、約5年ぐらい前のことので、
しっかりと、メモにとってどうやったとい
うことを、記録をしておりますので、教育長
の今の考えが、専科の先生に教えていただか
なければ、やはり興味であったり、そういうと
ころに問題ができるんじゃないかというふうな考
えを、今もお持ちであるというふうにとらえて、
次の質問にしたいと思っております。

教育長は、お聞きをいたしますが、現職の時
代に専門科目は何だったんでしょうか、教え
ていただきたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の
再質問にお答えいたします。

免許証は英語であります。英語の教員であり
ました。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） なんですよ。僕は、
ある人から、教育長は現職時代、体育の先生や
ったがないですかというふうな話をよく聞かれ
たので、たしか教育長は、英語の専科の先生や
ったですよという話をしたことでしたが。

実際、教育長は現職時代に、英語の先生とし
て子供たちに興味を持たす教育ができてきたと
いうふうに自負してますよね。

そういうことは、もし自負してなかったら、
やはり教科の先生が、専門科目の先生が教えな
ければ、興味を半減するということが、言うべ
きではないし、教育長として、陣頭指揮をとれ

ないんだというふうに思いますので、この点に
ついて、教育長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の
再質問にお答えいたします。

大変、お答えするのが難しい答弁になろうか
と思っております。

専科の先生であっても、英語の専科でも、同
じ英語の専科であっても、指導力のある先生は
たくさんいると思います。ですから、教員が子
供たちに学力をつけるために、知に対する興味
を育てるために、一生懸命取り組む。研修する
ということは、大切であります。

私がそんな先生であったかどうかというこ
とを、今、問われますと、自分では一生懸命努力
した。けれども、人はどういうふうに評価した
かについては、ちょっと私は難しいと、こうい
うふうにお答えをさせていただきたい、こうい
うふうに思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

評価は周りがするというので、多分、保護
者であったり、子供たちであったりが評価する
んですよ。ええ先生、悪い先生という言い方
を、よくする人がいますが、その場、その場で
先生は一生懸命仕事をしている。当然、仕事を
していただかねばいけないというふうに思いま
す。

その中心になって、指導をしていき、導いて
いくのが教育委員会であり、教育長であるとい
うふうに思います。その教育長が、やはりしっ
かりとした考えを持って、指導力を発揮して、
やっていっていただかなければ、宿毛市の教育
の向上というのは、ないというふうに思います
ので、教育長、あと3年ぐらいあるわけですか
ら、任期が。その間に、ぜひ宿毛市の教育を、
良くなったねとみんなに言われるように、努力

をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

教育環境の充実についてとすることで、質問をさせていただきます。

教育環境といえば、今、特に梅雨時期ですので、雨漏りとかいう話を、よく連想するとも思いますが、私が今回、聞きたいと思うのは、特に学校施設の中で屋外、グラウンドであったり、学校の施設内には駐車場スペースであったり、いろいろな施設、設備があります。その中で、やはり小さな学校というのが、結構多くなりましたので、生徒数が少なくなったり、教員数が少なくなったりということで、なかなか手が回らない。

草が生えたり、時としてはグラウンドに表土が流されて、下の地盤の泥が出てきているというようなグラウンドも見受けられるんですが、教育委員会として、この維持に対して、現状のまま、各学校に任すのか、教育委員会として手を入れるのか、その部分についてお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の教育環境の充実、施設の営繕についての御質問でございます。そのことについて、お答えをいたします。

いろいろ学校が、施設が老朽化することによって、学校独自の対応が難しい、いろんな点があると思います。

まず、雑草の処理でありますけれども、そのことにつきましては、開かれた学校づくりの方とか、それから愛校作業時に、先生とかPTAの方々、それから児童生徒が草引きをすると、そういうことによって、環境教育の一環になっていると、そういうふうな取り組みをしております。

それから、グラウンドについて、いろいろ、

土が少なくなっている。表土の問題につきましては、学校でなかなか対応できないという問題があります。

それらのこと、学校からの要望をいただく中で、必要箇所につきましては、教育委員会の予算の中で対応してまいりたいと、こういうふうに思います。

それから、いろいろ、それぞれの学校で、砂場であるとか、さっき申しましたように、表土での対応だとか、いろいろ要望がありますけれども、予算を総合的に判断をいたしまして、優先順位の高いところから、できるだけ、できれば全部の学校に、子供の教育活動がスムーズにいけるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育委員会としても、万全を期していきたいというふうに聞きましたので、この学校の維持については、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、これは月曜日の松浦議員に対する市長答弁で、非常に気にかかりますので、緊急質問という形で、市長に1点だけお聞きをしたいと思っております。

宿毛小学校の耐震診断について、小中学校再編特委の中で、市長の答弁として、した答弁と、松浦議員に対する答弁が多少というか、食い違いがあるんじゃないかというふうに思います。

ここでちょっと、先日の答弁の内容を文字起こしておりますので、ちょっと聞いていただきたいと思っております。

「しかしながら、耐震化ができるかどうかをまず検証する必要がありますので、さまざまな方面から議論できるような検討を行ってまいりたい」というふうに、市長は答弁をいたしました。

非常に、特別委員会の中で話した内容よりも、後退したように受け取られたわけですが、市長は、この宿毛小学校の耐震化に向けて、どのような形であるのか、ここで再答弁という形、再答弁というか、私の質問に対する答弁という形で答弁をしていただければと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 通告外ということでありますので、答弁は求めませんが、私は、宿毛市の教育界が、今以上に、いつも最後に言わせてもらいますが、いつも思うのは、保護者が宿毛市で教育を受けさせてよかったと思えるような教育環境であったり、先生、学校であってほしいという思いを強く持っております。

そのために、市長、教育長が、手を取り合っ、て、宿毛市の教育をよくしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時01分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、「議案第1号から議案第11号まで」の11議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑をいたします。

私がお聞きをするのは、議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）と、議案第7号別冊、平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算（第1号）の2議案でありま

す。

まず、議案第3号のほうからいきます。

ページ9ページ。2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費の中の13節委託料、津波避難計画作成業務委託料として、1,050万が計上されておりますが、どこの地域の計画を、どの業者に委託するのか。また、その内容は、どのようなものなのかについて、お聞きをいたします。

続きまして、ページ10ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費の中の第2目と3目にわたってあると思うんですが、農業総務費と農業振興費の中の人・農地プラン検討委員会報償費としては、7万2,000円と少ないですが、県の、前段でいきますと、収入のほうでいきますと、7ページの第14款県支出金、第2項県補助金、第5目の農林水産業費県補助金の中で、高知地域農業マスタープラン作成事業補助金として40万がありますが、この部分で、この委員会の報償費等も払われていると思うんですが、その内容の説明と、青年就農給付金等への影響について、御説明を願いたいというふうに思います。

続きまして、ページ11ページ、第8款土木費、第4項都市計画費の4目都市再生整備事業費の中の13節の委託料で、1,651万円の測量設計委託料が計上されておりますが、どこの設計委託料なのかについて、お示しを願いたいと思います。

同じく、15節の工事請負費4,256万4,000円の中の中央線道路施設整備工事費を3,998万円、減額をしておりますが、この減額理由等をお示しを願いたいと思います。

それと、その下にあります避難道路整備工事費3,001万円の事業費ですが、この避難道路整備については、どの避難道を整備するのかについて、お示しを願いたいと思います。

続きまして、議案第7号別冊、平成24年度宿毛市水道事業会計の補正予算であります、ページ5ページの2款簡易水道事業費、1項営業費用、2目の配水給水費の中で、276万1,000円の補正予算を組んでおりますが、これは、議案第9号との関連があるとは思いますが、今回の和解に至った経過を説明していただきたいということと、市有財産につきましては、保険をかけているというふうに思いますが、今回、保険適用にならなかった理由について、お示しを願いたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、9ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節津波避難計画作成業務委託料1,050万について、御説明いたします。

まず、1点目は、3月31日の津波浸水高の新想定を受けまして、本市の基本的な避難行動や対策をマニュアル化し、市民や観光客等の命を守るための適切な避難指針を定めるため、津波避難計画を大幅に改定しようとするものです。

次に、沿岸部などの各50地域それぞれの地域ごとの避難マニュアルを策定し、地域の実情に合った、具体的な避難の方法を明確にすることで、地域住民の迅速な避難を確実なものにしようとするものでございます。

なお、委託先は、専門のコンサルタント業者を考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会

計補正予算（第1号）、10ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費、7節賃金の、臨時雇用賃金89万6,000円、及び3目農業振興費、8節報償費の人・農地プラン検討委員会委員報償費7万2,000円、並びに、9節旅費の人・農地プラン検討委員会委員旅費2万4,000円、合わせまして99万2,000円の内容についての質疑でございますが、この事業は、平成24年度からの新規事業として、各地域集落で、人・農地プランを作成するための補正予算でございます。

この人・農地プランは、各地域、集落で農業者の高齢化や産業構造の変化等による後継者不足などによって、将来における地域の農業生産が保てなくなることが、現状では予想されています。

集落、地域が抱える人と農地の問題解決のため、農業者だけではなく、集落全体での話し合いを通して、若い後継者の育成と、農地を有効活用していただける体制づくりを促進することを目的に、事業を行うものでございます。

予算の内容としましては、人・農地プラン作成のための説明会開催事務等に係る臨時職員の賃金、また各集落のプラン作成に伴い、高知県幡多農業振興センターや、農業協同組合、認定農業者等で構成する検討委員会開催のための委員6名の報償費、及び旅費となっております。

なお、人・農地プラン作成の集落の単位については、特段の決まりはありませんので、農地・水保全対策や、中山間地域等直接支払制度で、既存の枠組みがある場合はその枠組みで、そのような枠組みがない場合は、地域の農業者や認定農業者、農業協同組合、高知県幡多農業振興センターなどと連携し、単位を設定したいと考えております。

この人・農地プランに位置づける内容としましては、今後、集落で中心となっていく農業者

や、集落営農組織に対し、そこへ農地をいかにして集積していくかが主な内容となります。

その中で、独立自営農業を開始した45歳未満の青年就農者で、給付金の各種要件に合致した場合は、農業開始直後の所得保障として、年間150万円を給付する青年就農給付金が交付されることとなっています。

また、地域の中心となっていく経営体に、農地が集積されることが確実に見込まれる場合には、その協力者に対し、農地集積協力金が交付されることとなっています。

青年就農給付金については、4月に説明会を行い、アンケート調査によって、一定の要望量は把握しておりますが、現在のところ、高知県において、給付金の交付要領が定まっておらず、交付対象者の詳細な要件が定まっていない状況で、交付要領が策定され次第、各種条件に合致する対象者を調査の上、9月の補正予算に計上したいと考えております。

なお、各集落での説明会は、青年就農給付金の人・農地プランに位置づけられた青年就農者を対象としていますので、青年就農給付金の交付対象者がいる地域から、順次行いたいと考えております。

また、青年就農給付金等への影響についての御質問ですが、7月以降、順次作成し、青年就農給付金の給付や、スーパーL資金の金利負担軽減措置等への対応が出来ることのないよう、努めてまいります。

なお、この事業の補助金につきましては、7ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金に、高知県地域農業マスタープラン作成事業費補助金として、定額補助金40万円を計上しています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）でございます。ページは11ページ。第8款土木費、第4項都市計画費、第4目都市再生整備事業費、13節委託料と、15節工事請負費についての御質問でございます。

13節委託料につきましては、今回、15節に計上しております避難路及び土居の後線の用地測量、並びに避難路の設計委託料を計上しております。

15節工事請負費でございますが、中央線道路施設整備工事費の減額につきましては、国庫補助事業費自体が防災対策費のほうに大幅にシフトしたことによりまして、当初の事業費枠を確保できないことが判明いたしましたため、減額したものでございます。

また、避難の整備の箇所につきましては、総務課危機管理係と協議の上、今回、5カ所の整備を予定しております。

1カ所目につきましては、藻津地区でございまして、藻津集会所の北側になる、山に至る経路を計画しております。

2カ所目は、池島地区で、池島灯台へ至る経路でございます。

3カ所目につきましては、西町地区で、西町団地の1段高い場所へ、ショートカットする階段工を計画しております。

4カ所目につきましては、小筑紫町小浦地区でございまして、集落北側の山に至る経路でございます。

最後でございますが、小筑紫地区で小筑紫中学校北側の山に至る経路を、全5路線で予定しております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、11番寺田議員の質疑に対してお答えします。

議案第7号別冊、平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算第1号、5ページ、2款簡易水道事業費、1項営業費用、2目配水給水費276万1,000円であります。

この金額は、議案第9号に、和解及び損害賠償の額の決定について提案させていただいておる和解に伴う損害賠償金であります。

まず、今回の和解に至った経緯を説明します。

小筑紫簡易水道の水源地上につきましては、伊与野地区の圃場整備をした田んぼの中ほどにありまして、東側にある山の上に設置した配水タンクに一たん水をくみ上げて、小筑紫町の内外ノ浦から栄喜まで、計8部落の約1,130世帯に水を供給しております。

平成17年度、その配水タンクのある山すそから100メートル以上北側にある龍巖寺入り口、倉庫裏から、何年か前から水がふえているので、水道が漏れているのではないかと連絡がありまして、水道課職員が現地を確認したようですが、残留塩素を測定した結果、湧き水に塩素反応がなく、また付近の住民に、もともと湧き水が多かったという話を聞きまして、水道水ではないと返答していたとのことでした。

その後、平成19年1月に、また龍巖寺関係者から、湧き出る水量がふえたので、配水管が漏水しているのではないかと、再度、調査をしてほしいという連絡がありました。

水道課職員が現地を確認したところ、確かに湧き水の量がふえているため、湧き水を採取後、専門機関に送り、水源地ポンプの電気代の変化を調べた結果、塩素の成分が検出限度以下であると。それと、電気代につきましても、高い年と低い年が混在してまして、配水タンク及び配水管と龍巖寺の間に浅い谷があるという現地の状況、いろいろな状況をあわせまして、水道水

じゃないという判断をいたしまして、そのように龍巖寺のほうに返答していたところでした。

その後の問い合わせにも、平成19年にいろんな調査をしておりますので、水道水ではないと返答していたようではありますが、平成23年4月、龍巖寺の総代から、湧水が大量に吹き出るようになったということで、これは水道水以外に考えられないということの連絡がありまして、現地を再度、調査いたしました。

したところ、湧水量が大幅にふえているということが確認されまして、ちょっとこれはおかしいということになりまして、配水タンク周辺を掘ってみようかということで掘削調査をしました。

しましたところ、平成23年7月15日、タンク直下、タンクのすぐ下の地下約3メートル、かなり掘りまして、そこで配水管が破損してまして、それから水がどンドン出よったという状況が確認されました。

これにつきましては、すぐに修理した結果、湧き出していた水が完全にとまったそうではありません。

龍巖寺関係者には、湧水の処理のために排水構造物を自費で新設する、水路ですね。横断する水路とか、など、多大の御迷惑をかけたことが判明しましたので、市長、副市長、水道課職員等でことしの4月10日に龍巖寺に出向き、住職及び総代に謝罪をいたしてまいりました。

また、昨年度から、漏水がわかってからですが、龍巖寺の関係者と担当の水道課で、漏水による補償について協議を進めておりましたところ、先日、その協議が整いましたので、本議会に補正予算並びに和解議案を提出したものです。

続きまして市有財産の保険についてですが、上水道管理室等の建物については、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に委託しております。

建物はそうですが、いわゆる水道管、水道法第3条第8号に規定されております送水施設及び配水施設については、その対象に含まれておりません。

送水及び配水施設が対象となるのは、社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険であります。これにつきましては、赤水、それから濁り水というふうな損害賠償には、これを使えないということで、費用対効果ということから、宿毛市は加入しておりませんので、今回、保険適用はないということです。

今回、このような事例が生じたので、保険の加入に関しては、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） よくわかりました。特に、農業関係のこの人・農地プラン検討委員会、これから24年度の事業ということですので、対象者となる農家に伝達漏れのないように、努力をしていただきたいというふうに思います。

1点だけ質疑をさせていただきたいと思えます。

議案第7号別冊の、今回の276万1,000円についてであります。これは、保険に入らなかったということで、対象とならないということですが、近隣の市町村で、こういう保険に入っているところがあるのではないかとこのように思いますが、その部分について、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、寺田議員の再質問にお答えします。

近隣の市町村に、保険に入っているかどうかということですが、この保険につきましては、保険のほうへ問い合わせたところ、どこが入っているかということは教えてくれませんでした、

直接、土佐清水市と四万十市に問い合わせたところ、土佐清水市は入っていないということですが、四万十市は入っているというような状況です。

これにつきましては、いろいろと、先ほど申しました濁り水とかに使えないということで、金額と費用対効果ということ等もありますので、これは、これから検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

入っているところも、近隣でもあるということですので、ぜひ、例えば水道管が破れて道路が陥没したと。車が落ちたり、人が落ちたりということがあれば、賠償責任問題にもなると思いますので、ぜひ、入ってみてはどうかというふうに思いますので、申し添えておきます。

最後に1点だけ、これは市長にお聞きをしたいというふうに思うんですが、今回、宿毛市が全面的に瑕疵があるということで認めて、示談になったというふうに思うんですが、この責任の所在をどうするのか。

賠償責任が終わったから、いいよということで終わらせてしまうのか、ということについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

全面的に瑕疵を認めた内容だがと、責任の所在はどこにあるのかということでございます。

先ほど来、水道課長のほうからの御説明もありましたように、説明いたしましたように、さまざまな状況がございまして、結果的に、276万1,000円補償するという形にはなりまされたけれども、その過程の中では、解決のために、全力で、さまざまなところで対応してまい

ったということでございます。

今後の責任といたしましては、先ほど、課長からもございました保険に入って、きちんとするということの対応をすとか、いろんな事故等に対しての、きちんとした対応ができると。今後のことで、そういうことを、所管の部署において、きちんと対応するというので、私はそういう責任をきちんと、今後果たしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一） 丁寧な説明、ありがとうございました。

これで私の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち「議案第1号及び議案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号及び議案第2号」については、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第3号から議案第11号まで」の9議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月21日及び6月22

日並びに6月25日、6月26日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、6月21日及び6月22日並びに6月25日、6月26日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月21日から6月26日までの6日間は休会し、6月27日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時32分 散会

議案付託表

平成24年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (5件)</p>	<p>議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号</p>	<p>平成24年度宿毛市一般会計補正予算について 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (1件)</p>	<p>議案第8号</p>	<p>宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第9号 議案第10号 議案第11号</p>	<p>和解及び損害賠償の額の決定について あらたに生じた土地の確認について あらたに生じた土地の字の区域の画定について</p>

平成24年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成24年6月27日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第11号まで

（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）

（議案第3号から議案第11号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第9号外4件

第3 委員会調査について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第11号まで

日程第2 陳情第9号外4件

日程第3 委員会調査について

3 出席議員（13名）

2番 山上庄一君	3番 山戸寛君
4番 今城誠司君	5番 岡崎利久君
6番 野々下昌文君	7番 松浦英夫君
8番 浅木敏君	9番 中平富宏君
10番 浦尻和伸君	11番 寺田公一君
12番 宮本有二君	13番 濱田陸紀君
14番 西郷典生君	

4 欠席議員（1名）

1番 高倉真弓君

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈淳司君

議事係長 柏木景太君

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君

副市長 安澤伸一君

企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	山 下 哲 郎 君
市 民 課 長	河 原 敏 郎 君
税 務 課 長	佐 藤 恵 介 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
保 健 介 護 課 長	村 中 純 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	岩 田 明 仁 君
産 業 振 興 課 長	三 本 義 男 君
商 工 観 光 課 長	松 岡 博 之 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福 祉 事 務 所 長	滝 本 節 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 委 員 会 長 委 員 長	松 田 典 夫 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	沢 田 清 隆 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第11号まで」の11議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号から議案第11号ま

で」の9議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（今城誠司君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託されました議案第3号から第7号までの5議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて6月21日と22日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月25日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案5件につきましては、原案を適当と認め、可決するべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第一分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、9ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市みんなで備える防災対策補助金、227万円について、委員からは、現在、自主防災組織ほどの程度、整備されているのかの質問があり、執行部からは、今回の予算により、86組織、9,620世帯に達し、世帯数での整備率は93.9%になるとの回答がありました。

また、委員からは、未整備地区はどのあたりが残っているのかの質問があり、執行部より、主な未整備地区は坂ノ下地区、二ノ宮地区であり、それ以外は世帯数が10軒に満たない地区が10地区程度残っている。坂ノ下と二ノ宮地

区については、今年度中の組織化を目指して取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、第二分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、11ページ。

第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、15節工事請負費、中央線道路施設工事費の3,998万円の減額についてであります。本予算は、国庫補助の重点が都市施設から都市防災へと移行している状況の中で、当初、予定していた都市施設補助金が減額されたことに伴い、中央道整備にかかわる事業費を減額しようとするものであります。

委員からは、減額後も残りの予算でどのような事業を行う予定かとの質問があり、執行部からは、残予算のうち、約6,000万円で水路の改修を、約5,000万円で無電柱化を実施したいとの回答がありました。

これに対し、委員からは、都市防災の目的を明確にして、ことさら華美な整備とならないように気をつけるべき等の意見がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第3号から第7号までの5議案について、予算決算常任委員長の審査結果の御報告といたします。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました議案第8号の審査結果を御報告いたします。

議案第8号は、宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、住民基本台帳法の一部改正、及び外国人登録法が廃止され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳に記載されることとなりますので、印鑑の登録に関して、所要の整備を行うことな

ど、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案1件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浅木 敏君） おはようございます。産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました、議案第9号から議案第11号までの3議案の審査結果を御報告いたします。

議案第9号は、和解及び損害賠償の額の決定についてです。

本案は、宿毛市が所有及び管理しています小筑紫簡易水道からの漏水によって、真言宗豊山派 龍巖寺に及ぼした損害について、賠償金額276万490円を宿毛市が払うことで和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、あらたに生じた土地の確認についてです。

本案は、宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬33番地先の公有水面を埋め立てたことにより、本市の区域内に新たな土地が生じたので、その土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、あらたに生じた土地の字の区域の画定についてです。

本案は、議案第10号の土地につきまして、字の区域を画定することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、3議案につきましては、担当者からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第11号まで」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第11号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第11号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第9号外4件」の5件を一括議題といたします。

これより「陳情第11号から陳情第13号まで」の3件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託をされました陳情

第11号、第12号、第13号の3件について、審査結果を御報告いたします。

陳情第11号は、家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてであり、中村民主商工会から提出されたものであります。

本陳情は、中小業者を支えている家族従業員の働き分は、税法上、所得税法第56条により配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと規定されており、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。

家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告すれば給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、税法上も民法、労働法や社会保険上でも、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、政府に対し、所得税法第56条を廃止することを求めるものであります。

陳情の趣旨も踏まえ、慎重に審査した結果、所得税法第56条が廃止された場合には、身内での金銭のやりとりは不透明になり、人為的な所得分散も可能であること。また、所得税法第56条に対して、所得税法第57条では、労働報酬に関して所定の手続、要件を経て、給料として必要経費の算入を認めていることなどを考えると、賛同できないとの意見があり、全会一致で不採択と決しました。

陳情第12号は、南海大地震に備え、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情であり、新日本婦人の会高知県本部から提

出されたものであります。

本陳情は、南海大震災に備えて、自治体では防災委員会が組織され、活動しているが、防災・減災・復興に女性の視点が必要である。そのためにも、緊急に防災会議委員に女性を複数任命することを求める陳情であります。

陳情の趣旨も踏まえ、慎重に審査した結果、本市の防災会議委員については、現在、女性は1名であるが、今議会での野々下議員の一般質問に対して、防災会議委員に女性を複数任命することについては、積極的に取り組むとの市長答弁があり、本陳情の願意が達成されているため、全会一致で不採択と決しました。

陳情第13号は、女性の政治参加を阻む衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出についてであり、陳情第12号と同じく、新日本婦人の会高知県本部から提出されたものであります。

本陳情は、衆議院における女性議員の割合は、187カ国中125位と、国際的にも大きく立ちおくれ、国連女性差別撤廃委員会からも、積極的改善措置を求められている。

男女共同参画会議基本問題影響調査専門委員会は、最終報告において、政治分野における女性の参画の拡大は、選挙制度のあり方の検討において重要な論点であると強調し、死票が多くなる小選挙区制より中選挙区制、大選挙区制や比例代表制のもとでのほうが、多様な民意が反映されやすく、女性の議員の割合が高くなる傾向が見られると指摘している。

については、国及び政府に対し、衆議院比例定数削減に反対する意見書を提出していただきたいとの陳情であります。

陳情の趣旨も踏まえ、慎重に審査した結果、女性の政治参加を阻むために比例定数の削減をするのではなく、男性、女性は関係なく、有能な人が国会議員になるものであることなどを考

えると、賛同できないとの意見があり、全会一致で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第11号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、討論を行います。

私が討論を行いますのは、陳情第11号、家族従業者の人権保障のため、所得税法56条の廃止を求める意見書の提出についてであります。

この陳情について、総務文教常任委員長から不採択にしたと報告がありましたが、私はこの報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、四万十市の商工団体が、中小零細事業者が家族を事業の労働者として賃金を支払っても、その経費を事業の必要経費として認められないとしている所得税法第56条は、もう一つの面では、家族従業者の人権をも侵害しているとして、この第56条の撤廃を日本政府に求める意見書の提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

その要綱をもう少し詳しく見てみると、所得税法第56条は、事業主が家族を労働者として使い、賃金等を支払っても、その支払った賃金等を事業の必要経費として認めないことになっています。

妻や子供も一緒に働いて得た事業の収入を、事業者一人だけの所得にして課税対象にしています。

家族労働で得た収入であることを届け出ると、ともに働いたのが配偶者であれば、年額86万円、子供であれば年額50万円まで、事業主の所得から控除されます。

しかし、そのわずか86万円の配偶者控除の適用を受けると、扶養家族から外されてしまい、新たな負担がかかってきます。

配偶者が外で働いて得た賃金等の場合には、年額103万円までは扶養家族として認められるのとは大違いであります。

また、ともに働く家族にとっても、事業主から賃金を受け取っても、雇用関係が法律上、認められないために、所得としての届け出ができず、役所から所得証明をとることもできません。

このため、例えば、事業主である夫のもとで働く婦人従業員が交通事故でけがをし、自賠責保険等への所得補償を請求する場合にも、専従者控除額の年額86万円が365日で割られるため、1日2,356円の補償になってしまいます。

専業主婦に対する1日の補償が5,200円であることから見ても、56条の不当性がわかります。

その他にも、雇用関係が認められないために、失業保険や厚生年金にも加入できず、社会保障が低位に抑えられています。

所得税法第57条に規定されている青色申告にすれば、給料の支払いを事業経費に認められますが、複雑な帳簿など、税務署長の指示などおりの事務処理ができない業者は、承認を受けることができません。

また、帳簿が未整備であれば、承認を受けていても取り消される場合もあります。

税の申告を白色と青色などに分けて、特別な

取り扱いをしていること自体に問題があります。

アメリカを初め、先進諸国では、外部から雇う従業員も、家族従業員も差別をつけず、すべての従業員の賃金を事業経費として認めています。

こうした国際的な労働情勢も受け、高知県議会では、2007年の10月に、この所得税法第56条の廃止を求める意見書を、山本広明議長のもとで、全会一致で可決しております。

日本の全企業の9割を占め、全労働者の7割が働く中小企業は、地域経済を支え、活力を生む不可欠の存在であり、この中小企業の経営を安定させることは、高知県経済の発展に重要な課題と認識していることのあらわれと思われま

す。その後も、県内市町村での意見書提出は進み、この4月現在で8つの市、10町2村で可決しております。

宿毛市におきましても、個人商店初め、中小の業者の皆さんは、四苦八苦の経営状態であります。

この陳情にある意見書決議が、経営建て直しの一助になることは間違いありません。宿毛市の議会でも、地元中小零細事業者を支えるために、この陳情の採択に御賛同くださいますよう訴え、私の討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第11号」を採決いたします。本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第12号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。引き続き、この問題についても討論を行います。

私がこれから討論を行いますのは、陳情第12号についてであります。

この陳情について、総務文教常任委員長から不採択にしたと報告がありましたが、私は、この委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、新日本婦人の会高知県本部の代表者が、南海大地震に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを、宿毛市議会に求めてきたものであります。

その要旨は、昨年3月11日の東日本大震災を教訓に、今後の発生が予想されている南海地震における防災等の対策には、ジェンダーの視点を重視して、宿毛市の防災会議の委員に複数の女性を任命するよう、宿毛市議会に求めてきたものであります。

東日本大震災の教訓として、例示されている女性から見た問題点としては、介護する親のおむつがえや、赤ちゃんへの母乳の授乳時、また女子高校生など、若い女性は、異性の目にさらされる場所では寝つかれないので、避難所内の間仕切りが必要。

また、支援物資に紙おむつ、粉ミルク、おもちゃ、介護用品、こういったものが不足だ、などあります。

こうした要望は、必要とする女性だけでなく、ケアされる人の心を、周辺にいる女性が代弁するほうが多いと指摘しています。

こうしたことから、防災に取り組む準備の時点から、女性の視点も十分に入れた対策の必要性を求めており、防災会議の中にも、女性を求めているものであります。

この観点から見て、宿毛市の防災会議の委員は、この4月から増員された3名の中に、初めて女性が一人、選任されました。この議会での一般質問の市長答弁でも、女性の登用について、前向きな姿勢が見られました。

しかし、現時点では、陳情者の女性委員の複数任命を求めるといふ願いは実現されておりません。

先ほどの総務委員長の報告では、この女性委員をふやすことに賛成というふうを受け取れる発言がありました。

であるのに、こうした中で、採択と不採択の二者択一で決す限り、不採択を選択すれば、議会意思が女性選任に反対するようにも見えてしまいます。

そうしたことから見て、この陳情は不採択にするべきではなく、採択して、議会としての意志を明らかにし、早期実現に向け、市長の背中を押すことにしてもよいのではないかと思います。

この観点から、私は、この陳情は採択すべきであることを皆さんに訴え、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第12号」を採決いたします。本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第13号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第13号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第9号及び陳情第10号」の2件については、総務文教常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより、陳情第9号を採決いたします。

本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって、本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより、「陳情第10号」を採決いたします。

本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって、本件については委員長からの申し出

のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 市長。閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月11日に開会しました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、提案申し上げました11議案につきまして、それぞれ原案のとおり決定をいただき、まことにありがとうございました。

また、今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討しながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健

康に御留意をされまして、より一層の御活躍を
されますことを御祈念を申し上げまして、閉会
のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長のあいさ
つは終わりました。

これにて、平成24年第2回宿毛市議会定例
会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 今城誠司

議員 岡崎利久

平成24年6月25日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 3号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	平成24年度宿毛市水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当

平成24年6月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 8号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成24年6月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 9号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決	適 当
議案第10号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	適 当
議案第11号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適 当

平成24年6月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第11号	家族従業員の人権保障のため所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について	不採択	不適當
第12号	南海大地震に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情について	不採択	不適當
第13号	女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について	不採択	不適當

平成24年6月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第 9 号	伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出について
陳情第10号	消費税増税に反対する意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成24年6月21日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年6月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年6月25日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成24年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	7番 松浦英夫君	<p>1 あったかふれあいセンターについて（市長） （1）今後の推進について （2）財政支援策について</p> <p>2 防災対策について（市長） （1）防災対策の見直しと取組みについて （2）公共施設等の実態把握について</p> <p>3 伊方原発の再稼働問題について（市長） （1）伊方原発の廃炉について （2）国に対する意見具申について （3）条件付き再稼働容認について</p>
2	2番 山上庄一君	<p>1 空き家対策について（市長） （1）市内の空き家についての実態把握について （2）空き家対策の状況について</p> <p>2 産業祭について（市長） （1）産業祭の目的と内容について （2）宿毛市の潜在的資源の掘り起しについて （3）販路拡大（県外・市外）へのマーケティング戦略の必要性について （4）地場産品の高付加価値化について</p> <p>3 人口増加策について（市長） （1）具体的な人口増加策の状況について （2）積極的な婚活支援について</p>
3	8番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）原発事故の放射能被害から市民を守る対策について ア 伊方原発の再稼働について イ 東日本大震災のガレキ受入れについて （2）生活保護行政について ア 必要な人が受けやすい行政対応について イ 保護基準の維持向上について ウ ケースワーカーなど必要な体制の確保について エ 移送費の給付について （3）宿毛湾の環境保全対策について ア 貝毒の発生原因と防止対策について イ 赤潮の発生状況と防止対策について ウ 湾内のゴミ対策について</p> <p>2 教育行政について（教育長） （1）給食の安全性確保について ア 給食に放射能汚染食材を混入させない対策について</p>

4	3番 山戸 寛君	<p>1 宿毛市の林業について（市長）</p> <p>(1) 森林法の改正にともなう諸施策について</p> <p>ア 森林経営計画の作成について</p> <p>イ 低コストで効率的な作業システムの整備について</p> <p>ウ 技術者の育成について</p> <p>エ 森林管理・環境保全直接支払制度について</p> <p>(2) 宿毛市としての林業活動について</p> <p>ア 近年の宿毛市の森林関連活動について</p> <p>イ 市有林整備事業について</p> <p>ウ 私有林の伐採届について</p> <p>エ 森林の地籍調査について</p> <p>オ 森林関連事業者への補助について</p> <p>カ 人材（市職員）育成について</p>
5	6番 野々下昌文君	<p>1 防災対策について（市長・教育長）</p> <p>(1) 今後の本市の地域防災計画と新たな津波想定について</p> <p>(2) 防災に対し一人一人が考え行動する意識改革への取り組みについて</p> <p>(3) 自前の防災教育の構築について</p> <p>(4) 学校施設の非構造部材の耐震化について</p> <p>2 適正管理を促す「空き家対策条例」について（市長）</p> <p>3 介護ボランティアポイント制度について（市長）</p>
6	5番 岡崎利久君	<p>1 住宅手当緊急特別措置事業の現状と周知活動について（市長）</p> <p>2 市長の政策と活動について（市長）</p> <p>(1) 宿毛市防災会議の活動状況について</p> <p>(2) 宿毛市名誉相談役について</p>
7	11番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 副市長・教育長の給与について</p> <p>(2) ゴミ袋の取り扱い手数料について</p> <p>(3) 庁内組織の充実について</p> <p>(4) 公共施設へのAEDの設置について</p> <p>2 教育行政について（教育長）</p> <p>(1) 基礎学力の定着と学力の向上について</p> <p>(2) 教職員の資質・指導力の向上について</p> <p>(3) 教育環境の充実について</p>

平成24年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月27日	承 認
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 3 号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 4 号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 5 号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 6 号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 7 号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 8 号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第 9 号	和解及び損害賠償の額の決定について	6月27日	原案可決
第10号	あらたに生じた土地の確認について	6月27日	原案可決
第11号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	6月27日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第11号	家族従業者の人権保障のため所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について	6月27日	不採択
第12号	南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情について	6月27日	不採択
第13号	女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書の提出について	6月27日	不採択